

# 参議院沖繩及び北方問題に関する特別委員会(第六十七回閉会後) 會議録第一号

昭和四十六年十二月二十八日(火曜日)  
午前十一時八分開会

出席者は左のとおり。

委員長 長谷川 仁君  
理事 鬼丸 勝之君  
楠 正俊君  
柳 亨弘君  
丸茂 重貞君  
松井 誠君  
森中 守義君  
矢追 秀彦君  
高山 恒雄君  
岩間 正男君  
稲嶺 一郎君  
今泉 正二君  
長田 裕二君  
堀木 又三君  
片山 正英君  
亀井 善彰君  
古賀 四郎君  
柴立 芳文君  
鈴木 省吾君  
園田 清充君  
竹内 藤男君  
西村 尚治君  
初村 謙一郎君  
宮崎 正雄君  
山内 一郎君  
若林 正武君  
占部 秀男君  
大橋 和孝君  
川村 清一君

委員

國務大臣

事務局側

説明員

|          |         |        |
|----------|---------|--------|
| 内閣総理大臣   | 佐藤 榮作君  | 田中寿美子君 |
| 法務大臣     | 前尾繁三郎君  | 田中 一君  |
| 外務大臣     | 福田 赳夫君  | 宮之原良光君 |
| 大蔵大臣     | 水田三喜男君  | 村田 秀三君 |
| 文部大臣     | 高見 三郎君  | 森 勝治君  |
| 厚生大臣     | 斎藤 昇君   | 上林繁次郎君 |
| 通商産業大臣   | 田中 角榮君  | 黒柳 明君  |
| 郵政大臣     | 廣瀬 正雄君  | 原田 立君  |
| 労働大臣     | 原 健三郎君  | 栗林 卓司君 |
| 自治大臣     | 渡海元三郎君  | 渡辺 武君  |
| 国務大臣     | 江崎 真澄君  | 喜屋武眞榮君 |
| 国務大臣     | 大石 武一君  |        |
| 国務大臣     | 木村 俊夫君  |        |
| 国務大臣     | 中村 寅太郎君 |        |
| 国務大臣     | 山中 貞則君  |        |
| 常任委員会専門員 | 相原 桂次君  |        |
| 常任委員会専門員 | 鈴木 武君   |        |
| 常任委員会専門員 | 宮出 秀雄君  |        |
| 内閣法制局長官  | 高辻 正巳君  |        |

|           |        |
|-----------|--------|
| 内閣法制局第二部長 | 林 信一君  |
| 警察庁刑事局長   | 高松 敬治君 |
| 防衛庁防衛局長   | 久保 卓也君 |
| 防衛庁装備局長   | 黒部 稜君  |
| 防衛施設庁長官   | 島田 豊君  |
| 法務省民事局長   | 川島 一郎君 |
| 法務省刑事局長   | 辻 辰三郎君 |
| 法務省人権擁護局長 | 影山 勇君  |
| 外務省アメリカ局長 | 吉野 文六君 |
| 外務省条約局長   | 井川 克一君 |
| 大蔵省理財局長   | 小幡 琢也君 |
| 林野庁長官     | 松本 守雄君 |
| 水産庁長官     | 太田 康二君 |
| 日本専売公社総裁  | 北島 武雄君 |

本日の會議に付した案件

○沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○沖繩の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○沖繩振興開発特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○沖繩における公用地等の暫定使用に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○国家公務員法第十三条第五項および地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、人事院の地方の事務所設置に関し承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(長谷川仁君) ただいまから沖繩及び北方問題に関する特別委員会を開会いたします。沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律案、沖

繩の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律案、沖繩振興開発特別措置法案、沖繩における公用地等の暫定使用に関する法律案、国家公務員法第十三条第五項および地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、人事院の地方の事務所設置に関し承認を求めるの件以上の各案件を一括して議題といたします。

前回に引き続き質疑を行ないます。質疑のある方は順次御発言を願います。村田秀三君。

○村田秀三君 総理に初めに伺いをいたしたいと思うのですが、実は私は、主として農業問題、そしてまた漁業補償の問題について伺いたいと思っております。

それらの本論に入る前に、ここ二、三日の経過の中から私が感じましたことを素朴に――まあ私は東北でありますから、まことに朴訥であります――沖繩の人の気持ちになつて素朴に総理に話しかけて、そうして、まわりに多く人がいるなどというのを気にしないで、ほんとうのところどうなんだろという、そういうことをちょっと聞いてみたいと思つたわけであります。そのことは、別に前もって質疑の通告をしておいたわけじゃございません。ただ、総理個人の問題でありますから、そういう意味で質問することをお許しただきたいと思つてあります。まあ、新聞を見ますと、総理は、関係法案の会期内議了、継続審査というのには困る、こういうことをおっしゃられたと新聞に出ております。一月にアメリカに渡られるわけですが、復帰の時点というのはまだ確定はいたしてありません。来年の中ごろであらうと、中ごろというのは六月であらうとか、いろいろ言われてはおりますけれども、継続審査ということになりましたら、私も、いままです主張してまいりましたものは、これは慎重審議、そして国民、とりわけ沖繩の人々の疑念を晴らすた

めにも、その疑念というものが残りなく解明されて、しかる後であるならば、われわれはこれを通すということについての異議を、さらに、はさんでおらないわけでありませう。もちろん、土地に関する法律案は憲法違反の問題である、こういうことではありますから、これはまあ決定的な問題でありませう。しかしながら、それ以外の問題は、疑念が解明をすれば、それまであくまでも廃案だなどというようなことは、私は言っておらないと思ふのです。なかなかその疑念が、幾ら質問しても解明されなかったところに、今日まで延々と続いた大きな理由があるのではないかと思ふのであります。慎重審議、通常国会においてその疑念を一点の曇りもなく晴らしたといたしまして、復讐の時点までには、これは通常国会の会期は五月の末になるであらう、これは間に合うわけでありませう。なぜこれが継続審査では不滿なんでありませうか。まあ、一説によりますると、サンクレメンテに行く際のおみやげだなどといううわさが聞かれるわけでありませうが、その真意をひとつ聞かしていただきたいと思ひます。

○国務大臣(佐藤栄作) 御承知のように、沖縄の祖国復帰返還交渉、これは、アメリカ側ではもうすでに審議を終えております。私ども、その受け入れ側でこれが審議が未了であるということとは、まことに残念だ。ことに、十分の日数をとって臨時国会を開いて、この臨時国会は沖縄国会といわれた、その国会で中身についての十分の御理解を得ないとしたら、これはたいへんな問題だ、かように私は思ひます。したがって、今回のような異例な御審議まで皆さん方にもお願いし、私ども政府としては、十二分に説明のできることは説明し、そうして見直しを早く立てること、これが何よりも沖縄県民に対する私どもの気持ち、これを率直に伝えるゆえんではないだらうか、かように思ふのでございまして、私は、皆さん方がこうして閉会中も審議をなさること、これは、ただいま申し上げるように、閉会中でもこうして御審議をいただくことも、この問題が重要

であるからこそ皆さん方も異例なる審議をなさつていらつしやると、かように思ひます。私は、そういう意味で、別にサンクレメンテに出かけるみやげだとか何とかいうものじゃなくて、本来、アメリカ側のほうで審議が終わつた、受け入れ側のほうで審議が終わらない、こういうことはまことに残念ではないか、かように思つて皆さん方に御無理をお願いしてある、これが私の率直な、また素朴な意味における感じでございます。私は、沖縄の問題についてかような熱意を示しておりますのは、戦中に最後に沖縄から本土に発せられた守備司令官のあの電文、これはほんとうに、いまなお思い起こせば、私どもの胸を打つものがありませう。私も、いままでのような沖縄で祖国がほつておいていいというものでは絶対にない。これはやはり、本土防衛の第一線となつて戦つた沖縄県民の心を心として、私どもはあたたかく迎える、それが不十分にして、その気持ちでわれわれは準備をしなければならぬ、これが私の胸を打つておる唯一のものでございませう。私は説明が不十分でございますが、また説明を十分尽くすことを得ませんけれども、ただいま申し上げようやうな気持ちで、皆さん方も一致してこの問題に取り組んでいらつしやるのだと、かように私は理解したいのであります。ただいまも閉会中この審議をや、次の通常国会にまでつながつて、開会劈頭の問題を片づけようとなすつていらつしやる、これは議長のおっしゃることもながら、各党とも、ただいま申し上げるやうな気持ちで皆さん方も一致して立ち上がられたと、かように私は理解するものでございませう。

○村田秀三 まあいろいろお伺いをいたしました。で、沖縄が一日も早く復帰をしたい、そうしてわれわれも迎え入れたい、このことは、これは何びとといへども変わりはないと思ふのです。がしかし、沖縄出身の喜屋武議員が先般申しておられたのであります、ただ返ればよろしいというものではない。沖縄の問題に関連して伏在する、あるいは顕在化されているところの多くの問題を

解決することが必要なんだということを言つておるわけでありませう。協定は、これはすでに自然承認ではございませんけれども、承認をされた形になつてしまつたわけでありませう、だとするならば、それに関連する法案というものは、質疑の中で明らかにされたいもの、あるいは修正してもよろしいというものは、すなおにそれを受け入れて、そうして次の国会に追加して立法措置を講ずる、あるいは政令を書きかえるということがなければ、これは、われわれが何ほど時間をかけて慎重審議したとしても、それは慎重審議にはならぬと思ふのです。こう実は、私は思つてございませう。総理の気持ち自身としては、確かにきれいなさっぱりしてニクソン大統領と話をしたいという気持ちはあるであらう、しかし、しかし国際的な義理もさることながら、国内の世論を統一的方向に持つていくということが私は最も大切だろふと思ふ。だとするならば、来春アメリカに渡る前に、すべての法案を成立させて行かねばならぬなどということは考えないで、通常国会の会期は長うございませう。五月の末まであるわけでありませうから、必要な立法措置もこの中で講じて、そうして可能最大限の措置を講じて、沖縄の人々に了承をせしめらう。いま四〇%であるとするならば、それを六〇%に近づけるなり、あるいは七〇%に近づけるといふ方向で措置することが、われわれに与えられた義務ではないかと私は思ふのであります。総理は、この点、どう考えませうか。

○国務大臣(佐藤栄作) 村田君の言われることもわからないではございません。しかし、私は、沖縄国会に提案いたしました諸法案は、最低限度これは必要な法案でございませう。また、これから先、沖縄が祖国に復帰すれば、われわれが足らざるところを補つていく。これは会期もろんとございませうから、そういう意味で、これは十分な立法措置も、また皆さん方の提案権もわれわれは尊重していかねばならぬ、かように思ひます。ので、これは政府だけの問題ではない。かように思ひますから、次の国会における問題は問題とし

て、私どもが最小限度復帰に際して必要な法案、それだけはぜひとも沖縄国会で成立させたい、かような気持ちで御審議を願つてまいつたのであります。どうも説明が不十分で、野党の諸君の全部の方々の御了承を得ることができなかった。それで今日のやうな状態に立ち至つたといふことは、まことに私残念でございませう。

以上のように考えますので、これが全部終わった、沖縄対策はこれで万全だと、かような状態ではございませう。

○村田秀三 まあ少なくとも来春の渡米にこだわることなく、これは責任を果たすといふ、そういう考え方の上に立つて措置されるよう、強くこの点は要望しておきたいと思ひます。

それでは本論に入るわけでありませうが、漁業補償の問題について、防衛庁、それから外務省、そして外務大臣に少々お伺いしたいと思ふのであります。この請求権の問題は、衆議院でもそうでございませう、また、本院におきましても相当論議をされました。そして、この請求権に関連をいたしましては、われわれの言わんとすることも、ある程度了としていて私は善意に解釈をしておるわけでありませうが、復讐後調査をして、そして立法措置が必要であるならば立法措置をするといふやうに受けとめてまいつておるわけでありませうが、その点、この立法の問題になりますと防衛庁が関係するのかもしれないが、防衛庁長官にひとつ御答弁をいただきたい。

そうしてまた、これは前回も論議されたわけでありませうが、どうもこの請求権の問題を防衛庁だけが処理するといふのは、これは問題だらうと思ふのです。あくまでも、この復讐業務に当たつておりますところの総理府所管、これは防衛庁の場合には軍事基地に關係するもののみであります。アメリカの民政に移行されました以降の問題とするならば、基地以外の諸問題といふものは、これは総理府に所屬されるべきものでありますから、

その点では、もう明らかに区別して私は考えていた  
ただきたいと思う。

まず、防衛庁の答弁をいただきたいと思いま  
す。

○国務大臣(江崎真澄君) 御指摘の請求権の問題  
であります。これはもう、しばしばここで議  
題になっておりますように、漁業補償の問題か  
ら、人身損害は言うに及ばず、まあいろいろな  
ケースがあるわけでございます。復元補償の問題  
も、御承知のとおり、これは一律に復元補償とい  
いまして千差万別だと考えられます。そこで、  
事情は琉球政府のほうでも十分つまびらかにしな  
いものも現時点にあるわけでございまして、現時点  
においても、そこで、やはり施政権が戻つてまい  
りましてから、しきりに調査をしまして、そして  
それぞれに見合う対策を立てていく。そこで立法  
措置が必要であるということになれば、これはそ  
の時点でまた立法措置を御審議願うということに  
なるわけですが、この千差万別をきめこまかにい  
こうとしますと、勢い、そういうことにならざる  
を得ないと思つてあります。どうしても、施  
政権が現在ありませんので、調査が行き届きませ  
ん。この点はぜひ御了承を賜りたいのでありま  
す。

それから第二点として、防衛庁のいわゆる施設  
庁だけがこの補償問題等々に前面に出るのはどう  
であらうか。これについては、前回のこの審議の  
場で総理大臣からも、あるいはどなたでしたか  
に、それは考慮の余地があるように思つたと、こ  
ういふ御発言もあつたわけであります。したが  
いまして、内地でも、まあ比較的施設庁がそ  
ういふ補償問題等々は従来の経緯から見ま  
す。なれておりますので、まあ何といつてもこの補償問題と  
いうのは千差万別、いろいろあるわけですから、  
なるべくなたれた者が扱うことが、特に本土並みに  
事を処理していこうという場合には、比較対照す  
るのにも便利なわけでありまして、施設庁が望ま  
しいと思つてありますが、御趣旨の点は確かに一理  
あるわけでありまして、総理もこれについては耳

を傾け、将来の問題として考えていく、こうい  
う御答弁でもあつたわけでありまして。したが  
いまして、同じ政府内部でありますし、特に沖縄復帰  
問題に最初から取り組んでこられた総理府と総務  
長官のもとで、いろいろ防衛庁とが緊密に打ち合  
わせをしながら協力体制に立つということとは、こ  
れはまことに望ましい、好ましいことだと思いま  
す。その、そういう方向で御趣旨に沿う努力をし  
てまいりたいと思つております。

○村田秀三君 答弁を聞いておりました、なぜ不  
満なのかというところなんですが、率直に申し上げ  
まして、その答へざるを得ないのかなと思いま  
すが、それをどうしても承知できないのだ、まだ  
不安が残るのだというところは、いろいろな形があ  
るが、その形一つ一つどうなんだろうという、政  
府はいまはそう言ひのがれをしておられるけれど  
も、結果的には、調査したけれどもこれはむずかしい  
から、だめだといふことと逃げられる  
のだらうという、そういう疑念が残つておるから  
です。これは、だから、回りくどい言い回し方  
を必要といたしません。私は、冒頭申し上げまし  
たように、通常国会に必要な立法措置はすべきで  
ある、こういうことを申し上げたわけでありま  
す。この請求権の問題で、調査してみなけりやわ  
からないなどというのではない。明らかになん  
です。現実の問題としては、だから、なるほどい  
ろいろ問題があるから、これは今度の国会で立法  
化しますよということをはっきり言へば、これは  
沖縄の方々も了承できると思つております。その点  
はいかがですか。

○国務大臣(江崎真澄君) 御趣旨の点はよくわか  
ります。そこで、われわれとしましては、これは  
事ここまかに調査するわけですから、その上で立法  
措置が必要なものになりますし、また、立法措置を  
要しないで処置できるものも数々あると思つて  
います。それからまた、アメリカが責任を持つて処理  
していく問題、これなども不当なものがあれば、  
施政権がこちらに戻るわけですから、こちらが助  
言をして、これじゃちと不当じゃないかといふよ

うなことも施設庁の派遣職員が米側に言うという  
場面もありましようし、これはひとつ調査の上の  
処置といふことで御了解を賜りたいのですが、  
もちろん、立法が必要だといふときには、すみや  
かに立法をいたしまして、御審議に供したいと思  
つておりますので、どうぞひとつこれは御理  
解をお願いいたします。

○村田秀三君 そうしますと、これは人がかわり  
ましてなぞということに、あとでなつたのでは困  
るわけでありまして、総理がかわりましたからこ  
れは責任持ちませんといふことになつたのでは美  
は困るわけでありまして。しかし、それを前提とい  
たしまして伺ひするわけでありまして、かりに  
協定四二条二項以降の問題、これは日本には関係な  
いとおっしゃられるかもしれません。これは当然  
アメリカ側に責任があるのですよと、こういう問  
題もあると思つておられます。そして、ずっと  
いままでの論議の経過を見てまいりますと、こ  
れは、国は請求権を放棄したけれども、しかし  
個人の請求権は残るのだ、権利として残つておる  
のだといふことは、論議の過程で確認されておる  
と思つておられます。そのことをひとつお答えをいた  
して、再確認をしたいと思つておられます。同時にま  
た、つまり四二条二項の問題でアメリカが処理すべ  
き事項であると協定上はうたつてあるけれども、  
いま防衛庁の長官が最後におっしゃられました、  
つまり、アメリカの手續や結論というものが不当  
なものである、日本の常識、法令の中で考えてみ  
て不当なものであると理解した場合には、それを  
アメリカに対して、これは不当であらう、不正で  
あらうという外交保護義務を果たされるのかどう  
か、この点を伺ひしたいと思つておられます。

○国務大臣(福田赳夫君) 協定第四二条第二項にお  
いてアメリカが受け持つと、こういう部分がある  
わけでありまして。これに該当するものにつしまし  
ては、もうすでにアメリカに提訴しておるものも  
あります。たとえば、先ほどお話がありました漁  
業権、これのごときは、十七件ですね、土地裁判  
所に対して提訴をしております。しかし、その中

で説谷村というのがありまして、その漁業組合の  
提訴、これは拒否されて、いま米政府に對  
して上訴中である、こういう状態でありま  
す。いまこの問題は、とにかく仕分けをいたしまし  
て、アメリカ側が受け持つもの、しからざるもの  
は日本政府が処理するもの、そういうふうになつ  
ております。そこで、アメリカ側が拒否したと、  
これには拒否するいろいろな理由があると思いま  
すが、その拒否した理由等もまあ参考にしな  
いならぬ。しかし、また同時に、わが国の本土にお  
いて扱つておる状態、こういうものもよく考えな  
きゃならぬ、そういうことを考えまして、その拒  
否が最終的に行なわれたと、こういう際には考  
えなかつた、お尋ねのその間の状態におきましては、  
わが国といたしましては当然外交保護権といふも  
のがあつたわけですから、十分その保護権といふも  
のを行使していきたい、こういうふうにと考  
えております。

○村田秀三君 それは十分にひとつやつていた  
きたいと思つておられます。少なくとも現地では、アメリ  
カがだめだつたら日本が何とかしてくれないかとい  
う気持ちはあるようでありまして、率直に言いま  
して、しかしながら、第一義的にはこれはアメリ  
カの問題であるといふことも、また現地の人は考  
えておる。この請求権の行使、これはもう、沖縄  
の人々は、復帰運動といふものは権利を確立する  
ところから実は始まつておると私は考へておるわ  
けです。だから、沖縄県民の権利であるからアメ  
リカ、何とかせよと、こういう主張の中から復帰  
運動が起つてきておると、こう私は見ておるわ  
けであります。そこで、私は、内容的に沖縄の  
人たちが請求していること、そのことが妥当な  
ものかどうかといふことについて、政府の判断をこ  
れから聞いてまいりたいと思つておられます。  
いま外務大臣がおっしゃられました説谷の問  
題、漁業の補償の問題は、これは十数件出ており  
ますが、扱われておりますのは説谷の漁協組の問  
題だけでありまして、その説谷の漁協組の請求事

件の内容を、把握している限り、ひとつお答えを  
いただきたいと思います。

○説明員(井川克二君) 十七件の訴願の一つでござい  
ますが、読谷漁業協同組合の漁業補償請求訴  
願は、旧漁業権が一九四七年一月三十一日満期満  
了により消滅した後、その再付与が得られなかつた  
こと及び琉球漁業法施行後も従前の水域が米軍  
の射撃演習水域となつていたため、同水域につ  
いては漁業権が付与されなかつたことの両点を理由  
として、一九六六年二月に琉球列島米國土地裁判  
所に係属されたものでございます。そしてその額  
は当初請求額が五十五万五千二百四十二ドル一  
セント、それから年間損失額が四万二千六百七十四  
ドル十七セント。それを足しますと――その後の  
請求額は、年間でございましてから六五年から七  
二年四月二十七日までで二十九万八千八百五十九  
ドル十九セントでございます。その結果も申しま  
すか。

○村田秀三君 はい。

○説明員(井川克二君) それが、土地裁判所はこ  
の十七件のうち読谷にだけ判決を下しまして、昨  
年の十二月の十四日付の判決で旧漁業権の期間満  
了に伴う再付与が行なわれ得なかつたことにつき  
米國に法的責任はなく、かりにあったとしても平  
和条約十九条により請求権は放棄されており、ま  
た、問題の水域が一九四七年以降の時期において  
は非漁業目的に使用されていたので、琉球政府は  
漁業権を付与する権限を有せず、したがって漁業  
権の侵害もなかつたとして、本件訴願を却下いた  
しました。そこで、読谷漁業協同組合は、右判決  
を不満とし、琉球列島米國土地裁判所訴訟手続規  
則第四十二条の規定に従い、本年一月十三日付で  
本件を米國国防長官に対して上訴いたしております。

○村田秀三君 まさにいま把握されている、おつ  
しやられたのは、まあ承知はしておるでせうが、  
まさに概略ですね。それで、その土地裁判所  
が決定した判決文といひますか、私、それを見て  
いろいろと考えてみたわけでありまして、その中

で非常に疑問に思いましたのが、主として漁業  
権の存在の問題であります。いまも話しになりま  
したけれども、これをもう少し詳しく申し上げま  
すると、この読谷漁協は、戦前日本の漁業法の適  
用を受けて漁業権を持つておつたわけですね。そ  
してアメリカが占領をいたしまして、ニミッツ布  
告を出した。一応日本の行政権、施政権というの  
は切斷したけれども、しかし漁業権の問題として  
米軍はニミッツ布告の中で本土法の継続適用とい  
うものも認めておるわけですね。だから、判決の中  
では二十二年の一月三十一日まで漁業権の存在と  
いうものを認めておる。講和前後補償がまああつて  
行なわれるわけでありまして、その講和前後  
補償の中に読谷漁協の補償もなされて実はおるよ  
うであります。認めておつたからこそ補償した  
のじゃないかと、私は実は推測をしておる。

そこで、この判決文を見ますと、まあ日本の本土  
法は昭和二十四年に新しい法律が、新漁業法が制  
定をされておるわけでありまして、もしもニミ  
ツ布告の精神からするならば、本土法の漁業の問  
題については、継続適用を認めるとするならば、  
本来、日本の政府に漁業権の設定について申請し  
なければならぬわけでありまして、当然しても  
よろしいはずなんでありまして、ところが、施政権  
が切斷されているとして、その措置は当然とるべ  
くもないわけでありまして、それからずっと経過い  
たしまして、講和発効後、昭和二十七年に、これ  
は十月でありますけれども、琉球政府は新漁業法  
を制定をしておる。そしてその漁業権の設定につ  
いて申請をいたしまして、これは演習区域に指  
定をされておるわけでありまして、制限海域で  
ありますから、制限海域には漁業権の設定はでき  
ないといふこと、これは当然許可をしておらな  
いわけでありまして、琉球政府自身も、こういう経  
過が実はあるわけでありまして、本来あり得べき  
漁業権が施政権の切斷という問題から存在をし  
なくなつた。琉球において新しい漁業法が設定を  
されたけれども、米軍の必要によつて海域を制限  
されておるために、漁業権の設定が現地の法令の

中ではできなかったという事実があるわけであり  
ます。本来、二十二年の二月一日から尋常な手続  
をとり、そして施政権下にあるとするならば、当  
然、存在した漁業権が――漁業権がないからこれ  
を補償することはできないといふ、そういう解釈  
といふものがあるんだらうかといふのが一  
つ。日本政府の判断としては、施政権が当然継続  
してあるとするならば、漁業権もあつたであらう  
と判断するのだから、この点ひとつお伺いした  
いと思ひます。

○国務大臣(福田赳夫君) いま条約局長から申し  
上げましたように、米側の主張は、一九四七年か  
ら漁業権がないんだと、ないものに対して補償す  
るというのではできないと、こういうのが主張の  
ようでございます。しかし、村田さんのいま御指  
摘のような事情もあつたかと、こういうふうにし  
て、この上訴が一体どういふふうになるか、最終的な  
結論を見た上でこの問題を考えるべきで、この  
いふふうにいるんです。ただ、いま裁判が  
係属中でございまして、すなわち、これがど  
ういふ悪いのと、こういう批判をすることは、ま  
た妥当ではないんではないか。成り行きの結果を  
見た上で妥当な措置をわが國としては考える、  
こういうことじゃないかと思ひます。その妥当の  
措置の一つには、先ほど申し上げました外交保護  
権の行使といふことももちろんありますけれども、  
もし、それで片づかないといふ場合もあり  
ます。そういう際におきましては、わが國自體の  
立場においてこの問題を考えるべきであらうと、こ  
ういふふうにご考慮をしております。

○村田秀三君 どうも全部こう一つ一つ区切つて  
聞くとうまく聞くと、これはわけがわから  
ないで全部まとめて聞くと、これはわけがわから  
なくなつてしまふんですね。そういうところに、  
いままでの審議でも、これはほとんど落ちない不  
満が残る、そういうものが私はあるんじゃないか  
と思ひます。このアメリカの土地裁判所の判決  
というのは、漁業権がないからと、こう言つてお

るんです。補償の対象にならない、上訴はして  
おるけれども……。それじゃ上訴してアメリカの國  
防長官が漁業権があつたんだという判断を示すこ  
とができますか。するはずがないでせう。問題  
ははつきりしているんです。本来、日本であつた  
ならば漁業権は継続してあつた。あつたといへ  
ば、当然やっぱりアメリカはこれに対して補償す  
べきである。補償すべきであるから、日本の外務  
省はアメリカに対して外交保護権を果したため  
に、これは漁業権があつたんですから補償しな  
さいとアメリカに言ひますよと、はつきりこれを言  
うことが一つ。そして、それをやつたけれども、  
外交は力関係、いままでの経過から見ても、その  
主張が通るとは考えられない。考えられないとす  
れば、日本の政府はその漁業権を尊重して、そし  
て、これは見舞いではない、沖縄漁民の大義であ  
るということを明らかに認めた上立つて、補償  
の額はともかくとしても、幾らになるかといふの  
は今後の問題でありまして、補償しますよとい  
ふ態度を明らかにせよ、そうすれば沖縄の  
人々も安心するだらうと思ひます。そこまでは  
はつきり言われないからだめなんです。はつきり  
言つてください。

○国務大臣(福田赳夫君) 非常にはつきり申し上  
げていくつもりですが、外交保護権は、これは行  
使します。それから外交保護権を行使いたしまし  
ても解決しないという際におきましては、わが國  
において調査の上、適正なる処置を講ずると、こ  
ういふことでございます。

○村田秀三君 それじゃ重ねてお伺いします。そ  
うすると、ここが肝心だと思ひますが、当然漁  
業権は継続されるべきであつた、したがつて、  
沖縄の人の権利だと、この事例の場合は認めると  
いふ、そういうことに理解していいですか。

○国務大臣(福田赳夫君) そういうことが實際問  
題として事実であつたかどうか、そういうことを  
よく調べた上、わが國としては適正な措置を講ず  
ると、わが國においても、ただ主張があつたから  
そうすると、こういうふうな考え方でないんで

す。一々今度は調べまして、これはこういういきさつなんだと、本土ではこういう扱いをしておると、これはこういうふうな扱いをすることが妥当である、こういう判断に立ちますれば、当然妥当な措置を講ずると、こういう考えでござい

でベテランをやりました的確に把握する。そして、なるほどということになれば、これは当然措置をするという対象にして、やはり相談に乗るといふ形でいいかと思っております。

土において行なわれたような漁業権補償というものが北方領土について行なわれなかったことも念頭に置きながら、その大部分を財源として見ると、いうことになっておるわけでありまして、今度沖繩についても、返ってまいりますと、沖繩の漁業協同組合連合会とよく相談をいたしまして、この漁業権の論争というものはきわめて困難である、そこで、それに漁業権論争の結局は決着として、沖繩で最近つくられた漁業協同組合連合会、漁信連に対して十一億五千万、漁業権そのものであるとはいわない、しかし、それらの経緯にかんがみ十一億五千万の基金を国が積みましようというところで話が完全に合意いたしておりますが、これらの経緯を考えますと、やはり漁獲高、いわゆる漁民の制限された水域における漁業収入の減に対する適正なる補償、そういう形に、やはり今後の経過の中で持っていたほうがいいのではないかと。権があつた、ないという議論をする、いまのアメリカの一応土地裁判所の判決のようなことで、法律という言い方をすれば全く二者択一の議論という事になってしましますから、私は、そういう意味で、かりにこの裁判がたまたま外務大臣、防衛庁長官等から話がありました、結果が沖繩の漁民にとって得るところがないことになった場合は、やはりその間の漁業の漁獲に対する補償という考え方でめんどろを見てあげるべきが至当ではなからうかというふうに考えておるわけでござい

施行せられた。その二十四年に新漁業法が施行せられたときに、本土においては全部、たとえば北海道におきましては、島を言うならば利尻、礼文、天売、焼尻、奥尻——同じように島ですね、これは全部漁業権が補償されておる。ところが同じ固有の領土でありながら歯舞、色丹、国後、択捉、この島の漁業協同組合を持つところの漁業権は、いわゆる施政権がなくなったからそこで行政権が及ばない、行政権が及ばないので旧漁業法というものがそこでなくなつてしまつたんだ、消滅してしまつたんだと、だからこの四つの島の漁民に対しては漁業権は補償できないんだと。私は、これを数年来委員会でも詰めておる。何としてもこ

す。まあしつこいようですが、ひとつその辺のところを明確にしないと、これは何もならないわけでありまして、説谷の側を私は申し上げたのですが、これは私の観念からすれば、事実だという認定の上に立つて質問をしているわけです。ところが、いま実情をよく調べていくことであります、その経過は事実として認定をすると、認定をした上に立つて、それじゃ権利と判断をするかどうかです。漁業権があつたものだと思ふのかどうか。アメリカの施政権の中であつて空白になつたその漁業権というものが、アメリカ軍政なかりせば、民政なかりせば、当然漁業権があつたものと認めるのか、認めないのか。権利として認めるのか、そこが私は問題だと思ふ。だから、それを認めますと、説谷の経過がかりに実際にありましたと、でありますから、それじゃそれは事実であるから当然日本が責任をあとで負わざるを得ない、こうつながつてくるわけでありまして、そこが肝心。そこをばやかしておるから、だれもが不安を感じるということなんです。

ただいまの漁業権補償の問題は、これは将来、北方問題のときに大きな問題として出てくる重要な問題でありますので、関連してちよつとお尋ねいたします。

のが北方領土について行なわれなかったことも念頭に置きながら、その大部分を財源として見ると、いうことになっておるわけでありまして、今度沖繩についても、返ってまいりますと、沖繩の漁業協同組合連合会とよく相談をいたしまして、この漁業権の論争というものはきわめて困難である、そこで、それに漁業権論争の結局は決着として、沖繩で最近つくられた漁業協同組合連合会、漁信連に対して十一億五千万、漁業権そのものであるとはいわない、しかし、それらの経緯にかんがみ十一億五千万の基金を国が積みましようというところで話が完全に合意いたしておりますが、これらの経緯を考えますと、やはり漁獲高、いわゆる漁民の制限された水域における漁業収入の減に対する適正なる補償、そういう形に、やはり今後の経過の中で持っていたほうがいいのではないかと。権があつた、ないという議論をする、いまのアメリカの一応土地裁判所の判決のようなことで、法律という言い方をすれば全く二者択一の議論という事になってしましますから、私は、そういう意味で、かりにこの裁判がたまたま外務大臣、防衛庁長官等から話がありました、結果が沖繩の漁民にとって得るところがないことになった場合は、やはりその間の漁業の漁獲に対する補償という考え方でめんどろを見てあげるべきが至当ではなからうかというふうに考えておるわけでござい

こはできないんだ、政府の統一見解だ、それならいつできるんだと言つたならば、北方領土がわが国に返つてきたときにおいてあらためて検討する。いま山中農林大臣代理は十億と言つた、あの十億と同じようにならうと考えては——全然問題が違ひます、あれは、あれはあの北方の島に住んでおつた旧島民に対する生活の援護措置のために十億をやつたんだ、あの十億を旧漁業権の補償に切りかえてあなた方が考えられているような発言をされておりますが、全然あれは質が違ひということをまず御認識いただきたい。

○村田秀三君 それじゃ、さらにお伺いいたします。まあしつこいようですが、ひとつその辺のところを明確にしないと、これは何もならないわけでありまして、説谷の側を私は申し上げたのですが、これは私の観念からすれば、事実だという認定の上に立つて質問をしているわけです。ところが、いま実情をよく調べていくことであります、その経過は事実として認定をすると、認定をした上に立つて、それじゃ権利と判断をするかどうかです。漁業権があつたものだと思ふのかどうか。アメリカの施政権の中であつて空白になつたその漁業権というものが、アメリカ軍政なかりせば、民政なかりせば、当然漁業権があつたものと認めるのか、認めないのか。権利として認めるのか、そこが私は問題だと思ふ。だから、それを認めますと、説谷の経過がかりに実際にありましたと、でありますから、それじゃそれは事実であるから当然日本が責任をあとで負わざるを得ない、こうつながつてくるわけでありまして、そこが肝心。そこをばやかしておるから、だれもが不安を感じるということなんです。

その中で、山中農林大臣代理にお尋ねいたしますが、アメリカが沖繩へ入ってくる前に、いわゆる戦争でやられる前の沖繩の中において、いろいろ漁業協同組合があつたと思ふのです。その漁業協同組合は、それぞれ位置漁業権であるとか、あるいは専用漁業権であるとか、あるいは入り会い漁業権というものを持っておつたろうと思ふのです。これらについて調査されておるかどうか、それをお尋ねいたします、まず第一点。

は、かりにその間の漁業の漁獲に対する補償という考え方でめんどろを見てあげるべきが至当ではなからうかというふうに考えておるわけでござい

とをまず御認識いただきたい。

○国務大臣(福田赳夫君) これは裁判所でありませんから、ここで具体的な判決をするわけにはいかないんです。しかし、よく事情を調査いたしまして、そうしてこれはアメリカに対する権利があつたんだと、しかし、アメリカからこれを拒否されたんだと、こういうような判定に立ちますれば、それ相応の適正な措置を国内において講ずると、こういうことははっきり申し上げます。

○川村清一君 関連。ただいまの漁業権補償の問題は、これは将来、北方問題のときに大きな問題として出てくる重要な問題でありますので、関連してちよつとお尋ねいたします。

は、かりにその間の漁業の漁獲に対する補償という考え方でめんどろを見てあげるべきが至当ではなからうかというふうに考えておるわけでござい

とをまず御認識いただきたい。

○国務大臣(江崎真澄君) 具体的処理はこちらになるわけですが、これはやはりそういう実情を的確に把握しているわけじゃありませんので、そこ

○川村清一君 関連でありますからやめますけれども、いづれ私の時間あるいは沖繩北方対策委員会等で詰めてまいりますが、北方に例をとつて申し上げます。一九四五年に戦争が終わりました、四六年の二月に連合軍の最高司令官からいわゆる覚書が出まして、北方領域、すなわち国後、択捉、歯舞、色丹、この地域は施政権が及ばなくなつた。いわゆる日本政府の施政権が及ばなくなつたといふことで、漁業権というものがそこで

は、かりにその間の漁業の漁獲に対する補償という考え方でめんどろを見てあげるべきが至当ではなからうかというふうに考えておるわけでござい

とをまず御認識いただきたい。

○国務大臣(福田赳夫君) これは裁判所でありませんから、ここで具体的な判決をするわけにはいかないんです。しかし、よく事情を調査いたしまして、そうしてこれはアメリカに対する権利があつたんだと、しかし、アメリカからこれを拒否されたんだと、こういうような判定に立ちますれば、それ相応の適正な措置を国内において講ずると、こういうことははっきり申し上げます。

○川村清一君 関連でありますからやめますけれども、いづれ私の時間あるいは沖繩北方対策委員会等で詰めてまいりますが、北方に例をとつて申し上げます。一九四五年に戦争が終わりました、四六年の二月に連合軍の最高司令官からいわゆる覚書が出まして、北方領域、すなわち国後、択捉、歯舞、色丹、この地域は施政権が及ばなくなつた。いわゆる日本政府の施政権が及ばなくなつたといふことで、漁業権というものがそこで

は、かりにその間の漁業の漁獲に対する補償という考え方でめんどろを見てあげるべきが至当ではなからうかというふうに考えておるわけでござい

とをまず御認識いただきたい。

○国務大臣(江崎真澄君) 具体的処理はこちらになるわけですが、これはやはりそういう実情を的確に把握しているわけじゃありませんので、そこ

○川村清一君 関連でありますからやめますけれども、いづれ私の時間あるいは沖繩北方対策委員会等で詰めてまいりますが、北方に例をとつて申し上げます。一九四五年に戦争が終わりました、四六年の二月に連合軍の最高司令官からいわゆる覚書が出まして、北方領域、すなわち国後、択捉、歯舞、色丹、この地域は施政権が及ばなくなつた。いわゆる日本政府の施政権が及ばなくなつたといふことで、漁業権というものがそこで

は、かりにその間の漁業の漁獲に対する補償という考え方でめんどろを見てあげるべきが至当ではなからうかというふうに考えておるわけでござい

とをまず御認識いただきたい。

○国務大臣(福田赳夫君) これは裁判所でありませんから、ここで具体的な判決をするわけにはいかないんです。しかし、よく事情を調査いたしまして、そうしてこれはアメリカに対する権利があつたんだと、しかし、アメリカからこれを拒否されたんだと、こういうような判定に立ちますれば、それ相応の適正な措置を国内において講ずると、こういうことははっきり申し上げます。

○川村清一君 関連でありますからやめますけれども、いづれ私の時間あるいは沖繩北方対策委員会等で詰めてまいりますが、北方に例をとつて申し上げます。一九四五年に戦争が終わりました、四六年の二月に連合軍の最高司令官からいわゆる覚書が出まして、北方領域、すなわち国後、択捉、歯舞、色丹、この地域は施政権が及ばなくなつた。いわゆる日本政府の施政権が及ばなくなつたといふことで、漁業権というものがそこで

は、かりにその間の漁業の漁獲に対する補償という考え方でめんどろを見てあげるべきが至当ではなからうかというふうに考えておるわけでござい

とをまず御認識いただきたい。

○国務大臣(江崎真澄君) 具体的処理はこちらになるわけですが、これはやはりそういう実情を的確に把握しているわけじゃありませんので、そこ

○川村清一君 関連でありますからやめますけれども、いづれ私の時間あるいは沖繩北方対策委員会等で詰めてまいりますが、北方に例をとつて申し上げます。一九四五年に戦争が終わりました、四六年の二月に連合軍の最高司令官からいわゆる覚書が出まして、北方領域、すなわち国後、択捉、歯舞、色丹、この地域は施政権が及ばなくなつた。いわゆる日本政府の施政権が及ばなくなつたといふことで、漁業権というものがそこで

は、かりにその間の漁業の漁獲に対する補償という考え方でめんどろを見てあげるべきが至当ではなからうかというふうに考えておるわけでござい

とをまず御認識いただきたい。

○国務大臣(福田赳夫君) これは裁判所でありませんから、ここで具体的な判決をするわけにはいかないんです。しかし、よく事情を調査いたしまして、そうしてこれはアメリカに対する権利があつたんだと、しかし、アメリカからこれを拒否されたんだと、こういうような判定に立ちますれば、それ相応の適正な措置を国内において講ずると、こういうことははっきり申し上げます。

○川村清一君 関連でありますからやめますけれども、いづれ私の時間あるいは沖繩北方対策委員会等で詰めてまいりますが、北方に例をとつて申し上げます。一九四五年に戦争が終わりました、四六年の二月に連合軍の最高司令官からいわゆる覚書が出まして、北方領域、すなわち国後、択捉、歯舞、色丹、この地域は施政権が及ばなくなつた。いわゆる日本政府の施政権が及ばなくなつたといふことで、漁業権というものがそこで

は、かりにその間の漁業の漁獲に対する補償という考え方でめんどろを見てあげるべきが至当ではなからうかというふうに考えておるわけでござい

とをまず御認識いただきたい。

はどれだけの漁業権があったか、それでその漁業権の行使によって当時どれだけの生産があがったか、その生産に基づいて補償されるのですから、そういうものが一つも現在調査されておらないとするならば、これは怠慢である、こう言わざるを得ない私は思ふのです。したがって、北方については、この北方領土が返ってきたときに、これは政府は補償すると言っておるのです。これは沖縄が返ってくるのと同じでない。沖縄はもとと施政権があるのです。いや、施政権はいつていられるけれども、日本領土であることは北方とまた性質が違ふのです。片方は平和条約第二条、片方は第三条、質が違ふのです。初めからもう主権があつたわけですから、この時点において、それはどうかとこころでなく、完全にその額はどうかとわかりませんよ、額はどうかとわかりませんが、旧漁業権は補償いたします、これはつきりここで答弁していただかなければ、このことは将来北方の問題に重大な関係が起きてまいりますから、はつきり言ってください。

○国務大臣（山中貞則君） いまの政府の統一見解の中で、北方領土が日本に復帰した場合においては漁業権補償を改めてやるのだというところに見解が統一されておることについて、私は残念ながら存じておりません。それから十億の中には漁業権の補償にかわるものとしてのものは入っていないとおっしゃいますが、これは積算の基礎の中にはそれを念頭に置いたものが入っておるといふことは、私はそれは事実だと思ふのです。

そこで沖縄の今回の十一億五千万についても、沖縄側における漁獲高年次別のいろいろのものととりまして、それを何年の時点に置きかえてみたりして、いろいろと作業をして沖縄側において最大限に、大体こちらならばと思われる基礎的な数字を詰め合つた結果、十一億五千万というものに折り合つたわけでありまして、決してそれは全然われわれが一方的にやつたものではない。したがって、年次の漁獲高その他について詳しく説明を要するならば、水産庁長官に説明をいたさせます。

○村田秀三君 午前の部は正午ごろ終わるのですね。ありますが、その前にいまの山中長官が言われたことはちょっと認識が違つておるのじゃないかという感じがするので、確かめておきたいのですがね。私がいままで読谷のことで論議を続けておるの、土地裁判所の判決が漁業権のあるなしを言つておるからなんです。だから、読谷漁協が請求をしておる問題は、漁業権の補償請求じゃなくて、あなたがいまおっしゃられるいわゆる損害補償なんです。魚がとれなかったから補償してくれとこういう要求なんです。しかし、アメリカは漁業権がなかったのだから補償する必要はないのだと、こう言つておるのですからね。混同して考えられたんじゃちょっと困ると思ふのです。この点一つ言つておきます。

○国務大臣（山中貞則君） 私も混同はいたしておりません。だから琉球政府が与えていないんじゃないかと、漁業権を。そういう論争ではないじゃないか。そういうことではない、漁民の失つた損失に対する補償というもので争うべきであらう。そうして話がつかなかつた。そうして本土政府が外務大臣、防衛庁長官の言われるような措置をとる場合にも、そのことを念頭に置いてやるべきであらうということをお願いしたわけでありまして、意見は違つておりません。

○委員長（長谷川仁君） 午前中の質疑はこの程度にいたします。午後は一時から再開することとし、暫時休憩いたします。

正午休憩

午後一時五十分開会

○委員長（長谷川仁君） ただいまから本委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き質疑を行います。○村田秀三君 休憩に入りましたので、午前の分とダブる面もあると思ふのですが、御了承いただきたいと思ひます。

そこで、山中長官にお伺いしますが、先ほど漁業権の問題ではなくて損害の問題で論議したほうが妥当であると、まあそういう言い方。私は、まあこの判決文の中で漁業権の問題の存在を明らかにしない結論を導きにくいので、その論議に拘泥をしたわけでありまして、その問題は先ほど防衛庁長官、外務大臣の答弁、まことに不十分ではあると思ひますけれども、まあしかし公式の場を離れて話をしてみると、もっと具体的なものが出てきたりいたしまして、その点は、私はある程度、了承はできないけれども、触れないでおきたいと思ひます。

そこで、損害の問題として考えてみた場合に、この判決文を見て私が非常に不思議に思ひますのは、昭和二十二年——これは日本でございますから私は昭和の年号を特に申し上げませんが——二十二年の一月三十一日までは漁業権を認めておるんです。そして講和前の補償は、これは外国人損害賠償法によつて一応なされておるわけなんです。これなんか、大ワクの頭金をきめて、そして民政府がきめたものをそれに文句を言わないで了承して、今後問題にしないということがわかれば、文句言わずに判を押せと、こういうようなやり方でありまして、まことにこれは人権を侵害してゐる。ずっとアメリカの公文書を見てまいりますと、あれはスキップ指令、このスキップ指令の中にも、民主的にすべてを措置しなさいということが書かれておるんだけれども、実際はそういう補償のやり方をやつてゐる。しかもこれは恩恵的支払いだと言つてゐる。補償じゃないです、恩恵的支払い。アメリカが幾らやると言つたものは文句言わずに受け取れと、いやなら支払わないぞと、こういうことでありますから、私はまことに不満であります。沖縄の人が、これは人権の問題としておこりになるのは、しごく当然であります。その当然の上にわれわれがいろいろと判断をしなければ、これは判断の間違ひを起すかと、私はこう思ふのですが、時間の関係上、それには触れません。ほんとうは触れたいところであ

りますけれども、触れませんが、一月三十一日までの漁業権は認めておる。そして講和前の恩恵的支払いは実はいたしておるわけですね。判決の中には、漁業権がないから損害を補償する必要はないんだ。請求というものが起つてくるのがどだいおかしいんだと、こういう言い方ですね。そしてまた講和前は、講和条約十九条によつて日本は放棄してゐる。放棄してゐるからなお支払いはする必要がないんだ、こういうことなんです。この相互関係をずっと見てまいりますと、いわゆる講和前の恩恵的支払いというものは二十二年の一月三十一日までの分であらうと推測するわけなんです。あるいは昭和二十七年の四月二十八日まで含んでおるのかどうか。その辺は、私は実は調べようとしても調べ切ることができなかったわけでありまして、その間の事情がわかつておれば、これは政府委員でもいいですから、ひとつ答えていただきたいと思います。

○国務大臣（山中貞則君） 提訴をしました補償要求のとき、全部累積分として全部を計算しておりますから、おそらく全休は、年次のいわゆる漁業権があつたとみなされる期間とか、その後とか、漁業者は分けていないと思ひます。したがって、その累積は一千六百三十九万八千三百九十九ドルということになっております。しかしながら、それから訴訟した以後も、年間における漁業被害——これは金額ですから被害だと思ひますが、その被害は、おおむね百十八万ドルちょっとであります。その程度に毎年のはづつておるんだと、こういう訴えでありますから、これは期間に分けていないと思ひます。したがって、問題は、判決の中にそういうことを言つておることが問題なんですから、これはやはり今後、私どものほうでも、本土政府としても、裁判の要求のしかた等について、やはり相談に乗つてあげる必要があるんじゃないかと思つております。

○村田秀三君 その答弁も適切ではないと思ふんです。私が聞いてゐるのは、判決文を読んで、そうして一応恩恵的支払いをしたのは——これは四



十三年ですからね、ずっとあとです。四十三年に支払いはしてある。そうして昭和二十二年の一月三十一日現在の漁業権は認めて、それ以降は漁業権がないんだから、これは請求すること自体がおかしいんだという言い方をしておるんです。そうして、一応支払いをしておいて、その支払いの期間というのは、講和前支払いと一般的にいわれておるわけでありまして、つまり昭和二十二年の二月一日から講和発効に至る前日、二十七年の四月二十八日までというのは、この判決の中でどう扱われているのか実はわからない。わからないから、それを知っている人に聞きたいということなんです。そこで、かりに、その判決を全部ずっと見てまいりますと、どうしても二十年の一月三十一日までの恩恵的支払いだとして理解できないわけですね。しかも、講和前の問題、つまり昭和二十七年の四月二十八日までというのは、日本国政府が講和条約十九条によって請求権を放棄したんだから、米政府の責任ではない、こう言っているんです。そうすると、この二十二年二月一日から二十七年四月二十八日までに至る間の、日本政府が放棄したその請求権というものは、日本国政府が放棄したその請求権と関係なく処理をする責任があると、こう実は考えるんですが、外務大臣、どうですか。

○説明員(井川克一君) 講和前補償、講和前の請求権を十九条によって放棄したと、日本政府が。それについて、日本政府は責任があると、こういうお話でございまして、それにつきましても、確かに御承知だと思えますけれども、確かに講和前の請求権は十九条で放棄したというものは、アメリカ政府でございまして、つまりアメリカ政府がこれを処理する必要があるというところを、住民の方々も、また日本政府もアメリカに要請したわけでもございまして、その結果といたしまして、布令六十号というものが行なわれ、また日本政府も約十億四のお金を見舞い金として差し上げたわけでもございまして、その責任の、つまり請求権放棄の問題と、またその後の責任の問題というものは別になつておるわけでもございまして、アメリカ政府といたしましては、請求権が放棄されていると、平和条約によって放棄されていると、しかし、何らかの恩恵的になければならぬというので、布令六十号という結果になつたわけでもございまして。

○村田秀三君 どうも答弁がやっぱり不分明だと思ふんです。私が聞いておるのは、これは土地裁判所の判決をもとにして申し上げておるわけですね。結局、私がこの判決を見て、非常に疑問だと思ふことは、昭和二十二年の一月三十一日までには漁業権の存在をアメリカも認めておるわけですね。認めておるから、それは補償する必要があるんだという関係が出てくるんだと思ふんですね。そして、それ以降、全然漁業権の存在を認めていないということなんだけれども、それを二分して言われておるわけですね。つまり講和前、昭和二十七年の四月二十八日までというのは、これは日本政府が講和条約十九条によって請求権を放棄しているから、これは米国の関知するところではないんだと、それ以降については、漁業権が何ら存在しておらないんだから、これは問題外だ、こういう二つに分けて判決されておるわけですね。どうありまして、当然、この判決をそのまますべて取って考えてみる限りは、これは講和前補償の問題は、日本政府がその請求権を認めて処理をしなければならぬ義務が出てくるのじゃないかと、こう私は考えるわけですね。それは、はつきりしておるわけですね。そして、いま十億とか、なんとかいふのは、それは漁業権の問題で、漁業権と漁業不能、魚がとれなかつた補償の問題というものは、先ほど山中長官が言つたところ、それは別個の問題です。だから、いわゆる昭和二十二年二月一日から講和発効の昭和二十七年の四月二十八日まで、漁業損害に対する補償というものは、日本政府の責任に帰属するものであり、条約上の問題を理解しても、この判決をもととして考える限りですね。もう一ぺん御答弁願います。

○説明員(井川克一君) この判決によりまして、「訴願人の主張によると、一度漁業権が設定されると、それは土地の所有権に似て恒久的な財産権であり更に権利の期間満了及びその後同区域の公共的な非漁業目的の使用にもかかわらず他人等は補償を受ける権利があると云うのである。」……

○村田秀三君 時間がないから、ポイントだけひとつ頼みます。

○説明員(井川克一君) それから判決になるわけでもございまして、しかし漁業権というものは、「その存続期間には有限であり、期間の更新は確定的ではない。」それから「訴願人は又、被訴願人が訴願人に対し講和前請求権の補償を若干支払つたのであるから被訴願人は結局訴願人が一九四七年以降でも補償の対象となる権利を有していたと認めたとことになると主張した。」しかし、それに対して米政府は……

○村田秀三君 全部それを読まれたんじや、これは時間がかかつてしうがない。

○説明員(井川克一君) それは「根拠にはなり得ず」「同年以降」……

○村田秀三君 委員長、そんな判決文全部読まずに「同年以降」……

○説明員(井川克一君) ということになつておるわけでもございまして、確かに、四十七年一月三十一日まで権利があつたということ、しかし、その後のことについては、何ら本判決は触れておりません。

○村田秀三君 まあそういう答弁じや、とても理解するもんじやないんですね。こういふふうにあいまいなところがあるから、沖繩の人は条約に反対だ、こう言つておるわけですね、はつきり申し上げまして、そうでは、これは明確じやないんですから、皆さんだって、聞いていて、おかしいと思いませんか。おかしいんですね、やっぱり、そういうおかしいものがあるから、これは沖繩県民の人権というのはどうなんだと、こんなに人権を無視されては困るじやないか、アメリカは出ていけよ、本土に復帰しなくちゃならぬというところには発展をしておるわけですから、この権利というのは、やっぱり人権というものは尊重しなければならぬですよ。そういう意味で、この問題は、いまここでやつたんじや時間を食つてしうが、ありませんから、保留にいたしますが、保留いたしました、ちょっと事務局とさして話してもいいですから、よく詰めてみましょう。これは問題なんです、外務大臣、いいですか。

○委員長(長谷川仁君) 速記をとめて。

○委員長(長谷川仁君) 速記を起して。

○説明員(井川克一君) 講和前補償の漁業関係につきましては布令六十号による支払いが総額、漁業権の問題につきましては漁場荒廃でございまして、そういう理由で総額五十四万一千七百二十九ドル、アメリカ側から支払われておりました、そのうち説谷村漁業協同組合は五万二千九百十三ドルになつておるわけでもございまして。講和前補償といふものは、御存じのとおり、沖繩側とアメリカ側の熱心な交渉の結果、双方のあれてでございまして布令六十号によって一応の解決がこれで行つておるわけでもございまして、なおその後の問題につきましては——その他の問題につきましては水産庁のほうから御説明申し上げます。

○説明員(太田康二君) ただいま条約局長からお答えがあつたわけでもございまして、昭和二十二年一月三十一日から新しい漁業法ができるまでの問題につきましては、先ほど山中長官からもお答えになりましたように、なお私もいたしましては実情調査の上、実際に即した処置をいたしたいと、かように考えておる次第でございまして。

○村田秀三君 これは、私の質問と答えて、内容が違ふんですね。ましていま水産庁長官の答弁ね、これは聞きまして、事態に即してなんて

言つたつて、何のことだかわからないでしよう。そういう答弁が続いているから、だから審議をしなくちゃならないし、また反対だということになるんです。理由があるんだ。何も初めから反対だから反対だといっているのじゃありません。すよ、この経過を見てもおわかりのように。総理、そうでしょう。どうしてもそう私は思っています。だから、いまでもここでもって答えて待つていたんじや、いつになるかわかりませんから、私の考えを明確にここで述べておきます。それをよく検討して、文書でひとつあとで御回答願いたい、正しく。

こういうことなんですね。アメリカ側の判決を見ますと、一貫して昭和二十二年の二月一日からは漁業権は存在しないから請求すること自体がおかしいんだという却下ですよ。いいですか。そして重ねて言っていることは、二十七年の四月の二十八日まで講和補償、いや講和前補償はこれは日本政府が放棄しているんだ。だから、アメリカの関知するところではないんだと、こういう言い方をしている。これが二つ。そして、いわゆる講和前補償というのは、布令六十号によって読谷には五万数千ドル支払いました。五万数千ドル払われたこと、これも知っています。そうすると、この講和前補償という、これは恩恵的支払いです。補償じゃありません。恩恵的支払い。これが講和前というものであれば、アメリカが漁業権の存在を認めた昭和二十二年の一月三十一日までの分であらうと、こう私は理解するわけです。判決の内容容から言えはね。恩恵的支払いであらうと、いわゆる二十二年の二月一日から二十七年の四月の二十八日まで分は入っていないと、こう理解するわけです。だから先ほども申し上げたように、そこは私も実際に調査はしておらないし、聞いてもおらないし、調べようもないんでわからない。だから、その間を知っているならば答弁してくれというのが一つあったわけですね。それに答弁がない。そこで私が推測を前提として言うならば、講和前補償という限り、二十七年の四月二十

八日までの分も入っているとすれば、事実上二十二年二月一日から漁業権を認めたことになるし、講和後もその認めた補償を要する事実というのは継続するであらう。だから、これはアメリカの言うところの判決というのは間違いないんだと、こういうことです。そうして実際問題として、その講和前補償が二十二年の一月三十一日までの分であつたとするならば、そうしてまた判決が言うように、講和前のものとは日本政府が講和条約十九条によって放棄したのであるから、アメリカの関知しないところであると、こう書いてある。だとすれば、二十二年二月一日から二十七年の四月二十八日まで、日本政府が処理をする責任があるじゃないかと、四二条二項にいま全部入るなんということにはならないと、こういう意味なんです。いいですか、山中長官はおわかりのようです。外務大臣、わかりましたか。防衛庁長官はわかつておる。総理のほうもわかつておる。うに私は見受けます。そういうことでありますから、これに對してどうするかということをはつと明確にお答えいただきたい。

○国務大臣(江崎真澄君) 一応施政権が戻りましたあとは、私どものほうに責任を持つわけですから、私から明確に御答弁を申し上げておきます。

講和前の、御承知のとおり人身損害については、これはまあ見舞い金という名前ですが、布令六十号によってやるわけですから、やはりこの漁業の問題等につきましても、これはやはり十分調査しまして、できるだけひとつこれらの問題を政府側としても善処できるように、今後調査を厳重にしていきたいと思ひます。御期待にこたえ得るものと思ひます。

○川村清一君 閣連。

防衛庁長官ね、全然あなたは村田委員の質問の筋を違えておる。山中さんのほうがよくわかつておるんですよ。先ほど申し上げましたように、村田委員の質問は、そういう米軍のどうとかこうとか、損害を受けたとか、そういうような人身補償とか、そういうものと全く別個のものなんです

よ。だから私が申し上げましたように、これは漁業の問題であつて、旧漁業権は、旧漁業法で漁業が行なわれてきた、その旧漁業法によって漁業権の免許、許可をいただいている。したがって漁業権を行使してきたんです。それが昭和二十四年に新しい漁業法に切りかえられた。そこで、その新しい漁業法に切りかえられたときに、本土の、日本中の漁業協同組合等を持つ、漁民の持つ漁業権というものが全部なくなつた。そうして新しい漁業法に基づいて新しく免許された、そのときに新しく、このいままで持つておつた漁業権を国は全部買い上げたというか、全部補償したわけですよ。わかりますか。ここはわかりますか。そこで、私が北方に例をとつて言つたように、北方の四島では、漁業、これは沖繩と違ふくらい、たくさん生産をあげておるんです。ところが、一九四六年二月の連合軍最高司令官の覚書によってそこに行政権が行使されなくなつた。日本政府の行政権が行使されなくなつたことによって、漁業法に基づくところの漁業権というものが消滅してしまつた、死んでしまつた、消えてしまつたのです。そこで、そのところからもう消えてしまつたところの漁業権に對しては補償はできない、こう政府は言っているのです。これと同じことなんです。沖繩にいわゆる漁業権が存在していたのです。アメリカ軍が入つてきて、そうしてその漁業権がなくなつた。もう日本の法律がそこに行使されなくなつたのですから、そこで二十四年に新しい漁業法が行使されたけれども、その古い漁業法に基づいて行なわれておつた漁業権が消滅してしまつたから、日本政府は沖繩漁民に對してその漁業権を補償していないわけだ。そこで琉球政府においては、それから三年おくれで、日本でいうと昭和二十七年に、日本と同じ漁業権というものをこへ出したわけですよ。だから、村田委員のおっしゃっていることは、これから昭和二十七年のこの時点までの漁業権というものを、これは法律的にはだ——法律論と政治論があるのだよ。法律論で言へば、もう

日本の行政権がないのだから、日本の法律がそこになつたのだから、その日本の法律に基づいて行なわれておつた漁業権を補償することはできない、法律論でいへばそういうことになるわけだ。ところが、それじゃあまりむづかしいじゃないか、だからこれは政治論的に、政治的に解決しなければならぬことじゃないか、だから二十七年までのこの間の漁業権を当然国が補償すべきであるという論点に立つてお尋ねしているのです。それをあなたとは、人身損害だとか補償だとか——そういうものとは全く別個なものなんだよ。その論は、今度はアメリカが入つてきて、新しく漁業権を取得して漁業権の行使をしたでしよう。ところが、米軍が海軍演習や爆弾演習をやつて、全然もつた漁業権を行使できなかったでしよう。そうすると、その漁民は、これは損害だと、その損害補償はこれはまた考へておくと、その損害補償と、前の漁業法に基づいていたその権利をなくした、それを補償してくれといふのと二つあるのだよ、問題は、村田さんのほうは、前のほうを言っているのだよ。それをあなたがおんな答弁するから納得できない。山中さんのほうがよくわかつておる。

○国務大臣(江崎真澄君) どうも、何せ新米でして——よくわかりました、御質問の趣旨が。ですから、そういう問題については、やはり農林省側とも十分打ち合わせをしながら善処してまいりたいと思ひます。

○村田秀三君 私の言っていることを認めた上に立つて善処するのだから、これを聞きます。

○国務大臣(山中貞則君) これは川村委員の言われるとおり、二つの問題があるのです。ただ、読谷漁協の例をいましておられますから少し混線しているのですけれども、アメリカの判決に漁業権ということまでたてに持つてものを言っているから、そこでこんがらかるわけです。したがって、沖繩の漁業権全体については十一億五千万というものを、北方領土においては七億五千万とつたような措置をとることで妥協をいたしました。



しかしながら、係争中の土地裁判所にかかっておる説谷漁協のその判決理由にある漁業権の問題からすると、いま川村君の言われたとおりのことが存在する。したがってその問題は、やはり漁業権で向こうは判決をしようとしている。そうではない。これは漁獲ができなかったための収入減の補償であるという請求のしかた、あるいはそのような判決でなければ承服できないという係争のしかたにしなければいけないだろう、私はそう思っているのです。そういう意味で、そこで、そこまですまいますと、大体両論がそこで帰結点は一一致すると思えます。

○村田秀三君 その両論が帰結した上に立つてどうするのということなんです、問題は。そこで、質問の趣旨は御理解をいただいたようでありまして、また防衛庁長官も善処するということがありますから、私の主張を承して善処すると、こう理解をしてこの問題は打ち切りたいと思えますが、もう一度御答弁いただきます。

○国務大臣(江崎真澄君) 十分参酌をしましてまいります。

○村田秀三君 総理に申し上げたいと思うのですが、以上論争を聞いておわかりのように、その辺が非常にいいで条約が結ばれておつて、しかも、いま条約局長がいろいろ答弁しても、その内容をよく理解してないのですよ。内容を理解しない上で交渉をして、そしてそれらの諸問題がどうなっているのかさっぱりわけがわからぬ、いくら国会で論議しても適当な答えが出てこない。反対だと言ふのはこれは当然なんです。そういうのがいっぱいあるということです。だから私は、今後このような問題の処理にあたりまして、単に恩恵的なものと考えてはならないと思えます。贖罪という言い方で私はよくないと思つております。よく、沖繩の心と、こう言うのであります。沖繩の心というのは何だろう、われわれが骨肉の情をもつて考えるということであり、だとすればこれは人権を尊重するという、そういう前提に立つてやらなければならないのじゃない

かと思ふのですが、その点についてどうですか、総理、御答弁いただきたいと思ひます。

○国務大臣(佐藤榮作君) ようやく意見が一致したその段階ですが、私は、沖繩の方は、いわゆる請求権、これはもう当然の自分たちの権利だと、幾ら金額にきまるか、これは別ですが、いわゆる請求権というものは、われわれが権利を侵害された、そういう立場に立つて当然要求するのだ、それを見舞い金というふうな処理、それはどうも困るといふ、金額は多少少なくとも、当然の権利は権利として認めると、これは基本的主張だと思ひます。私は、いままでも見舞い金で処理はいたしますが、見舞い金にそういうふうな当然の損害賠償的な意味もありまうということも答えたこともございしますが、そういうことでなければ、何か恩恵的な処置だと、見舞い金と言ふから恩恵的な処置ですと、こういうことでは納得はしないと思ひます。これは当然県民が侵害を受けた、損害を受けた、そういうことに対する賠償、補償、そういうふうな意味合いのもので、これでなければならぬ、かように思ひますので、その点は、私は、誤解をいたしておらないつもりであります。また、政府自身もそういう取り組み方をいたしますから、金額は必ずしも要求どおりではないかわかりませんが、その処理のしかたは、ただいま言われるような方向で当然やるべきだ、かように思ひます。

○森中守義君 議事進行。いまの総理の答弁ですと、意味合いはわかる、ところが三、四日前に福田外務大臣が、このことについてではなかったのですが、見舞い金だと言ふように言明されたことがある。それとの関係はどうなりますか。福田さんが見舞い金と言ひ切られたが……

○国務大臣(福田赳夫君) さて、私、見舞い金と言ふことを使ったかどうか覚えておりませんが、私は、終始適正な処置をいたします、そういうことを申し上げておるわけです。いわゆる請求権と申しますが、これは調べてみると、請求権と言えないものもあるようです。ですから、その実態に即して適正な措置をいたしますと、こう

終始申し上げておるわけでございます。

○森中守義君 これはちょっと私の記憶もさういふように思ひ込んでいますから、あとでそのことは速記録をよく調べてみましょう。そういうことで一応関連質問を留保しておきます。

○村田秀三君 それでは、次に農業の問題に入るわけですが、今日まで沖繩の農業問題はさまざまありますが、言われてきておりますが、要は沖繩の農業というものを日本農業の中でどう位置づけるであろうかという規定のしかたによつて、これからの対策というものがいろいろと変わつてくると思ひます。そう思ひますので、ひとつ農相代理にお伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(山中貞則君) 私は、沖繩においてこそ亜熱帯地域でどのような有利な農業が営めるか。したがって、本土の各県がまねをしようとしてもできない農業の形態と、高い収益とをあげる方向にいかねばならないという気持ちでおります。したがって、その基本的な姿勢は申し上げましたが、それをしかし、そのまますの島内消費だけではこれはだめなんでありまして、やはり東京、大阪等の大消費市場に直結をして、そうしてそれが……まあ戦前でも、沖繩県は野菜の移出県でございました。それらの実績等もすでにあるわけですから、それをより合理化、近代化して、流通経路等について大消費地に直結して、いわゆる売り手市場の有利な、他県のものにできない沖繩県農業形態というものを大前提として設計していかねばならないというつもりであります。

○村田秀三君 それを具体的にどうなんだというところを実は聞いてみたいと思ひます。しかし、御存じのとおりなんです、時間がまことにこれほど切迫するわけでありまして、考えてみますと、実は私も沖繩にこの前当院の派遣団の一員として参りました。いろいろと見てまいりますと、これは荒廃そのものだと言わざるを得ないと思ひます。総自給率は九五・六%、しかしサトウキビやパイナップルを除くと、自給率は四六・九%です。そして米に至つては一〇%だけです。

十分の一、こういうことですね。考えてみますと、これはよく基地経済、基地経済と言ひけれども、まさに植民地農業なんです、これは。私も南方にいたことがありますが、よくわかるのであります。が、ゴム園がずっと続いている。しかし米をつくることを規制して、そしてそのゴム園からゴム園で働かせるために、米を得るためにはゴム園で働かねばならないように実は仕向けられて、現地の人たちはまことに貧しい生活をしていて、安い労働力。この植民地経済、基地経済、これから脱却することがまず第一の要件だろうと思ひます。米はつくろうと思ひます。思ひます。

す、これは。戦前は三〇%をこえる自給率であつたのであります。パイナップルやサトウキビはふえたけれども、しかし米はなくなつてしまつた。だから、持つてこなくてはならない。これをまずひとつ断ち切ること。基地経済の中の農業、植民地農業というものを断ち切る、脱却するというのが私は第一要件でなければならぬと思ひます。そうして沖繩農業の自給率を高めながら、パイナップルやサトウキビを含めた自給率じゃありません。高めながら、しかも、いわゆる亜熱帯地域——熱帯地域と言つてもよいくらいに思ひます。であります。とにかく作物が生育する二十度の温度、これは年間というところ七・五カ月から九カ月、こう承知をしておるわけでありまして。十五度——通年平均にするので、きわめて条件のいいところなんです。いま長官が言われたように、きわめて農業としては条件のいいところであるから、そうして冬、国内でできないものは沖繩から持つていくことができるという、そういう農業をつくっていくという、そういう考え方が必要だろうと思ひます。どうですか。

○国務大臣(山中貞則君) まさにそのとおりなんです、ちよつとその点少し——米の問題で自給率を高めていくということについては、なるほどかつては三万トンぐらいできたこともありまして。しかしながら、その後何の操作なしに米というものがキビ、パイナップル等にかわりつたまま、現在

は出荷四千トン弱、総生産量も一万トン弱といふよりなことでありまして、これは沖縄について減反政策その他はとりません、ちやうど外にいたしますが、そのかわりキビ、パイン等の永年作物に転換して、そして水等は干ばつとのことしの経験もありまして、米の水を畑かん的なものに総合的に広く利用するというふうに視野を転向して、そして現在対象品目になっておりません転作奨励金の交付されるものを、減反は押しつけなければならない、しかしキビ、パイン等にかわる場合については、永年作物としての転作奨励の対象にしようという政策をとっているわけでありまして。

○村田秀三君 米の論議をここでするつもりはありません。ただし、一〇％というのはいかにあろう、それを五〇％、六〇％にするかしないかという、そういう論議ではなくて、少なくとも米自体にしろ、これはもう少し高めていくという、そういう方向でものを考えながら、しかもなおかつ沖縄で特別にとれるもの、特殊地域の特性を生かしながらやっていく農業というものを発展させなければならぬと、こう言っておる。それでいいんでしょ。米にこだわっちゃいけませんよ。一〇％米をつくれなどという言い方をしておらない。

そこで、続けるわけですが、実は石垣島に熱帯農業研究センターの沖縄支所があります。これは二、三年前に法律案を審議したので覚えていたわけですが、そこへ行ってまいりました。まあ行って沖縄に上陸した時には、台風のあとでもありますが、これはひどい、ここで農業ができるんだらうかと思つていろいろ聞きましました。あんな狭いところでもないんだらう、サトウキビだってこれはもう自由貿易の中では太刀打ちできないんじゃないか、国の保護がなければできないんじゃないかというふうな言われ方をしておられますけれども、しかしその研究所へ行きまして所長からいろいろ聞きました。そうしますと、荒廃している原因というのは、やはり今日まで何

も対策がなかったということなんです。早い話は、現在のつくられておりましたところの品種を見ましても、水稲はこれは昭和五年の原種です。昭和五年、四十一年前の原種をそのままずっとつくつてきておる、改良されておらない。それからサトウキビにいたしましても、これは二十年以上も前に導入したものをそのまま植えておるだけなんです。改良が進んでおらないですね。それからパインにしろそうです。これは昭和二年に導入したものです。これじゃ何ほど生産性を上げるなどと言つても上がらない。

それから沖縄は狭いところだと言ふ人に私はひとつ申し上げたいんだけれども、確かに本島それ自体は狭いかもしれない、一戸当たりの耕作反別というのには非常に少ないかもしれないが、宮古、石垣に行きますと、内陸とは比較にならないのです。だから、石垣や宮古は離島というふうにいふのかどうか、政令でどうなのかかわかりませんが、いずれにしろそういう地域別に適地を求めて集団化しながら、土地の改良、基盤整備、これは基盤整備するということ、山中長官もだぶ張り切つて、ダムをつくらんとあれだということをやつておるわけなんです。しかし考えてみますと、ダムというのは主として多目的ダムです。ね。土地改良をする、土地改良をすれば、そこへ工場が来るかもしれない、どうにでもなる。農業のためだとはかりは言えない。だからこの農業を、冒頭長官が話したような、そういう位置づけをしなからこれを発展させていくためには、私は、足りないものがあると思ふのです。それはやっぱり研究機関ですよ。

とにかくその土地に適合した品種改良をしなから、そして——現在一般農家は、大体、サトウキビですと七トンから十トンですね、豊作年で十トン程度です。しかし研究機関は、現在これは十トンから十五トン、それで、とりわけの篤農家がありまして、その篤農家は二十五トンとついているのがあるそうです。だから、品種改良をして基盤

を整備するならば、そこまで生産をすることができ、このことは私は言えるんじゃないかと思うのです。水稲でもそうです。現在二百キロから三百キロだそうですが、ところがこれは試験研究機関は五百キロ、稲というのは大体向こうのものですからね、やればもっとできるはずなんです。だから試験研究機関を充実しなくてはならぬ、そういう考え方には立つわけでありまして。

そこで、沖縄のこれは要求としてパインの原産地であるとか、畜産牧場であるとか、試験場ですとか、いろいろな要求が出てきておるわけですが、予算を見ると、パインの原産地農場の調査費だけはついているんです。四十七年に。ところが、そのほかはゼロです。この一番大事な試験研究機関、あるいは各離島にも気象台を一つ置いてくれ、こういう要求なんかもありました。そういうもの別に予算の中にはないわけですが、一番大事なものが抜けちゃありませんかというのが私の質問ですが、今後どう考えますか。

○国務大臣(山中貞則君) キビについては、お話のとおり、品種改良についてもまだNCO等を採用していません。したがって、ことしの予算から原産地農場の調査費をつけておるわけです。したがって、原産地農場というものをつくるために、あと一年調査費をどうしても農林省が要するということでは適地をさがしておるわけでありまして、必ず原産地農場はつくつて、新品種並びに矮化病等に対応する、また台風常襲地帯でありますから、風などによる倒伏等に強い、そういうものの品種改良を絶対やらなきゃなりませんし、一方また非常に恵まれた条件が逆に反収を低くしている原因のものになつていく奇妙な現象があります。それは非常に適したところでありまして、株出しは三年が限度だと思ふんですけれども、四年以上の株出し、いわゆる安易なキビ作にたよつておるものが石垣では五〇％に達しているというふうな実情がありますから、人手の問題その他もありましようけれども、やはり今後価格維持方式等をよく考えながら、そしてまた共済等も検討しながら、それらの品種改良について意を用いていかなければならないことは当然だと思ふん

です。ただパインの原産地農場については、ちやうど日本でも初めてパインというのが本土の園内に入つてくるわけでありまして、すぐに原産地農場に行くべきなのか、あるいはいまおっしゃつたような基盤整備ですね、そういうものからまず着手していくべきことなのか。ちやうど原産地農場にはキビのようにすぐに着手できないという私も実感を持っておりますので、将来はそういうことも考えて、なぜ台湾なら六ドル五セントでできて、沖縄なら八ドル八十セントかかるか、単に人件費の問題ばかりでない問題がそこにあるから、これらは十分研究して沖縄からパインを絶やすことはできないというならば、それに対応する措置は試験研究機関としても当然考えていく前提で調査をしていきたい。しかし、いまのところはやはり基盤整備が先決だという感じがいたします。

○村田秀三君 まあこの問題はずっと続く問題でありますから、そのつどやってまいりたいと思ひます。それから食糧法に関係してでありますけれども、まあいろいろございしますが、一つだけ伺ひたいです。食糧法は、ほとんどこれは適用除外ですね。そして生産者価格、これはいままでの例から言いますと、沖縄の場合は一万八千六百九円。本土では、これはことしの生産者価格であります。五等で一万九千二百五円と、こうなっております。そこで、沖縄の方々は生産者価格は本土並みにして、そして米の生産を安定してもらいたい、こう言つておるんですね。少しの差であるから、これはひとつそうしてやってもいいじゃないかという感じを持つわけでありまして、その点いかがですか。

○国務大臣(山中貞則君) その前提に、沖縄で現在行なわれている仕組みの中の検査の等級の格づけがあります。これを本土の検査規格に合わせますと、沖縄産米は現在五等ないしは等外米の大体ランクづけになるのではないかとと思われる大体的なままの実績があります。そうすると、本

實に本人が耕作いたしますので、その關係はよくわかりませんが、第三者がこれを所有者から一応承諾を得て使つておるといふようなことで、その間に使用料が払われておるかどうか、ちよつとこれは實態がよくわかりませんが、とにかく一つの權利として、これをたとえば登記いたしました、それが一つの物權的なものとして確保される、というものではないのでございますが、ただ、それとわれわれとしましては、今後の問題といたしまして、長年こういうふうな耕作を継続してやつておるといふこの實態、それから農民の方々が広大な農地を米軍の基地として取られておるといふこの實態に即しまして、今後の取り扱いにつきまして、たとえばその区域を米側に提供いたします場合には、その一つの提供条件として従来のこのよ

な黙認耕作を認めさせると、こういうふうな形でこの問題を継続して処理していきたいと、かように考へておるわけでございます。

○村田秀三君 この権利を有するか、有しないかという問題はしばらくおきます。

そこで、これは復帰をしてまいりますと、今度は地位協定の問題になって防衛庁が直接扱わなくちゃならぬですね。その際に布令二十号で許可したその条件は継承されるべきものだとは私は理解するわけですが、これは、そこで、権利なのかどうかというのをこたわって私は申し上げていくわけですが、防衛庁としてはどう扱っていくか。それと同時に、時間があるから、これは続けて聞きますけれども、その際に自衛隊が今後使用するもの、これはいま反対はしてありますが、自衛隊が使用する区域の中にも同じものがあるわけですね。そうしますと、これは施設庁が米軍に提供する基地内における耕作地と、それから自衛隊が国内の問題として処理をしないかやないものがあるわけですね。そうすると、アメリカ軍は確かに布令二十号で、おれのほうで必要なときにはいつでも取り消すぞという条件がついているわけですが、防衛庁としてやる場合には今度はなかなかそれはまいらぬという問題にもなりますので、その辺のところを一度考え方を聞かせてください。

○国務大臣(江崎真澄君) これは、前回の御質問の経緯で私もちょっと研究してみたわけですが、そうしますと、大体こういう地域というのは弾薬庫の距離を広くとるためにある地域とか、飛行場の余剰地域とか、そういうところが多いわけですね。そこで権利ということとはやはり貸借で米軍側が賃貸料を支払い、いわゆる使用権を持つておるわけですから、私は権利とは言えないと思うのです、やはり。しかし、一つの習慣上の許可を得ておるわけですから、御指摘の点については、これはやはり施政権が当方に戻りました、その上で米軍が従来とも黙認をしておったところは、これ

は何も黙認できないというもののじゃありませんね。ですから黙認をしていくことが望ましい。ただ自衛隊の場合は本土では実はそういう地域はないわけでありまして。したがって、これを解約するかどうするかというふうな問題も出てくるかと思ひますが、従来貸借関係にあつて、賃貸料をもらつて、耕作も認められておつたという、そういう優位の立場にあるわけですから、やはり沖縄の特殊性等を考慮しまして、本土にはないからと、必ずしもそういうしやくし定木なものをはめて、きびしく律していくことはどうであらうか。これは今後の研究課題であります。十分血の通うように、そのあたりをあんばいして措置してまいりたい、こういうふうにして思つております。

○村田秀三君 農林大臣代理にお伺いしますが、これは農地法との関係を私は考へてみるわけですが、農地法上の五千六百ヘクタールもある、まあ実際に耕作しているのは確かにそれよりもずっと少ないというところは間違いありませんが、一応耕作地として許可されているわけですが、それは農地法のかどうかですね、問題は、農地と認めるのかどうか、農林省としては。

○国務大臣(山中貞則君) 提供施設の中ですから地目は農地、で、現状も農地ということですから、たとへばその地主たる黙認耕作者というものと小作人との関係があつたこととしますと、それは私は農地法の適用を受けることになると思ひます。取り上げるとかなくとも、先ほど来防衛庁長官なり島田施設庁長官が言つておられますように、耕作者と

の關係に、地主、小作人の關係としての農地法、これを適用できるかどうかについては私は問題があると思ひます。しかし、それが適用されないことによつて、現状として、まあ施設庁長官は、基地提供の条件にいままでどおり耕作を黙認するようになつておることも交渉したいと言つておられますから、解決はするでしょうが、それを違約をした場合に、それに地主小作人の農地法が加ふるかというところ、これは少し問題だらうというふう

に思ひます。

○村田秀三君 いまの答弁を聞きますと、これは農地法の適用を受けるというわけですが、だからつまり、アメリカ軍といふゆる許可されたものの關係の中では農地法云々という問題にはならないかもしれないけれども、その外では適用されるというわけですね。つまり地主以外の人に小作として出しておつた場合は、これは小作地であり、農地法の適用を受けるということになりますね。農地法の適用を受けるほどの土地がたゞ、権利がないといふのはどういふわけなんだろうという疑問が出てくるわけですが、逆に言へば、そうでしょう、防衛庁長官。これは、私は私なりの考へがありますが、それはどう理解したらいいんですか。もう一

○国務大臣(山中貞則君) これは私の言ひ方が足りなかつたかも知れません。というのは、米軍との關係に直ちに農地法の適用は困難だろうと。しかし、それを黙認耕作をしておる地主という人が、今度その黙認耕作にかかると土地について小作に出している形があるわけですね。そういうような場合においては、一方的に取り上げるとかなくとも、現状も農地なんだから、それは沖縄県民間の問題については農地法というものが適用されるということを示したわけですね。

○村田秀三君 でありますから、農地法の適用を受けるところの小作地なんですね、これはね。だから、小作地であるのに、これは耕作権がありません。私権じゃありません、こういう防衛庁の答弁はおかしな感じがします。権利關係が不明確なものに農地法を実施するなんということができませんか、法律上。どうですか。

○国務大臣(山中貞則君) 私の答弁からさういふ議論に発展したと思ひますが、私はやっぱり米軍の都合で一方的にいつでも解約できるという条件で黙認耕作地というものがあつた。そのことで防衛庁が言つておるんだらうと思ひます。した

がつて農地法も、その問題がありますから、直ちに適用は困難かもしれない。しかし、その条件で許可をされて耕作をしておる人、あるいは地主である人が自分の意思で小作に出しているという關係は農地法の適用になるだろう、こういうことを言つておるわけでありまして、ごちゃごちゃになつたやうでありますけれども、私の言つてゐることは、農地法上は明確に區別をしておるということでありまして。

○村田秀三君 決して私の認識ではごちゃごちゃしてないつもりなんです、その辺のところはま

だきちんとしないといふことですね、率直に言つて。これは日本にないものが今度出てくるわけですから、日本の中でその権利關係、法的な措置、これをもう少しきちんとしていく必要があるという問題ではなからうかと思ひます、これは。いすれ後日これは農水委でまた一つやつてみます。答弁をあとで文書にしてみたいと言ひたいところでありまして、それはやめますが、いすれにしろ、私がここでお願いしたいことは、現に耕作をしておる、それはアメリカ軍がい

つても取り消しできる条件である、しかし、その条件というものはよく然としておるわけですね。そうすると、いまつくつておる者の権利——権利とすると、あなた方はこたわるかもしれないけれども、私からしてみれば、これは許可をされて、そして一種の権利が生じたのだと、本人からしてみればそう理解をするわけですね。使われないといつても取り上げるということにはならないと思ひます。何か条件がなくちゃならぬ。したがつて、その条件というものは、結局、日本の外交保護権をもつて——日本に復帰した場合には、米軍との間にそれらの耕作者を保護する意味の何か一つの申し合はせなり、取りきめといふものが必要になつてくるというふうな気がいたします。と同時に自衛隊の管理する地域、これも継続するわけであり

いう関係が当然出てくるわけです、自衛隊の場合  
は、そういうことになるわけでありまして、あ  
くまでも耕作権を——私が言うのは耕作権です、  
私の認識の中では、その耕作権を保護するという  
立場に立つて処置をせよというのではない、沖繩  
の、これは黙認というのではない、沖繩の  
人がそこそこそこやるようなものではない、  
特認なんだ、特認、こういうふうに名称の書き方  
も、言い方も変えるくらいのもので、これは  
やっても構わないと困るような気がするのです  
が、その点はどうか、防衛庁長官と山中長官  
にお伺いします。

○国務大臣(江崎真澄君) 解釈のしかたについて  
は、さつきから申し上げておりますように、多  
少食い違いはありますが、これはやはり運用の  
面におきまして御意旨が生ずるよう努力をして  
まいりたいと思っております。

○国務大臣(山中貞則君) 私の基本的な姿勢は、  
法的な農地法とか、そういう耕作権とかいう問題  
は一応議論しなければならぬが、そのような  
形で永年基地であるという、図面の上ではそう  
だけれども、耕作を認めておるといふことは、そ  
ろそろ返していいじゃないかということだと思  
うのです。農業政策上からも、いまのような、黙  
認耕作のような状態では、土地改良その他の基盤  
整備等も実際にはできないわけです。したがっ  
て、農業の近代化等もできませんから、そのよう  
な基本姿勢からいけば、やはりどうしても提供し  
なければならぬ場合は、施設庁長官が申しまし  
たように、それらの人々は、権利でなくとも、永  
年の耕作という実態を持つておるのであるから、  
その実際の自分たちの収益というものを確保でき  
る条件を提供条件にしたい、こういうことを言っ  
ておりますから、ぜひその線を貫いてもらいた  
い。そうして自衛隊の場合は、沖繩担当大臣から  
言うならば、日本の自衛隊でありますから、そ  
う耕作をせよというふうなところは返してほ  
しいものだと思います。

○村田秀三君 そういふことを言うから、それは  
日本政府はむしろアメリカよりも冷たいのじゃな  
いかなということになります。自衛隊に來ても  
らうては困るという、そういう問題も出てくるわ  
けですよ。最後の部分はそうじゃないのですよ。  
むしろ、不用であるならば返せというのが主張で  
すよ、基本的な。私は、そういう論議は前にさ  
れておるから、そこは抜かしながら、何とか沖繩  
の人が現在沖繩の経済の利益のために利用でき  
るところはどこでも利用させるべきであるという観  
念に立つて、それを保護せよという意味でもって  
私は申し上げておるわけですよ。これは最後に  
言ったような、返してくれというのではまずまず  
だめですよ。自衛隊反対ですよ。そういうものの  
考え方なんというのをおかしいですよ。

○国務大臣(山中貞則君) いや、私の言ったの  
は、担当大臣として、日本の自衛隊が使うこと  
になる土地の中で、なお耕作権を——耕作を認めて  
あげてもいいようなところがあるならば、将来の  
姿勢としては所有者に返してもらいたいと思  
います。さういふことを言ったのです。しかし  
現実には、賃貸料と、そうして耕作の作物の収穫  
と、両方とれることであつて、個々の農家にとつ  
ては、たてまえと実際の収入の面とはいろいろ議  
論があることは、私は、現地でよく知つておりま  
す。しかし、たてまえ論をちよつと申しましたの  
で、これは私がよいことを言ったのかもしれ  
ません。

○村田秀三君 それは私の勘違いでした。返せと  
言うから、取り上げるというふうに思つたんで  
す。これは逆ですね。所有者に返すということ  
ですね。さういふたてまえでやるという、それを確  
認いたしました私の質問を終わります。

○委員長(長谷川仁君) 田中寿美子君。  
○田中寿美子君 私は、沖繩の婦人の要求を代弁  
したいと思つておるわけなんです。婦人の要求を代弁  
してアメリカの施政権のもとで婦人の人権が踏みに  
じられてきたことに抗議をして、婦人の人権回復  
を要求するという立場から、幾つかの人身損害事

件についての請求権の問題とか、あるいは裁判権  
にもいくらか触れると思つて、先春問題など  
にも触れたいと思つて、それからもう一つは、  
沖繩の中で差別されてきた労働者の中でも、特に  
婦人労働者の立場に立つて主として御質問したい  
と思つております。

私は、何べんか沖繩を訪れたわけなんですけれ  
ども、沖繩の女性が祖国復帰にたいへんな熱情を  
持つてゐるその状況に打たれて、そしてやむにや  
まれない気持ちで復帰運動に一緒に連帯活動をし  
てまいりました。沖繩の女性が米軍の基地を撤去  
してほしいというのを強く求めておる、それか  
ら自衛隊の配備にも激しく反対を起しているからと  
いつて祖国に復帰したくないと思つてゐるなどと  
いうことは、これは全く沖繩の女性の心を冒瀆す  
るものです。よもやそのようなことはおつしや  
らないと思つてみなければ、過去の沖繩の歴史を  
振り返つてみますと、平和で基地のない祖国に復  
帰したいという希望はどうしたつてわかつていた  
だかなければならぬと思つてゐるのです。

実は、今年の二月、那覇で復帰協ですね、祖国  
復帰協議会、現地にありますところのあらゆる団  
体を含めております。自民党支持であるところの  
地域婦人団体連合会も入つております。この祖国  
復帰協とそれから本土での沖繩連ですね、復帰運  
動を一緒にやつておりますところの沖繩連の者が  
一緒になつて、那覇で「新しい沖繩をつくる  
国民集会」というのをもちました。そのとき婦人  
の分散会でたくさんの方が出てまいりました。  
そこで、私たちは、それではこの要求を貫徹する  
ために、復帰を前にしてたくさん出てきた要求を  
貫徹するために、八月に本土で集会をもちまし  
うという約束をしました。それで、この八月の十  
日に沖繩の各婦人団体を代表しますところの三十  
人の代表の婦人と、それから本土の十六団体の婦  
人が一緒になつて、そして「婦人問題を解決  
する沖繩本土連帯集会」というのをもちました。  
そのときに出されました要求というのは非常に広  
範なものです。たとえば母子福祉あり、労働保護

の問題があります。産業の開発、人権を守れとい  
うこと、あるいは沖繩の民主教育を守つてほし  
い、公害対策、物価対策、非常に広範な部門に及  
んだのですけれども、一番基本的な立場は平和と  
の強い願いだったわけなんです。そのためには米  
軍の基地がなくなればだめだということ、  
自衛隊の配備には反対するといふようなことが基  
調になつておりました。私、その翌日、大会集  
の翌日八月十一日各省にその婦人の代表が出向い  
て参りまして、その要求を持つて参りました。私も  
一緒に幾つかの会に参りました。たぶん山中長官  
は覚えていらっしゃると思つて。あのとき、山  
中長官は——総理府と防衛庁には、ほとんど全部  
の沖繩の婦人代表が一緒に参りました。まあ山中  
長官は一番沖繩をよく知つていらつしやいますか  
ら、ですから大ぜいが来たけれど拒みはなさいま  
せんでしたし、それからみんなが立っているから  
自分も立っていると言つてすわらないで相手をし  
てくださったので、婦人は非常に純情ですから感  
動しておりました。西村前防衛庁長官は居留守を  
使われましたものだから、私は、在室しておら  
れることを突きとめたもので、とうとう一時間も  
つかまえることになりました。そのときに婦人た  
ちは切々として、米軍の基地、米軍人軍属、軍隊  
によつて受けてきた損害、被害を訴えたわけだ  
ね。基地がある限りこういうことになるのだとい  
うことを訴えたわけなんです。総理大臣ね、なぜ  
沖繩の婦人がそのように、核も基地もない、平和  
な沖繩を取り戻したい、さういふ本土に帰つてき  
たといふふうな悲しい焦がれてゐるか、よくわか  
りになりますでしようか。

○国務大臣(佐藤栄作君) これはもう平和を愛好  
する婦人にとりまして、かつての戦地、戦場にな  
つたと、これが本土防衛の第一線になつたと、  
さういふこともなくもない、ほんのショッキングな  
ことが幾つもあります。ことにひめゆり部隊等の  
ことを考えると、これはもう平和を愛好すると、  
さういふ立場でぜひありたいと思つて。さらにまた  
米軍政下において米軍人が、敗戦国でも申しま



すか、沖縄の婦人の処遇について、これは口にするだにまいましいような事柄が次々に起きてくる、そういう事柄の思ひ出、これはなかなか簡単には拭い去れないと、かように私は思いますので、婦人の諸君が、特に米軍の一日も早く撤退することを、同時にまた軍そのものについても、自衛隊であろうが何であらうが、名前は何とつこうが、その種のものについて非常な憎しみを持つというか、嫌悪を持つ、憎しみというよりむしろ嫌悪と言ったほうがいいかと思いますが、そういうような感じを持つておること、これは私にも容易に想像のつくことでございます。

○田中寿美子君　そういう気持ちがあることをよく御存じでございますけれども、総理大臣御自身、心の中で、またこのこともよく御存じのはずで、そうして沖縄の婦人もよく知っている。つまり今度の協定によつては米軍の機能は縮小されはしない、安保は永久化される、そうして台湾、朝鮮、フィリピン、本土とアメリカの反共軍事同盟の三角形の一番かめのところに沖縄があつて、そうしてその基地を縮小するような話し合いではないということは、共同声明で、あるいはそのあとで佐藤総理御自身が記者会見で説明なさつたり、その背景説明を愛知さんがなさつたり、ジョンソン國務次官がなさつたり、またそれに続いてサイミントン委員会とか、あるいは最近の上院での外交委員会の審議なんかでも、米軍の機能は縮小されはしないのだ、そして自衛隊をもつて強化していくのだということですね、これを沖縄の婦人はよく知っているのです。ですから、またこれから同じことが繰り返される、その心配を持つていくわけですね。佐藤総理、米軍の基地は縮小しているというふうにとときどきおっしゃる。それからサンクレメンテにいらつしやつたらいろいろなことを相談してみよう、この委員会でも幾つか出された問題ですね、いまさっきの黙認耕作者のことも、そういうことがあるなら話してみようとか、あるいは幾つかお話ししましたよね、漁業の問題でも、婦人が切にそのことを望んでい

るといふことがおわかりになつてゐるなら、その気持ちもぜひ伝えてもらいたいものだと思いますが、いかがですか。

○國務大臣(佐藤榮作君)　私は、ただいまの田中君とはちよつと立場が違ひまして、私も、日米安全保障条約、そのことは必要だと、かように考へておりますから、沖縄の県民もそれだけは理解してもらいたい、かように思います。いままでの米軍、米基地、それが今後は日米安全保障条約のワク内に、その行動なり、それらがとどまるんだと、そういうことを理解していただくならば、それによつては縮小されるだろうと、こういう期待につながる、かように私は思います。これはもう現に本土がそのとおりでございますから、そういうことになることを期待する。したがつて、まずそのことを考へていただくことが一つの基本的な問題であります。同時にまた、幸いにして来週早々、もうあと一週間もすれば私がサンクレメンテでニクソン大統領と話をするのでございますが、ここに沖縄についての話には、これは十分の時間をとるつもりでおりますので、ただいま言われるような諸点、さらにまた、これから出てくるのだらうと思いますが、いわゆる婦人問題以外にも麻薬等の問題もありませんから、それらの点についても話を触れるつもりでございます。それらについても話を触れるつもりでございます。それらは、ただいままで各党党首会談を予定しておりましたが、なかなか時間がはたしてとれるかといふか、そのほうもちよつと心配になりましたから、私、この際にはつきり申し上げておくのは、この委員会を通じての皆さんの御意見、これらを取りまぜて、ニクソン大統領には十分話をし、そうしていままでのあり方についても反省を求めなかならないと、かように私は思います。

○田中寿美子君　そういう議論をしておりますと、協定の問題にもなりますので、これは避けま

要求するといふ立場から少しお尋ねをしてみたいと思つておりますが、記憶に新しいことを具体的に事例をあげてみます。いままで請求権の問題に關しては、松井委員が法理論的に非常にきびしい追及をなさいましたし、それから裁判権のことは佐々木さんもなすつたし、先ほど漁業権の問題も請求権に關して相当詳しく議論をされたんですけども、人身損害についての問題にしろりたいと思ふのです。

記憶に新しいところで、昨年の五月二十八日に、あの第二兵隊本部に勤務している沖縄の婦人労働者、基地の軍労働者が出勤の途中で米軍の軍人の暴行を受けて、そしてひどい目にあつたという事件があつた。そしてその二日後に、例の前原高校の女子生徒、これが白昼長志川市で米軍人の暴行にあつて、抵抗したために腹部から頭部に二カ月の重傷を受けたのです。そこで全県民が抗議運動を出して、高校生も抗議に立ち上がった。そして、そのときにみんなが要求したのは、こういうことが次々起こるのは基地があるからなんだから基地を撤去してほしい、それから裁判を公開してほしい、犯人を厳罰にしない、それから捜査権や逮捕権、裁判権を民政府側に移してほしい、被害者に完全な損害賠償をせよといふことを要求したのですが、この軍人は、何年かの刑を軍の裁判で受けたけれども、本国に送還されてしまつて、もうどうなつたかわからぬ。これが沖縄で起こる犯罪のたいていの形でございすね。婦人や子供がたくさんこういう損害を受けているわけです。こういうことは、やはり基地があるためだといふふうにお思ひになりませんか、佐藤総理。

○國務大臣(佐藤榮作君)　この人道上の観点についていろいろの問題は、これはその基地、安全保障条約を承認するといふにかかわらず、同一の立場で、私も皆さんと同じ立場で、権利の確保、これについて十分要望するつもりでございます。御遠慮なしにそういう点はお話しください。

○田中寿美子君　米軍基地があるからだと思ひになりませんかと言つたのですけれども、それは言いにくいと思いますが、そこで、いままでの請求権に關していろいろ皆さん方が質問をされたことについて、ひとつ私は確認をもう一ぺんしておきたいと思ふのですが、協定第四条で請求権を放棄した。これは国が協定の効力発生前のもは全部放棄するといふことが最初に書いてあつて、そして例外として、合意議事録で六項目請求権を要求できる項目というのが出ておりますね。その中で、人身損害に關するところは三項、四項、五項――六項の「その他の請求権」というのもその範囲に入るかとも思ふのですが、そこで協定四条で、米国の施政権下の米国人による行為または不作為から生ずる民事または刑事上の責任は問わない、こういうことになつておりますね。これは政府として放棄することであつて、そして個人の請求権は認めるといふこと、これは何回か福田外務大臣も言われた。沖縄の人たちは非常にそういうたくさん損害を受けてきたけれども、講和条約と同時に、まず平和条約の十九条の(4)で米国の請求権は放棄したのです、(4)項で。その場合もやはり個人の請求権は生きてゐると、そういうことですね。

○國務大臣(福田赳夫君)　講和前後に分ける必要があるのです。講和後につきましては、米軍が引き続いてその補償の責めに任ずる、こういうことでございます。それから講和前のものにつきましては、講和後に布令が出まして、その布令で補償をしたのです。しかし、いろいろな事情で補償漏れがありました。それにつきましてはわが国がそれを救済しようといふので、ただいま法律案を提案いたしまして御審議願つておると、こういうことでございます。

○田中寿美子君　その講和前の補償については、布令六十号というのを出したのも、あれは国が放棄したけれども県民が一生懸命になつて要求したのです、たくさんひとことがあつたから。それでその結果、講和前後未補償者連盟というのが



きて、その人たちが要求して、その結果布令六十号になって、幾らか補償するようになったわけですね。あれども、それでも一ぱい補償漏れがありますね。あの条件は、私言っている時間がありませぬから、言いませんけれども、期限的にも短い期間であつたり、それから区切られた期間の中に請求してなければだめだつたり、たいへんめんどうくさい条件があるから、補償漏れが一ぱいあつた。その補償漏れを今度は政府が支払うわけですね、防衛庁が支払うわけですね。それはさつきも見舞い金というのとはおかしな話だつたけれども、そうしたら、佐藤総理だつたと思ひますが、請求権と考へてもいいようにおつしやうたけれども、日本の政府が払うのだつたら請求権の権利の主張じゃないわけですね。請求権というものはアメリカに対する請求権ですから、どうしてもアメリカに対する請求権の請求はいろいろ条件がむずかしくてできない、あるいはアメリカがやる気がない、こういうところでやむを得ず国が補償するものだと、こういうふうに考へてよろしいですね。

○國務大臣(江崎真澄君) やはり親心と申しますが、当然、そういう補償漏れについては見舞い金というこゝろを使つておられますが、現実処理としては、布令六十号で補償をされたその程度のもので見合つて、漏れた人たちにいたずらな損失にならないように考へていこう、こういう姿勢でいままでも答弁を申し上げておる次第であります。

○田中壽美子君 そこで、講和前の補償漏れの件数と請求額はおわかりになりますか。

○説明員(島田豊君) 琉球政府の資料によりますと、未補償者、これは四十六年の九月末現在でございまして、人員で三百八十名、申請額が六十四万七千八百二十二ドル九十六セントということでございます。

○田中壽美子君 そこでお尋ねしたいことがあるんですけれども、これは大蔵大臣どうでしょう。みんなドル建てで講和前の補償漏れの請求がされておつて、そして金額がきめられていられるわけですね。で、今度復帰してまいりますと、たいへんドルのレートが違ふわけなんですけれども、こういうことは、これ防衛庁長官もだと思ひますけれども、ちゃんと考へて金額をベースアップなさるおつもりなんですか、それは。

○國務大臣(水田三喜男君) いま概算要求になつてきていますのは二億五千九百万という要求になつております。これは支払ひの筋としましては、新しいレートで支払ひの筋だと思ひますが、しかし布令六十号で前に払つてある人との均衡問題もございまして、この点については、もう少しこれは實際問題として考へなければならぬところがあるんじゃないかというふうに考へています。

○田中壽美子君 ドルが三百六十円のとときはそれでよかつたんですけれども、今度それはたいへんな幅が出てくるわけですから、それはほんとうにいまの六十四万七千八百二十二ドル九十六セントという、これは計算し直していただかなきゃいけないと思ひますが、どうお思ひでしょう。防衛庁長官、責任でしよ。

○國務大臣(江崎真澄君) これは十分考慮に値する問題だと思ひますので、大蔵大臣と相談をしまして妥協なところなきにしたいと思います。

○田中壽美子君 そいういたしますと、講和後の外国人損害賠償法によつて補償されたもの、これまたいへん漏れが多いです。あの条件は、外国人損害賠償法を讀みますと、親米的な人でなければいけないとか、満足して受け取る人だとか、たいへんあれは植民地的な法律だと思ひます。ですから、これから漏れていられるものは一ぱいある。これに對して、防衛庁、やはり適當と思はれるものは払うということになつていられるわけでしょう。これなんかも、これまでの支払ひに見合つてとか、それから外国人損害賠償法は一萬五千ドルを上限にしていられるわけですね。これなんかはいまやっぱ交渉してもらわないとおかしいと思ひます。復帰までの間に受け取る場合ですね、一萬五千ドルの値打ちというのはずつと落ちていられると思ひます。それから最高が一萬五千ドルで、最低はもっと

ずつと低いわけですね。そういうものを受け取るのに對しても、これは計算し直さなきゃいけないし、それから今後、親心とおつしやうたけれども、当然しなきゃならないことで、政府が講和発効後、返還までの間の外国人損害賠償法で賠償されることから漏れたものにいわゆる見舞い金を出すときに、それと見合つたなんというののは、どつちに見合せるんですか。円の価格で考へるようにしてもらわなきゃいけない。これは予算要求なんかやり直さなきゃならないところがたいへんあるんじゃないかと思ひますが、いかがですか。

○國務大臣(江崎真澄君) いま大蔵大臣もこの問題については少し時間をかしてもらいたい、こゝろ言つておりましたが、私、御指摘の点はごもっともな点だと思ひます。通貨交換だけ済めばあとは新レートでいいというものではないようにも思ひますので、ちよつと時間をかしていただいて、現実に予算措置をするときまでにはしっかりとした結論に到達をしたい、こゝろ思つております。

○田中壽美子君 それはぜひやっていただかなければならないことだと思ひます、相当複雑だと思ひますけれども、それで戦争のときの遺族というのは女子供が多いわけ、沖縄には非常に母子家庭が多いわけ、それから共かせぎも多い、子供を持つて働いてる女が非常に多いわけなんです、そういう人の中に見舞い金を受け取る人も多いわけですね。ですから十分その辺を考へていただかなければならないと思ひます。

そこで、この防衛庁の特別措置法の中の第三条ですね、これの中で、「国は、沖縄において、昭和二十年八月十六日から昭和二十七年四月二十八日まで、の間に、云々」と書いてあるのが、布令六十号なんかは講和前の場合には昭和二十年八月十五日なんです。なぜこれこゝろで昭和二十年八月十六日になつていられるのか私はお聞きしたいわけなんです、全部講和前とか講和後というときは昭和二十年八月十五日なんです。防衛庁のこゝろ

法案では昭和二十年八月十六日になつていられるんですね。これは故意にそうされたのでしよるか、ちよつと伺いたいのですけれども。

○説明員(島田豊君) 今回の法律案で措置しようとしたのは布令二十号の例に準じてやることになりましたので、なるほど布令二十号ではそういう日付になつておりますが、これはまあ英語の読み方でございまして、アフターとかいうことは正確に日本的に直しますと法律案に書いてあるようなことになつたので、実際的には布令六十号の場合とは全く同じでございます。

○田中壽美子君 ということは、八月十五日からということですか。布令六十号なんかとか、いままでの全部八月十五日と訳してありますね。じゃ、これは直せばいいんじゃないやありませんか。

○説明員(島田豊君) 布令六十号は八月十六日からと、こゝろ趣旨のことでございますので、それと全く同じに取り扱つたわけでございます。

○田中壽美子君 じゃ、布令六十号その他それまでに出ているのはみんな八月十五日だけれども、布令二十号が十六日だということですか。——それじゃ、ちよつともう一問。八月十五日の日に損害を受けたら、それはどうするのですか。

○説明員(島田豊君) 八月十五日、まあ英語でアフターということばを使つておりますが、このアフターということばは八月十六日から、おそらく八月十五日はまだ戦況状態が続いておりましたので、その関係で十六日から、日本流で言いますれば十六日から、こゝろ趣旨に布令がなつておるわけでございます。(六月二十二日じゃないか沖縄は。八月じゃないよ。と呼ぶ者あり)

○田中壽美子君 それでね、私、いまの八月十五日以後に第一問題があるんです、いま森中さんもちよつと言われたけれども、実は、講和前の補償と講和後の補償ということ言われるけれども、そして講和前の場合は昭和二十年の八月十五日からあとというふうに言つておられるけれども、沖縄は六月二十二日に終戦になつたわけなんです。あそこは戦闘をやめたわけなんです。それからあ

との沖縄における残虐行為は、これは米軍も日本軍も両方やったので、最近「沖縄の証言」という本がたくさん出ておりますけれども、現地の人たちが——きのう喜屋武先生が、自分は戦争の生き残りだとおっしゃって、証言ができる、証人だと言われたけれども、ほんとうにまだ証人は一ぱいいるわけなんです。それで八月十五日以前の人身損害なんかはひどいものがありますね。私も、きょう、本は持つて来ないけれども、一カ所に集結させて、そして射撃してしまったり、まあ日本軍も悪いことをしていますね、私は読むにたえないところがありました。たとえ上がつて来た兵隊のために学校の校舎を慰安所に設けて、そして兵隊が行列をしていて、そして沖縄の娘を慰安の対象にして、二十八人目で死んでしまった、その娘は、こんなことがあるのです。ですから講和前という場合には、その辺を一体どうするつもりなのか。戦争中にも——これはもうそこまで言っている時間がありますけれども、戦争中にも、戦争中の国際法に触れるようなことをやっぱアメリカもしている、そして上陸して来たら後はもういじめることをやっている。もしそれを沖縄の人たちが要求したら政府はどうなさるのですか。講和前というのは、あくまで昭和二十年八月十五日からあとのことだけしか言っていないから。

とも。米軍に対しては請求権ということになるか、あるいは日本に対して。これは前に在外資産の補償というよりなことをやったでしょう。これは財産に関してやったわけですから、人間の生命やそれから生活を脅かしたことに關して、もしその人たちが請求してきたら、要求したら、これはどうなさいますか。

○国務大臣(佐藤榮作君) 先ほどもお話しいたしましたように、戦中、戦後と、かように申しました。戦中はもちろんアメリカの兵もさることですが、日本兵の残虐行為も幾つもある、それはたまたま御指摘になったような状態だと思えます。週日、喜屋武君が、そういうことを自分は証言していい、こまでも言われております。私は、そういうようなことを含めながら、ほんとうに沖縄の方々はお気の毒だと、これが本土防衛の第一線にみずから焦土と化したその沖縄で行なわれたと、かように考えますと、ほんとうに私どもはあたたかくこれを迎えないわけにはいかない、そういう結論に達するわけであります。私も、この横いば横いのしかたがない、かように思う次第でございます。ただいま言われるような点について、われわれもいかにすればいいか、そういうことは物質的に問題が片づく問題じゃない、かように私は基本的に考えるものであります。その気持ちでは、田中君と私の気持ちも同じだろう、かように思っております。

○田中寿美子君 であればあるほど、基地からのがれたいという沖縄の人の気持ち、これをよくわかっていただければ、今度の協定なんかほんとうはああいう形で結んでいただきたくなかったというのを私は意見として申し上げておきます。

それから請求権が与えられるものの中に、合意議事録の第四項目に労働災害の補償が載っています。これはわりあいときとちと、米軍のもので働いている人に対する災害の補償を請求権としてきめていくわけですが、それはただ、私がちょっと不審に思いますところは、米軍が返還前に事由の

発生した労働災害に關しては補償をする、そこまで言っているわけじゃないけれども、それに対して——説明書のほうですね、参考資料の中にそういう文章が出ておりますけれども、返還前に事故なら事故、あるいは病気の事由が発生したものに關しては返還後アメリカが労働災害補償をすつと支払っていく、それから返還後に事由が発生したときには、これは本國の政府が払うということになっております。そのところ、ちょっとその事由の発生というものは、返還前に起こって返還後にその現象があらわれるということがあるわけなんです、その辺なんかをきちんと話し合いをしていられるのかどうか、労働大臣に伺いたい。

○国務大臣(原健三郎君) 返還前に労働災害が起った場合においては、それは使用者であるアメリカ政府において労働災害を補償する、これはちゃんと文書で交換してきちんといたしております。

それから第二のお尋ねの、返還後にそういう災害の病気が起ってきちんな場合、この場合においては日本の労働保険でこれは補償申し上げます。

○田中寿美子君 それはわかつているのですけれどもね。じゃあその返還の前に原因があるということがあつたでしょう。たとえば打ち打ち症なんというのとはあつた起ってきちなりするわけですね、あるいは内部疾患なんかもそうだと思うのです。そのときはどうですか。

○国務大臣(原健三郎君) いまお尋ねの内部疾患あるいは打ち打ち症のような、返還前にそういう災害があつて、実際にあらわれてきたのは返還後であるという場合には、日本の労働保険で補償申し上げます。

○田中寿美子君 そこがね、私、ちゃんと請求権を保証しているのに、そういうふうに譲らなければならぬのか、おかしいですね、もちろんこれによりますと、アメリカからちゃんとした職員を派遣して、補償に關しては、請求権に關しては事務所ができて、そしてその事務を取り扱うよ

うなことになるかと。これなんかについて、まだこまかい話し合いはできていないのかも、しれませんけれども、向こうが補償すると請求権を保証しているものをこつちが譲る必要はないように思ふので、その辺は相当強く、つまり返還前に原因があつたものについては、全部米軍のほうに支払わせるべきだと思ふのですけれども、いかがですか。

○国務大臣(原健三郎君) お答え申し上げます。返還後におきましては、米軍の担当官と日本の担当官において相談いたします。そして、事案のはっきりしたものはアメリカでやつてもらふし、その他のことについては、どちらかにお願いしてきちんと話を煮詰めて、責任を分担してやるようになっております。

○田中寿美子君 全部政令にまかせるものですか、まだきちんときめていないようですね。こういう問題をつつていて、幾つでもありますので、これは私は、労働補償、これがとれただけよかつたと思います。非常にきちんと請求権をとつたので、とうとうと思えばとれるんじゃないかという気がするのですが、もつとはかのほうです。それはとつたのはよかつたと思うのですが、しかし返還後にそういう話し合いが残っている部門に關しては、やっぱ対等の立場で向こうに請求していくということをぜひ実行していただきたいと思ひます、いかがですか。

○国務大臣(原健三郎君) 田中先生御指摘のように、対等の立場で担当官同士責任をもつて善処するようにならなくてはなりません。

○田中寿美子君 それでは次に、女、子供に対する犯罪まあ米軍軍人・軍属、それから軍隊そのものがあるということによって起こりますところの犯罪とか損害ですね、不法行為。そういうものを少し具体的に申し上げて、これはどういうふうにされるかということをお願いしたいわけなんです。

犯罪統計、これは琉球政府の法務局ですか、警察局ですか、こういうものを見ますとたいへん少ないのです。これは米軍軍隊の軍人及び軍属

の沖縄における残虐行為は、これは米軍も日本軍も両方やったので、最近「沖縄の証言」という本がたくさん出ておりますけれども、現地の人たちが——きのう喜屋武先生が、自分は戦争の生き残りだとおっしゃって、証言ができる、証人だと言われたけれども、ほんとうにまだ証人は一ぱいいるわけなんです。それで八月十五日以前の人身損害なんかはひどいものがありますね。私も、きょう、本は持つて来ないけれども、一カ所に集結させて、そして射撃してしまったり、まあ日本軍も悪いことをしていますね、私は読むにたえないところがありました。たとえ上がつて来た兵隊のために学校の校舎を慰安所に設けて、そして兵隊が行列をしていて、そして沖縄の娘を慰安の対象にして、二十八人目で死んでしまった、その娘は、こんなことがあるのです。ですから講和前という場合には、その辺を一体どうするつもりなのか。戦争中にも——これはもうそこまで言っている時間がありますけれども、戦争中にも、戦争中の国際法に触れるようなことをやっぱアメリカもしている、そして上陸して来たら後はもういじめることをやっている。もしそれを沖縄の人たちが要求したら政府はどうなさるのですか。講和前というのは、あくまで昭和二十年八月十五日からあとのことだけしか言っていないから。

とも。米軍に対しては請求権ということになるか、あるいは日本に対して。これは前に在外資産の補償というよりなことをやったでしょう。これは財産に関してやったわけですから、人間の生命やそれから生活を脅かしたことに關して、もしその人たちが請求してきたら、要求したら、これはどうなさいますか。

○国務大臣(佐藤榮作君) 先ほどもお話しいたしましたように、戦中、戦後と、かように申しました。戦中はもちろんアメリカの兵もさることですが、日本兵の残虐行為も幾つもある、それはたまたま御指摘になったような状態だと思えます。週日、喜屋武君が、そういうことを自分は証言していい、こまでも言われております。私は、そういうようなことを含めながら、ほんとうに沖縄の方々はお気の毒だと、これが本土防衛の第一線にみずから焦土と化したその沖縄で行なわれたと、かように考えますと、ほんとうに私どもはあたたかくこれを迎えないわけにはいかない、そういう結論に達するわけであります。私も、この横いば横いのしかたがない、かように思う次第でございます。ただいま言われるような点について、われわれもいかにすればいいか、そういうことは物質的に問題が片づく問題じゃない、かように私は基本的に考えるものであります。その気持ちでは、田中君と私の気持ちも同じだろう、かように思っております。

○田中寿美子君 であればあるほど、基地からのがれたいという沖縄の人の気持ち、これをよくわかっていただければ、今度の協定なんかほんとうはああいう形で結んでいただきたくなかったというのを私は意見として申し上げておきます。

それから請求権が与えられるものの中に、合意議事録の第四項目に労働災害の補償が載っています。これはわりあいときとちと、米軍のもので働いている人に対する災害の補償を請求権としてきめていくわけですが、それはただ、私がちょっと不審に思いますところは、米軍が返還前に事由の

発生した労働災害に關しては補償をする、そこまで言っているわけじゃないけれども、それに対して——説明書のほうですね、参考資料の中にそういう文章が出ておりますけれども、返還前に事故なら事故、あるいは病気の事由が発生したものに關しては返還後アメリカが労働災害補償をすつと支払っていく、それから返還後に事由が発生したときには、これは本國の政府が払うということになっております。そのところ、ちょっとその事由の発生というものは、返還前に起こって返還後にその現象があらわれるということがあるわけなんです、その辺なんかをきちんと話し合いをしていられるのかどうか、労働大臣に伺いたい。

○国務大臣(原健三郎君) 返還前に労働災害が起った場合においては、それは使用者であるアメリカ政府において労働災害を補償する、これはちゃんと文書で交換してきちんといたしております。

それから第二のお尋ねの、返還後にそういう災害の病気が起ってきちんな場合、この場合においては日本の労働保険でこれは補償申し上げます。

の不法行為に基づく損害賠償の統計です。ちゃんと賠償を要求したものの統計を見ますと非常に数が少ないですね。このことは非常に請求しにくいし、それから賠償もしてもらえないケースが非常に多いんであって、これを見ただけで犯罪が少ないなんて考えたは大間違いだと思います。

で、一九六一年から六八年まで、七年間の統計

だけで見ても、二十数件賠償しているのが、米軍のほうで、その中で、たとえばもう女、子供が多いですね。これは六一年ですが、上運転カメさん、五十八歳、この人は川崎での飛行機の墜落事故で命を失っている。それからコザ市の交通事故で死亡した山城ユリコさん、松田チエコさん、これは十一歳と十二歳の女の子です。それからトレーラーの落下事故で棚原タカ子さん十一歳。宜野湾の交通事故で菅山シゲ子さん、五歳。金武村におけるホステス殺し、これは有名な話なんです、上原シズさんですね。三十四歳です。それから読谷の主婦殺し、伊波とみさん、五十二歳。コザ市におけるホステス殺し、ホステス殺しというのは一ぱいあるのですけれども、賠償されているのはこれ一つです。それから交通事故による死亡というのは、これはトレーラーが突っ込んできたりして死亡して、そして、そういう場合にそのまま逃げられてしまったり、それから公務執行中だということになって犯罪にならなかったりしているのが一ぱい。これは女の人や子供が一ぱいあります。それで数が少ないということは、賠償された件数が少ないということ、迷宮入りしているものが一ぱいあるということなんですね。

犯罪件数、これは私は政府委員の方に尋ねますと、これはみんな総理府総務局長のところに責任なんだから、自分たちはあまり関係ないように言われるのですけれども、復帰してまいりましたあと、法務省やら、警察庁やら、公安委員会なんかみんな責任を持たなければなりませんので、もつと本気で調べてもらいたいわけなんです。あれは軍政下で、施政権下でつかみにくいということがあってもいいですね。ですから出てくる統計は本

物じゃないというふうに思われるのです。その中で見てもどうですか、非常に凶悪犯がほとんどふえていて、それから強盗、強姦、盗犯、この検挙率は幾らですか。公安委員長さんおわかりですか。

○国務大臣(中村實太君) 刑事局長から答えさせていただきます。

○田中寿美子君 言います。検挙率がたいへん低いのです、凶悪犯一七・五%です。あるいは二〇%、その次の年は一七・五%です。それで民間の犯罪のほうの検挙率は、凶悪犯は七九%ですね。米軍の軍人のほうの検挙率は二〇・三%、このくらいつかまえていくのです。なぜつかまえていかないのか、その理由をおっしゃってください。

○説明員(高松敏治君) 現在琉球警察の統計によりますと、確かに凶悪犯についての検挙率は民間のものにつかまして七九%、本土の検挙率に比べて約一〇%低い。それから米軍人の関係の検挙率についても、これは非常に差があるわけでごさいます。一つは、それは現在、琉球の警察は米軍人に対する犯罪の捜査権を持っていない、ごく限られたものしかそれができないということ。それから、まあ米軍自身として検挙された率というのは琉球警察にはわかっていない点がある。こういうふうなことでありと、かように考えております。

○田中寿美子君 いま御説明がありましたように、米軍人・軍属の犯罪に対して、これは捜査権が非常に限られているわけですね。それで現場で、現行犯のところで警察官がつかまえてなければいけないし、それと、もしアメリカのほうのMPがいたら一緒にやるわけですね、あるいはMPがいない場合にはつかまえていく、あるいはMPがいない場合で犯罪行為が行なわれて、そしてMPのいないときだけ逮捕しなさい。MPがいたらMPがつかまえて。そしてそれは米軍に連れていってしまふわけですね。ですからつかまえていくわけですね。それで、こういうような状況の中で、たくさん犯罪の犠牲者が出て

いるわけなんです。一体、そういう人たをどうするかということなんです。

それで私は、一、二の例を申し上げますけれども、有名なメードの殺人事件です。これは迷宮入りしてしまっているから件数の中に、賠償件数なんかとか犯罪統計の中に出てこない。これは一九六八年の三月、米軍基地の兵舎の中の浴室でメードが死んだわけですね。これは渡邊次キコさんという人、三十五歳。これは現場検証なんというの、CIDがやって、二時間後に警察を呼んで、死体の解剖だって家族も立ち会わしてくれない。そして全身に打撲傷があったり、たくさんけがをしてる。それにもかかわらず、そして容疑者らしきものがわかっていくのに、その容疑者の身体検査なんというものはもちろん許されもしない。そしてその容疑者はアメリカに帰っていった。こういうことを数えあげると限りなくたくさん事例があるわけなんです。私がお伺いしたいのは、こういうふうなことをされた人たちに、今度の返還後、何か救済の道がありますか、法務大臣いかがですか、人権の問題です。

○国務大臣(前尾繁三郎君) 結局、やはり請求権の問題になるのじゃないかと思えます。

○田中寿美子君 どうするおつもりですか。請求できますか、請求権の問題になりますか、これ。一ぱいあります、もし言うならば。

○国務大臣(前尾繁三郎君) 犯罪を構成しておれば、それに対して外国人賠償法、そういうようなものが適用されるわけです。犯罪になっていないというところになりますと、これはなかなかそう法務関係としては救済できないと、こういうことになると思えます。

○田中寿美子君 私のお尋ねしているのは、返還後のことなんです。外国人賠償法というのは返還時までは適用されないものでしょう。○国務大臣(前尾繁三郎君) 返還後であれば当然われわれとしてはその犯人なり何なりを、要するに公務中のものであればアメリカの裁判権とこちらの裁判権とが競合する場合があります。し

かし、公務中であれば向こうのものが優先する、こういうことになるわけでありませう。

○田中寿美子君 たいへん答へは当たっていないわけなんです、つまり、問題は、施設権下で起こったのです。けれども、裁判も何もできない状況で、犯人は本国に帰してしまっている、これは一ぱいあります。女給さん殺しなんというの、これは数え切れないほど。みんなこれはベッドで殺しているのです。米軍の軍人なんです。それだけれども、みんなこれは幾ら要求したって未解決のまま葬り去られている。これは、こういうものに対して返還後裁判を起こせませうか。

○説明員(辻辰三郎君) 沖縄におります米軍軍人が復帰前に沖縄で犯しました犯罪につきましては、復帰後といえども日本国としては裁判権はございませう。

○田中寿美子君 ですから、裁判権がないわけでしょう。そうすると、被害者ばかりあって、加害者がなくて、この被害者たちに救済する道はないかというのを聞いています。どなたかお答えいただきたい。外務大臣どうですか、外務大臣。

○国務大臣(福田赳夫君) それこそむずかしい請求権問題の一つ、しかもその中でも非常に扱いのむずかしい問題かと思えます、事実がはっきりしないですから。しかしまあ事実が……。

○田中寿美子君 事実をはっきりしているんですよ。

○国務大臣(福田赳夫君) その後、日本の手によってはっきりするということになりますれば、それに応じて何らかの措置をするということにしなければならぬと思うのです。これはもう当然のことだと思えます。ただ、事実の確認ですね。これがなかなかむずかしい問題じゃないか、そんな感じがするわけです。

○田中寿美子君 事実の確認をさせないわけですね、施政権下で。事実殺されているけれども、それをみんな向こうは拒否して、そして犯人とおぼしき者はみんな本国に帰しているから、

返還後といえども、これは事実の確認のしかたはないだろうと思うんです。そういう場合に、この人たちが泣き寝入りして、この遺族もそのままだんでしょうか。それとも、それには何か方法を講じなさいませうか。

○国務大臣(福田赳夫君) さような問題も当方においてできる限りの調査をしまして、これはどうもお気の毒な状態だという判断であります。それば、それに応じた措置を講ずると、こういうふう

な名前ですね。置き去られてしまった妻、内縁関係でアメリカの軍人と一緒にいて子供を持つ。そして認知の要求をしてもいい。そうして養育料も慰謝料も何にも払わないで帰ってしまおうというのが一ぱいある。だから沖縄の母子世帯の比率はたいへんなもので、それからいわゆる未婚の母といまして、結婚しないで子供を生んでいる母親の比率なんか、本土にはわずか一・何多なんですけれども、沖縄は一九％もいる。このくらいあるわけですね。で、こういうものの中に、たとえは提訴中のものもあります。これはある一人の婦人ですけれども、米軍の軍人と夫婦生活に入っ

とになろうと思います。  
○田中寿美子君 どうやって助けますか。法務省はどうやって助けてくださるのですか、こういう人は。  
○説明員(川島一郎君) これは沖縄に限りませんで、すべて個人の関係の問題として、何らかの方法によって相手に請求するという以外には特別な措置というものはないわけでございます。  
○田中寿美子君 人権擁護局なんかは、そういうことをするところじゃないですか。  
○説明員(影山勇君) 人権擁護の立場からいたしますと、御承知のように、人権擁護委員あるいは法務局の職員がおりまして、これに、そういう場合にどういう方法をとったらいいかということを示すことを——そういう形で援助をいたしております。

者が売春によってかせがなきゃならない。それで母子世帯もたいへん多いわけなんです。で、この間佐々木委員がその売春事犯に対する政策をお聞きになっておる。私はそういう観点じゃなくて、すね、売春防止法というものがもうすでに本土とはほとんど同じものが沖縄でもできたわけなんです。で、完全に施行されるのが来年の七月一日からですね。で、実は私は本土の売春防止法ができるときに、事務局的な仕事をした関係で、わりとよく知っているのですけれども、あの当時私たちが考えたことは、このすべてのものが商品化されている資本主義の社会で、肉体を売る女の人が出てくるということ、これをほんとうに根本的に防止するのには、みんなが健康な仕事があつて生活が保障されなければならぬということがあつて思ふんです。ですから、ねらったのは、女の人に売春をさせて、肉体を売らせて、それを搾取する管理業者ですね、管理売春業者、これを罰することを目的にしておつたものなんです。で、私も沖縄に何回か行って——あそこには古原がおりますね、いまだに。新橋もあれば古原もある。赤線地域です。そして、そのほかにコザには米軍人、白人と黒人を相手にするバーやキャバレーがいろいろ分かれていて、売春防止法が直ちに適用される場所というのは、その古原とかいわれる赤線地域の業者たちだと思ふんです。そこでそういう業をやする女の人、これは保護処分を受けるようになるわけなんです。沖縄の売春の中で、私は一番問題なのは、一体この業者の対策をどうするかということなんです。この業者は、赤線が閉鎖されても別にちつとも困らないだろう。バーやキャバレーをやればいいわけなんです。そしてバーやキャバレーの中で個人的な契約で売春をすることができ

○田中寿美子君 だから、福田外相は適切な措置というたいへん便利なことをいつも使つていらつしやるんですね。これに対して適切な措置というのとは、もうなみなならぬことです。そして私は、やっぱりこれは、公安委員会も警察庁も、それから法務省も人権の問題として本気に取り組んでいただきたし、そういう人たちの声を聞いて、もう一ぺん人権を取り戻すための努力をしていただきたし、それからこれに対する損害の補償というようなことが法律的に成り立たないんから、別途何か国は、戦前、戦後を通じて非常なひどい目にあつてきている者に対する救済を考えてほしいと思ふんです。総理大臣いかがですか。

○説明員(川島一郎君) 沖縄にありまして、そして結婚した相手がアメリカに帰つておると、まあこの場合には離婚をしたいということになろうかと思ひますが、この離婚をするには、まあ相手

○田中寿美子君 その一般的なことは承知してまうけど、まあアメリカに行つてしまった人に人権擁護局がそれを訴訟を起こす費用まで手伝つてくださるかどうかいと、非常にまあ困難なことで、結局みんな泣き寝入りしてしまふという、そういう現実だということを知つていただきたいわけなんです。

者が見ますと、昭和三十四年でしたか、法務省の統計で見たら一億一千何百万を転業資金に使つた。今度も業者がそういう転業資金を要求しているかどうか、そしてそれを出すつもりな

○田中寿美子君 この種の問題で、刑事事件じゃなくて、民事的なものも一ぱいあるんです。実は、ですから、請求権の問題なども数限りなくあつて、適切な措置をとらねばならぬわけなんです。ぜひ外務大臣もよく頭に入れていただきたしと思つて、私はこの婦人の問題をとりたてて申し上げておるわけですね。

○説明員(川島一郎君) ああ、正式に結婚してないわけですか。その場合には離婚の問題は起こりませんので……  
○田中寿美子君 あたりまえです。  
○説明員(川島一郎君) 問題は慰謝料の請求というところになろうと思ひます。この慰謝料の請求は、まあ相手アメリカにありまして、これはやはりアメリカで起こさなくちゃならないというこ

○田中寿美子君 結婚してないのですよ、正式に。  
○説明員(川島一郎君) ああ、正式に結婚してないわけですか。その場合には離婚の問題は起こりませんので……  
○田中寿美子君 あたりまえです。  
○説明員(川島一郎君) 問題は慰謝料の請求というところになろうと思ひます。この慰謝料の請求は、まあ相手アメリカにありまして、これはやはりアメリカで起こさなくちゃならないというこ

求しているかどうか、そしてそれを出すつもりな

○田中寿美子君 結婚してないのですよ、正式に。  
○説明員(川島一郎君) ああ、正式に結婚してないわけですか。その場合には離婚の問題は起こりませんので……  
○田中寿美子君 あたりまえです。  
○説明員(川島一郎君) 問題は慰謝料の請求というところになろうと思ひます。この慰謝料の請求は、まあ相手アメリカにありまして、これはやはりアメリカで起こさなくちゃならないというこ

○田中寿美子君 結婚してないのですよ、正式に。  
○説明員(川島一郎君) ああ、正式に結婚してないわけですか。その場合には離婚の問題は起こりませんので……  
○田中寿美子君 あたりまえです。  
○説明員(川島一郎君) 問題は慰謝料の請求というところになろうと思ひます。この慰謝料の請求は、まあ相手アメリカにありまして、これはやはりアメリカで起こさなくちゃならないというこ

○田中寿美子君 結婚してないのですよ、正式に。  
○説明員(川島一郎君) ああ、正式に結婚してないわけですか。その場合には離婚の問題は起こりませんので……  
○田中寿美子君 あたりまえです。  
○説明員(川島一郎君) 問題は慰謝料の請求というところになろうと思ひます。この慰謝料の請求は、まあ相手アメリカにありまして、これはやはりアメリカで起こさなくちゃならないというこ

求しているかどうか、そしてそれを出すつもりな

○田中寿美子君 結婚してないのですよ、正式に。  
○説明員(川島一郎君) ああ、正式に結婚してないわけですか。その場合には離婚の問題は起こりませんので……  
○田中寿美子君 あたりまえです。  
○説明員(川島一郎君) 問題は慰謝料の請求というところになろうと思ひます。この慰謝料の請求は、まあ相手アメリカにありまして、これはやはりアメリカで起こさなくちゃならないというこ

○田中寿美子君 結婚してないのですよ、正式に。  
○説明員(川島一郎君) ああ、正式に結婚してないわけですか。その場合には離婚の問題は起こりませんので……  
○田中寿美子君 あたりまえです。  
○説明員(川島一郎君) 問題は慰謝料の請求というところになろうと思ひます。この慰謝料の請求は、まあ相手アメリカにありまして、これはやはりアメリカで起こさなくちゃならないというこ

○田中寿美子君 結婚してないのですよ、正式に。  
○説明員(川島一郎君) ああ、正式に結婚してないわけですか。その場合には離婚の問題は起こりませんので……  
○田中寿美子君 あたりまえです。  
○説明員(川島一郎君) 問題は慰謝料の請求というところになろうと思ひます。この慰謝料の請求は、まあ相手アメリカにありまして、これはやはりアメリカで起こさなくちゃならないというこ

求しているかどうか、そしてそれを出すつもりな

○田中寿美子君 結婚してないのですよ、正式に。  
○説明員(川島一郎君) ああ、正式に結婚してないわけですか。その場合には離婚の問題は起こりませんので……  
○田中寿美子君 あたりまえです。  
○説明員(川島一郎君) 問題は慰謝料の請求というところになろうと思ひます。この慰謝料の請求は、まあ相手アメリカにありまして、これはやはりアメリカで起こさなくちゃならないというこ

○田中寿美子君 結婚してないのですよ、正式に。  
○説明員(川島一郎君) ああ、正式に結婚してないわけですか。その場合には離婚の問題は起こりませんので……  
○田中寿美子君 あたりまえです。  
○説明員(川島一郎君) 問題は慰謝料の請求というところになろうと思ひます。この慰謝料の請求は、まあ相手アメリカにありまして、これはやはりアメリカで起こさなくちゃならないというこ

○田中寿美子君 結婚してないのですよ、正式に。  
○説明員(川島一郎君) ああ、正式に結婚してないわけですか。その場合には離婚の問題は起こりませんので……  
○田中寿美子君 あたりまえです。  
○説明員(川島一郎君) 問題は慰謝料の請求というところになろうと思ひます。この慰謝料の請求は、まあ相手アメリカにありまして、これはやはりアメリカで起こさなくちゃならないというこ

求しているかどうか、そしてそれを出すつもりな

○田中寿美子君 結婚してないのですよ、正式に。  
○説明員(川島一郎君) ああ、正式に結婚してないわけですか。その場合には離婚の問題は起こりませんので……  
○田中寿美子君 あたりまえです。  
○説明員(川島一郎君) 問題は慰謝料の請求というところになろうと思ひます。この慰謝料の請求は、まあ相手アメリカにありまして、これはやはりアメリカで起こさなくちゃならないというこ

○田中寿美子君 結婚してないのですよ、正式に。  
○説明員(川島一郎君) ああ、正式に結婚してないわけですか。その場合には離婚の問題は起こりませんので……  
○田中寿美子君 あたりまえです。  
○説明員(川島一郎君) 問題は慰謝料の請求というところになろうと思ひます。この慰謝料の請求は、まあ相手アメリカにありまして、これはやはりアメリカで起こさなくちゃならないというこ

○田中寿美子君 結婚してないのですよ、正式に。  
○説明員(川島一郎君) ああ、正式に結婚してないわけですか。その場合には離婚の問題は起こりませんので……  
○田中寿美子君 あたりまえです。  
○説明員(川島一郎君) 問題は慰謝料の請求というところになろうと思ひます。この慰謝料の請求は、まあ相手アメリカにありまして、これはやはりアメリカで起こさなくちゃならないというこ

求しているかどうか、そしてそれを出すつもりな

のかどうかというのが一点です。まず、それから伺いたいと思います。

○国務大臣(山中貞則君) では、私のほうから……。そういふ店をそのままで、いわゆる管理売春業者が、売春というのには禁止されますから、まあ普通のバー、キャバレーになる場合ですね、いまはアメリカ人相手だけのいろいろな店内装備と申しますか、そういうような装飾等なっておりますから、普通のいわゆる日本人がなかなか立ち入らない形になっているわけです。したがって、私が聞いております範囲では、米軍が撤退をした関係ではほとんど閉店状態になっておるところを、普通のバー、キャバレーにしたい、そういう場合の店内改装を日本人向きに改装するための費用といふものが、金融公庫の場合に、沖縄の特殊事情は各種ございまして、その対象になるかどうかという相談がございました。私は、それらのものがやはりサービス業として、管理売春でなくて、そして日本人向きの店内改装費が正当であるという場合には、その対象になるであらうというのをいま回答いたしておりますが、金融公庫ではそのような場合も予定しておかなければならないややはり沖縄の特殊事情かと思っております。

○田中寿美子君 どのくらいの予算要求をしているのかおわかりですか。

○国務大臣(山中貞則君) この部分だけ幾らという、そんな正確な要求も、実はあまり見通しが立ちません。したがって金融公庫法の読み方の上から見ますと、基地の縮小あるいはまた本土法令、あるいは復帰に伴ういろいろな変化によって転業を余儀なくされる者、あるいは廃業する者、失業する者、それらの人たちの転業資金あるいは従事者であった者の独立資金——もちろんその中には、特殊婦人といわれる人たちの労働政策上の婦人対策の上からは別にして、職業のための、自立のための援助というふうなものも総合的に含んでおりますので、業者対策に幾らというふうにはいまあまり計算ができておりません。

○田中寿美子君 それで、こういう問題はよく調

べてもらいたいわけなんです。で、営業数五千百十九、これは風俗営業、旅館、飲食店で実際にそういう接客婦を雇っているところですね、警察調査によりまして、従業員が一万五千五百七十、売春婦と思われるものが七千三百六十二、そのうち管理売春されているものが千三百というふうな数字を私は現地からもらったんです。それで、特にこれは那覇、コザ、石川、嘉手納、普天間、具志川、宮古などに多いんですね。基地の多いところにはやはり多いわけなんです。ところが、業者に対する転業資金の融資というふうなことをするのには、よほどほんとうのことを調べてもらわないと私はたいへん危険だと思っております。というのは、前借金の制度がもう非常に沖縄では広がっているわけですね。警察の調べはたいへんあいまいで、最高は吉原あたりで二千ドル、最低二百ドルなんというふうなことを調べているようですね。具体的な事例を私向こうの人権協会の資料で見ますと、これはたいへんなことですね。コザの吉原のバーに初めて二百ドルの前借金——この前借金というのは売春をするというのを目的にして前借させているわけです。そして、その家に入れたあと、衣類から生活用具を買って、その金はみんな借金に入れます。それから、前借をしているからといって給料を少しも与えないで、生活費として五十ドルずつまた借金に加えていっている。だから、六月に入って十月には一千ドルになってしまっているんですね、二百ドルの前借金が。それで転々とバーをかわっていくたびに追っかけていって暴力団がさがしてくる。つかまえてくるための捜査料二百ドル、これもまた前借金の中に入れてしまふ。そのあげくの果てには四千八百ドルになっちゃったんです、一年くらいの間。

「委員長退席、理事丸茂重員君着席」

こういふ事例がもう山のようにあるわけなんです。

法務大臣の御判断を伺いたいですけど、一体どこまで前借金——前借金というのは本土では最

高裁の判決で棒引きにしたんです、売春の問題のときに。ですから、これは労働法規の中にもあるように、人を強制労働さしちやいけないうとか、公序良俗に反するとか、一ぱいいろいろな理由から棒引きにさせているんですね。それで、沖縄の場合には非常に複雑だと思ひます。最初売春させるというのには二百ドル、そのあといろいろな生活資金やら何かを加えていっているわけでしょう。着物を買ったばかりに足るのか、あるいは食費といつて五十ドルずつ加えていく。逃げたら逃げ賃——逃げ賃というより捜査費ですね、二百ドル入れる。こういふふうなことをして、一番ひどい人は七千八百ドルまで上がっちゃった。こんな大きなお金を女の人がしよって、そうして、売春防止法が完全施行されたからといって自由になるかどうか。これを一体どういふふうにして帳消ししたんですか。どこまで前借金とみなして棒引きしたんですか。

○国務大臣(前尾繁三郎君) ただいまお聞きしておるようなものについて考えますと、これはもちろん消費貸借で金を貸したわけでありまして、公序良俗に反しますから無効のものだというふうな考えでいかなければならぬと思ひますが、ほんとうの実費賠償というふうなものがあるかどうか、ちょっといまのお話ではあまりないような感じがいたします。

○田中寿美子君 ちょっと意味がわかりませんが、貸したけれども、棒引きにできませんか、どうですか。

○国務大臣(前尾繁三郎君) 返還請求権がないわけですね、雇い主のほうからいへば。返してくれという請求権はないわけですね。要するに棒引きだと思ひます。

○田中寿美子君 そうしますと、棒引きにしてくれというのを婦人のほうから要求できますか。

○説明員(川島一郎君) 売春を行なうことを条件として金を貸したというふうになりますと、売春行為そのものがこれは公の秩序に反する、良俗に反する行為でございますから、その契約自体が無効になるというふうにならうと思ひます。それとまあい

わば一体的に金を貸した、まあ前借金を渡したというところは、これは消費貸借でございますが、この消費貸借契約と、それから売春をするという契約、これは不可分に結びついておりますので、両方とも無効であると、こういうふうにならうと思ひます。

で、判例といたしましては、昭和三十年に、これは売春行為でございますけれども、酌婦としての雇用契約、これが公序良俗に反して無効である場合には、それとまあ一体をなして、いわばその酌婦としての働きによって得た収入から前借金を返していく、こういう契約はすべて無効である。で、最初に渡した前借金というものは、これは民法七百八条の不法原因給付に当たるから、この返還も請求できないと、こういう判例がございまして、この判例の趣旨から考えますと、ただいま御質問になっておりますような場合には、その契約はすべて無効であり、前借金の返還を要求することはできないと、こういうふうにならうと思ひます。

○田中寿美子君 そうしますと、いまあの辺のサービスの関係で働いている婦人の中には、もうたくさんのお金を借金がでんじがらめになっていて、売春行為からのがれられない人たちがたくさんいるわけですが、そのそういう借金に関しては、法務省の指導で、業者からは請求させない、棒引きにさせるといふことをお約束してございしますか。

○国務大臣(前尾繁三郎君) 返還後についてはもう当然やります。また、現在でも沖縄にもすでに売春禁止法はできておるわけでありまして、おそろく琉球政府も人権擁護委員会何かを使つて、そういうことを明らかに宣伝すべきだと思ひます。

○田中寿美子君 まあ法務省、あんまり沖縄のそういう婦人の人権問題について深く携わつていらっしゃるというふうか、調査が不十分なような気がするので、ぜひよくこれは調べていただきたいのです。いまのような前借金、それからこれは労働基準法に照らしても、前借の金と貸金と



相殺しやいけないうのでしよ、労働大臣。それから強制労働をさせてもいけないう法律が幾つも重なっておりますから、私はそういうひどい借金から解放してやらなければ女性に楽にならない。ただ問題は、しかし業者はさきのように企業を転換だといって融資を求めてくると思うのです。ですからその辺を私はよく調べてほしいというのです。それを調べるのはどなた、どこですか。

【理事丸茂重貞君退席、委員長着席】

業者の転換は、ほんとうに転換するのか、あるいは擬装転換で、やはり女の人を使っているのか、そのための店舗の改装に金を貸せというようになるとなるのかどうかですね。

○国務大臣(山中貞則君) 総括しては沖縄振興開発金融公庫法案でございますから、いま、金融公庫ができればそういうことになると思いますが、まあ環境等の予算の範囲の中で問題であらうと思えますけれども、それらのいま引き出したものは、それはいわゆる貸し出しをいたします際に、それがどのようなことに使われるかということがはつきり確認されなければ貸し出しができないわけでありまして、その対象にはならないということになります。

○田中寿美子君 そのようにぜひほんとうにやってもらいたいと思います。ただ何度も言いますように、米軍基地があつたら、こういう業態はなくなるというところで、ですからいまの本土に、ほんとうにそういうものをなくすためには、たくさんの方をしなければいけないので、つかまつた売春婦を保護処分にして更生指導することも大事ですけれども、非常に問題は基地であるがために起こる、そういう意味の人権侵害がたつとありますので、私は法務省がぜひともつと力を入れてほしいと思います。それから公安委員会なんかも十分実態を把握していただきたいというのを希望いたします。

次に、少し労働の問題をお尋ねしたいと思うの

ですが、沖縄の労働者というのは、本土では戦後すぐに憲法もでき、労働基準法もでき、労働三法ができて権利が守られたのですけれども、ほったらかされていた状況の中で、自分たちで一つ一つの権利を獲得してきたものでございまして、ことに軍労働者なんかというのは、布令百十六号、悪名高い布令百十六号といわれておりましたけれども、あのものとで非常ないろいろな圧迫を受けて、労働基本権は否定されてきたわけですから、どううしてもこれは基地があまりたくさんあるということから、産業がゆがんでおります。どううしてもサービス関係とか、卸売、小売、基地に依存するところの産業や職業が多くなるといふことを思います。これに対して、新しく開発していく、雇用を拡大していくことも盛んにおこしやるけれども、そういうように、一たん簡単にできるかというのを私は非常に心配しております。その労働者の中でも女性非常にサービス関係に働いておられます。それからお店や卸売業、小売業に働いておられるわけですが、そういうところの女子労働者を含めて、一たん労働者が失業者を吸収するという方針を立てていられつたのですけれども、五千人数で、失業対策の人員を考えていられつたわけですが、全体としてどれくらい失業者が出て、そうしてどうう方向に、公共事業というけれども、それを向けていこうとしているのか、それを伺いたいと思います。

○国務大臣(原健三郎君) 基地が縮小されるし、その他制度が法律によって変わつてまいります。それで、それらによって当然離職者が発生するということは予想されます。それで幾ら出ますかということは非常にむずかしいので、労働省でも鋭意それを調査研究を進めてまいりました。大体復帰後直ちに、どれほど基地が縮小されるのか、アメリカ軍が帰るのか等々のことがはつきりいたしませんので、なかなかその離職者の数は非常に把握することが困難でございますが、現在、直接米軍基地や制度の変更によって影響をこうむる従

業員の数というのは、およそ五万でございます。これが私どもの見るところにおいては、まず一割程度が出るのではないだろうかと、こういうことを考えております。現在沖縄で昭和四十六年度平均で、完全失業保険の受給者というのは二千二百人くらいになっております。こういうところからこういう失業数が出るのであらうということを考へて、いま対策を講じておるところでございます。

○田中寿美子君 米軍はあまり減らないですね。昨日も喜屋武先生がおっしゃってましたけれども、バックカード国防次官がアメリカの上院の外交小委員会が発言しているところによりますと、現在米軍五万、一たんどれくらい減らすのかと言われれば二千七、八百人くらいしか減らしません。そうすると、米軍の基地機能は縮小するわけではない。人員がそんなに減らせるはずのものではないけれども、しかし合理化することによって、あるいは自衛隊を派遣することによって、一部補充もできるだろう。あるいは防衛施設局があつちに行くと、本土のほうから何人か行くだろう、こういうことになるかと思うのですが、それにもかかわらず軍のほうでは、昨年も、ことしも、解雇通告が出ておりますね。ことし三千人ですか、昨年二千五百人ですか。で、労働省が、一たん幾ら離職者が出るかというのをつかめないのは、私は、もうそれは無理な気がするのです。あたりまえだろうと思う。というのは、一たん、その軍労働者を、軍の機能を縮小しもしないで、そんなに減らせるかということ。問題は第一種、第二種、第三種、第四種軍労働者でありますけれども、一たん、二種、つまり米軍が賃金を支払わなければならぬ労働者を、四種に切りかえて請負業者のほうにおろしていつてしまふ、こういうやり方をしていると思うのです。

それで私は、軍労働者の問題は、もうちよつとあとで質問を、時間の関係でしたいと思つておられるので、その前に、女子労働者の問題ですね。女子労働者は、ちよつと本土でもそうなんですけれども、賃金格差がありまして、男性の五三・二%ですか、いま平均の賃金が、沖縄で八十八ドルですか、三万一千六百八十円、三百六十円換算で、で、男子が百九十九ドル、四万二千八百四十円。これは七〇年の賃金です。で、沖縄の婦人というのは、非常によく働きます。これは山中長官なんかよく御存じだと思いますが、共かせぎが多うございます。それから母子家庭が多いから、みんな低所得ですから、みんな働かなければならぬ。それから市場なんかにも那覇の中央のあの川の上の、ガープ川の市場なんか、みんな女の人自分てつくった縫製品を持ってきて売るといふようなことをして、働いているわけなんです。そこで、こういう女子労働者だけじゃない、男子の労働者とも、本土とは格差があるわけなんですけれども、賃金のこの格差を、一たん公務員の場合や軍労働者の場合は、私は、本土並みになる期間の間にするんだらうと思うのですけれども、民間のそういう賃金の低いのをどうやって引き上げるおつもりなのか。これは、労働大臣、何かいい案があらうになりますか。非常に格差がありますね。

○国務大臣(原健三郎君) いまお尋ねのように、御指示にありましたように、男子勤労者と女子の勤労者で、沖縄においてはことに格差が多いのでございまして、まことに残念なことでございますが、……

それで私も、復帰後に婦人勤労者の賃金の男子との格差を少なくするために、女子の賃金の上昇をはかるために考えておられることは、第一は、この婦人労働に対する適正な一般の人の認識をもつと深めるような啓蒙とか、行政指導をやつていきたい。

第二には、いわゆる婦人に対してもう少し、何と申しますか、能力を開発していきたい。それには職業訓練を強化したい。それで、総合職業訓練所も一カ所新設するとか、婦人のたとえば和裁、洋裁、ミシンその他タイプライター等々の業種を今度ふやして、職業訓練を強化していく考えであります。



家公務員の整理基準の場合の退職手当に給与の六カ月分を加算した金額の退職手当がお支払いできるような金額をたいたいま要求しているわけであります。

○田中寿美子君　もう少しお伺いしたかったんですが、時間もあれですから、最後に、軍労すけれども、

働者の中のメードの話を少し伺いたいと思いま

す。

米軍の労働者の数は統計によっていろいろ違ってくるんですが、まあいまのところ、二万一千四十五というのが第一種と第二種、それから第四種が二千九百十二人、計二万三千九百五十七人というのがいわゆる全軍勢という軍労働者の組織に入っている人たちです。で、このほかにメードがいるわけです。メードというのは、大体八千人から一万人くらいのことになっております。ですから、もしそれを入れますと、三万四、五千人の軍関係の労働者がいる。もちろん、このほかに軍の周辺にはいろいろ業者があつて、そこで雇われている人もいろいろありますから、軍関係の労働者といふのは非常に多いけれども、狭い意味の軍関係労働者といふときには、メードを入れば三万四、五千。この中で、昨年もしも解雇の通告が来ている。しかし、一体さき米軍がそんなに縮小もしない、そうして家族も来ている。そういう状況の中では、メードも必要でございますし、それから軍労働者も必要だろつと、その場合に、さきもちよつと申しましたけれども、第一種、第二種というより、米軍が直接支払つたり、米軍の軍人たちが賃金を支払うようなものから請負業者のほうに移していくようなことが次々と行なわれているわけですね。たとえばクリーニングとか、庭師とか、本来メードや庭師は第三種軍労働者だったわけなんですけれども、これははずしてしまつて、メードは個人雇用、家族従業者、家事使用人ですね。それですから、非常に保護が与えられない状況になつていふところが、メードといふのは仕事がいへんなんです。すなわち、沖繩の女子労働者にとつては、月五、六十ドルという収入はやっぱりいいほうなんです。ですから、メードとして今後仕事があるなら働きたいというより、世論調査するところ、そういう客が出てきている。この人たをまず第一種、第二種、まあ三種はいないことになつちやつて、第四種、つまり請負業者に雇われてい

る人、それからメードと、これだけを含めて、本来ならば私は間接雇用にするべきだといふふうに思ふんですけれども、いかがでしょう、防衛庁長官。

○説明員(島田豊君) 御指摘のように、現在、布令百十六号で一種から四種までございまして、三種は具体的に人がおりません。そこで今後復帰の時点におきまして間接雇用に切りかえるにつきます。これは地位協定の適用を受けることになりまして、現在の一種、つまり米軍から直接雇用されている者、あるいは二種——食堂とかPXとか、そういういわゆる機関に雇用されている者、これが地位協定の対象になるわけでございます。そこで四種につきましても、これは現在本土にもそういう請負業者に雇用されているという者はおるわけでございますけれども、これは地位協定の対象になっておりません。それからメードさんも、これも本土にも当然おられるわけでございます。これにつきましても、一応いま地位協定の対象になりませんので、しかもこれは個々の軍人、あるいは軍属との雇用契約と申しますか、そういう関係でございますので、ちよつと私どもとして、メードさんについて何らかの規律をするといふことが、どうも私も役所のたてまえからいまして、これはむずかしいと、したがっていまして、これは一般的なやうな労働対策として労働省でいろいろお考えいただくという部類に入るものではないかと、かように考えておるわけでございます。この点は沖繩の場合にも同様だと考えます。

○田中善美子君 第四種の場合はどうですか。四種といふのは、いままで二種におつたわけですね。それがたとえばメスホールとか、ミルクラブランドとか、そういうところで働く人たちが、サービス関係の人が多いわけですね、クリーニングとか。全く同じ形でいままでどおり働いているのに、いつの間にか身分は第四種に切りかえられてしまつた。これはドル節約のためにアメリカは賃金を払うのが惜しいからで、それで第四種の請負業者といふのは、たいへん賃金をたたいて安く使つておるわけですね。そして第四種の中にまた女子労働者が多いわけなんですがね。四種も布令百十六号の軍関係離職者等臨時措置法の対象になるわけでしょう。法文の中には入つていません。だから、私は、四種も間接雇用と同じ扱いをして、間接雇用にして、そしてこの人たちの離職する場合の保障をするべきだと思ふのですけれども。

○説明員(島田豊君) この四種の扱いにつきましてはたいへんいろいろ問題がございまして、本土の場合におきましても四種という人たちがおるわけでございますが、これは地位協定の対象にならないといふことであつております。しかしながら、御指摘のように、かつて一種、二種であつたその後米側のいふ合理的な理由のために四種に切りかえられたといふことで、一種、二種並みの待遇なり保護を受けたい、こういう形態があるわけでございます。そこで復帰の時点におきまして四種の方を直ちに一種、二種に切りかえるといふことにございまして、これは日米間の今後の協議の問題でございますけれども、米側はいまのところ、引き続き請負業者に業務を委託したまはして、その四種の関係はやはり請負業者との関係である、こういう原則でまいつておりますので、四種の方を直ちに一種、二種に切りかえて間接雇用にするといふことは非常にむずかしいわけでございます。しかしながら、これは個々のケースにつきましましては、私どもとしましては、四種で一種、二種に切りかえられたいものがあれば、これは日米間で協議してまいりたい。そこで沖繩の場合におきまして、一種、二種であつて四種に切りかえられたためにいろいろ待遇面で格差があるといふ方々について、これをどうするかといふことにつきましましてはいろいろ問題がございまして、とりあえず、私どものほうは、来年度の予算で、その待遇の格差といふものについて何らかの形でこれを補いたいといふことで要求中でございます。そこで、その対象範囲をどうするか、またどうい

う形でその格差を補てんをするかといふことについて、今後、財政当局とも十分話し合つて、現在四種の方が四千九百くらいおられますので、できるだけそういう方々にいろいろな待遇といひますか、処遇の面で均てんをいたすような方向で協議いたしてまいりたいと、かように考えておるところでございます。

○田中善美子君 第四種の中には、これは請負業者で、非常に無責任な使い方をしているのが多いわけですね。賃金の不払いがあつたり、療養補償のなかつたり、休業補償がなかつたり、基準法の適用なんてもう十分ない状況ですから。これは今度まあ防衛庁のほうにも、あるいは労働省のほうにもよく見ていただきたいと思ふし、いまおつた四種の中で、間接雇用に切りかえられるものをぜひ入れるように努力をしていただきたい。それからメードさんですが、メードさんといふのは、軍労働者の底辺にあつて、ほんとにひどい扱いを受けている。個人によつていろいろ違ひますけれども、一日八時間労働で二、五十セント。これなんかみんなベースアップしなければだめだと思ひますけれども、母子世帯の人、中高年の人、長年働いている人が多いわけなんです。ですから、こういう人たを守ることを、これはもし軍の間接雇用者にできない場合には、これは労働省が徹底的に離職対策なんか見なければいけないし、それから労働条件を守つてもらわないと困るわけなんです。で、よく突如として解雇される例がございまして、これは個人がするのだからといへばおしまひになつてしまふのですけれども、たとえば嘉手納の空軍基地の将校クラブのウェイトレス、これは雇われて働いていて、三カ月ぐらいで突如として退去命令を受けた。その理由はいつたら、本人は空軍当局が認めない団体に所屬しているといふのが理由なんです。一種の保安解雇みたいなものだと思います。それから、あるもう一人の人は嘉手納のエアクラブに勤務している。それで調査の結果、経歴の中で虚偽の陳述をしたといふのが理由で解雇された。虚偽

てはこれをどういふ分析をしましたか、防衛庁の分析。



○説明員(久保卓也君) 米側の回答は、ただいま長官が申し述べられたとおりであります。そこで、私どものほうでは資料に当たって調べてみましたが、一部専門家の解説も入っておりますが、これによりまして、「SET GAS TOXIC MI」というものは、マスタードの四オンス入りガラスびん、この四角が一つの金属容器に入れられておられます。それが六つ合わさって、鉄製の円筒コンテナに入っている。そのコンテナのふたは鉛のパッキングを使用してボルトで締め付けておられる。これで七セットあるようになつておられますから、計算をいたしてみますと、あの表の中では八七〇ポンドとあります。つまり、これは四百キログラムになります。つまり、四オンスを基準にして計算をしてみますと、大体一八・五キログラム、これが内容物になります。それから用途については、これは化学戦防護の係隊員にマスタードの性状を教えるものでありまして、その量が微量でありますので、兵器としての機能は果たし得ない。そして、また特にこの器材は、これは写真もありましたが、マスタードを広地域に散布するための炸裂性あるいは放射機能を持つておられない。したがって、いわゆる致死性化学兵器、兵器といううちには入りません。それから用法といたしましては、金属製の容器から取り出してガラスびん入りのマスタード、これをまいてそのにおいを体験させる。それから除毒剤によつて毒性を除いたりする。あるいはガス検知器でもって検知訓練を行なう、こういうことで通常行ないます場合には、いまのガラスびんに入っている四オンス、約百グラム強であります。その程度をまいて訓練を実施する。したがって、人に危害を及ぼさないようになつておられる。それから、この器材の性格上はマスタードを砲弾などに入れて実用に供することはほとんど不可能であるといふことでもあります。

○説明員(久保卓也君) 長官も申されましたように、非常に重要な問題であり、私どもが判断すべきではない、やはりアメリカ側に——その結果を見るべきであらうと思ひます。書類だけから私どもが判断すべき性質のものではないといふふうに私は考えます。

○黒柳明君 書類からどう判断するか。だから、書類を貸したじゃないですか。書類分析をしてみればわかるじゃないですか。

○國務大臣(江崎真澄君) 書類上から見れば、私やはいきわめて疑わしいと思ひます。

○黒柳明君 疑わしいといふことは、あつた、こういう判断もできるといふ、当然そうだと思います。ということは、外務大臣、いままで少量、いま盛んに訓練用、訓練用とおっしゃつた、訓練用の致死性毒ガスならいい、実戦用の大量の毒ガスは悪い。アメリカがこう言つた例があるか。あるいは日本が少量の訓練用ならいいんだ、大量の実戦用は悪いと、こう言つた例があるか、どうでしょう。

○國務大臣(福田赳夫君) 私は、少量の毒ガスならばいい、多量ならば悪いと、そういうことを言つたことはありません。ありませんが、アメリカ政府は六九年に、日本には化学兵器は持ちませんと、こういうことをはつきり言つておられます。

○黒柳明君 そうすると、致死性毒ガスについては量の問題じゃない。実戦用とか訓練用とかの問題じゃない、絶対にないんだというのがアメリカの言質だ、当然そうですね、外務大臣。

○國務大臣(福田赳夫君) アメリカが申しておりますのは化学兵器といふことであります。その兵器となるかどうかという判断は防衛庁において判断すべき問題である……。

○黒柳明君 毒ガスのことをばくは言つてゐるんだや。

○國務大臣(福田赳夫君) 毒ガスにつきましてもそうです。化学兵器であります。その化学兵器であるかどうか、これは防衛庁で判断すべき問題である、こういうこととございます。

○黒柳明君 そうすると、いままで総理大臣、非核三原則は厳守、絶対核はないんだ、持ち込ませないんだ。毒ガスはどうか。事前協議だつたてこんなのすることがないくらい日本にはないことがあたりまえなんだ。佐藤内閣は八年間、歴代の外務大臣、防衛庁長官が繰り返しておられます。総理もおっしゃつておられる。いいですか。ある、非常に疑念がある。防衛庁長官の意見ですね。この少量であつたといふことは、いままでの政府の答弁が全部インチキじゃないですか。どうですか、総理、外務大臣、政治責任じゃないですか、そうならあつたんですよ。

○國務大臣(福田赳夫君) いま黒柳さんの指摘の問題は六五年の話であります。そこで、私どもが申し上げておられますのは、この化学兵器につきまして、わが日本にはこれは存在いたしませんと、こうはつきり言明いたしましたのは六九年七月のことである。七月以降はこれはアメリカは日本に化学兵器は持つておりませんと、こういうことを申し上げておられます。

○黒柳明君 ぼくが言つたのは政府の見解を言つてゐる。もう次に話は進んでおります。政府の見解……。

○國務大臣(福田赳夫君) 友邦アメリカが言つておることあります。私はそれを信頼をいたします。

○黒柳明君 ぼくは政府がそう言つたでしよう、その返答がイエスかノーかいたいただきたいと言つてゐるんです。アメリカのことは終わつています。政府が言つたかどうか。

○國務大臣(福田赳夫君) 黒柳さん、何を政府が言つてゐるんですか。

○黒柳明君 何をですかとは何ですか。いまその答弁でやつたんじゃないですか。ちよつと時間とめておきなさい。

○國務大臣(福田赳夫君) 私の知る限りにおきましては、昭和四十四年夏以前において毒ガスの問題につきましては触れておりません。しかし、四十四年に問題が起つた、そこで初めてアメリカ政府の見解を求めた、その返答がただいま申し上げておられるとおりであります、こういうこととあります。

○黒柳明君 四十四年以前のことは関知しない、佐藤内閣、そうですか、総理大臣。総理大臣ですよ。かわつてますから、外務大臣、総理の見解を……。

○國務大臣(福田赳夫君) いや、関知しないといふわけじゃないんですが、私の記憶する限りにおきましてはそういう問題に触れたことはない、こういうことを申し上げておられます。

○黒柳明君 もしこの問題に触れて、そういうものは持ち込ませません、事前協議すら問題ないくらいじゃないんですと、そういう答弁の議事録があつたらどうしますか。絶対ないんですか、そんなことは。四十四年以前ないですか。

○國務大臣(福田赳夫君) 私は、過去のことを調べておりませんから、はつきり申し上げられませんが、私の知る限りにおいては、これは四十四年以前においては問題になつておりません、こういうこととあります。

○黒柳明君 だから総理に答弁願ひたい。知らない、外務大臣。だから総理に答弁願ひたい。総理の責任です。総理の答弁ですよ。四十四年以前、ありませんね、絶対にそういう答弁がありませんね、絶対に。総理ですよ、総理だ。おかしい、いま外務大臣は四十四年以前はわからないと、外務大臣の責任じゃないと。総理じゃないですか、そうなら。佐藤内閣のもとの責任じゃないですか、この問題は。おかしい。政治責任ですよ、総理の答弁によつては、これは。いいですか、あるんですよ、資料は全部。政治責任ですよ、変な答弁したら。総理やいなさい、答弁。

(委員長、指名々々)「どうして指名しないんだ」「総理答弁」と呼ぶ者あり

○委員長(長谷川仁君) ちよつとお待ちください。

○黒柳明君 変な答弁したらね、たいへんですよ、これ。佐藤内閣きょうでおしまいですよ。除夜の鐘聞かないでおしまいになっちゃいますよ。四十四年以前は絶対触れておりません、そういう問題は。まだ二年前ですよ、二年前。こんでもない話だ。もう一回外務の答弁を總理がやってください。總理が答弁してください、外務大臣の答弁を。わからない、外務大臣は。

○国務大臣(福田赳夫君) 自身、先ほど申し上げたとおり、私の記憶ではない。しかし、まあ總理大臣もそれを知っているはずが私はない……

○黒柳明君 そんなことない。

○国務大臣(福田赳夫君) と思うんですが、まあ比較的にこの問題にタッチしてきた吉野アメリカ局長に説明させます。

○黒柳明君 これだけの致死性毒ガスがあるかないか、重大問題ですよ。その問題で——外務大臣確かに知らない。しよるがないと思います。外務になつたばかりです。總理大臣はそうじゃない。この七年間總理として終始一貫して非核三原則、そして、毒ガスの問題、私、耳にたこができるくらい、いたく聞いてきました。だからこそ野党は国を憂え、国民を憂え、沖縄を憂え、精力的に、社会党だって核の問題で調査したじゃないですか。公明党だってやってきて今日に至っているじゃないですか。それに対して政府の答弁、どうですか。一蹴ですよ。ノーだった。何のために私たちやっていたか。今日を待っていたんです、きょうくるのを。そして、野党、力を合わせて何とかしてこの最終の段階で結論を出したいと、こちらの精力的な調査ですね。そのためには總理が中心ですよ。總理が責任なんです。七年間、やってください、答弁を。おかしい、おかしい。總理大臣だ。

○説明員(吉野文六君) ちょっと補足説明いたします。

○黒柳明君 いや、總理大臣。待ってください。委員長、待ってください。

○委員長(長谷川仁君) 速記をとめて。

【速記中止】

○委員長(長谷川仁君) 速記を起こして。

○説明員(吉野文六君) 補足説明をさせていただきます。

○国務大臣(佐藤榮作君) アメリカ局長の話です。

○説明員(吉野文六君) 昭和四十四年夏、沖縄に毒ガス漏洩事件が発生するまでは、米軍による毒ガス兵器の保有だとか有無ということが問題化されたことは、われわれの記憶では——私の記憶ではございません。したがって、この問題につきまして米側に照会すること、われわれの記憶ではございませんでした。

そこで昭和四十四年七月八日に沖縄でガス漏れ事件がありまして、これに関連しまして本土においても毒ガス兵器の有無が問題になりましたので、これを米側に照会いたしましたところ、七月二十日、米大使館のオズボーン公使が日本側に對しまして、米本国の訓令によるということで、口頭で、致死性の化学兵器は日本本土には存在せず、またこれを日本に貯蔵する意向もないということ、これを伝達しまして、これを外務省の情文局も公表いたしました。

それから、さらに、例の米陸軍の相模原補給所に相当の塩素ガスボンベがあるということにつきましまして、問題がこの議會でも提起されましたもので、これが毒ガスかどうかということにつきまして、われわれはさらに米側に照会いたしましたところ、塩素ガスは消毒用だ、飲料水ないしはプールの消毒用であつて、毒ガスとは全く無関係である、こういうような説明を受けました経緯があります。また四十四年の八月四日に橋崎議員からやはり質問の主意書がありまして、これに対しても毒ガスはないというような答弁をいたしました。いろいろの経緯がございましたが、本年三月非致死性ガスの保有の有無——すなわち致死性ガスがないことはわかった。しかしながら、その他のガスはあるかどうかと、こういうことにつきまして照会いたしましたところ、三月十六日、米大使

館のマイヤーズ参事官より、いわゆる非致死性ガス、すなわち枯葉剤は日本には置かれていない。在日米軍が保有するものは、いわゆる催涙ガスのみであると、こういう返答がございました。

それから、本年の十一月、岩国基地における核兵器存在問題が提起された際に、もう一回在京大使館に問い合わせましたが、化学兵器は日本に全く貯蔵されていないということを再び言及しまして、これは当時プレスリリースとして出しました。こういうような経緯がございまして、四十四年の夏まではその毒ガス兵器の保有の有無は、私の知る限りでは問題になったことがなかった、こういうこととさせていただきます。

○黒柳明君 總理大臣。

○国務大臣(江崎真澄君) ちょっとお聞きください。いずれ總理からも御答弁があらうと思いますが、これは黒柳さん、いかがでしょう。いまアメリカ局長が申し上げましたように、いわゆる兵器としての毒ガス、これはもう人道上の問題です。これは私絶対否定しなければならぬと思っております。ただ問題は、先方がこの回答の第二で申しておりますように、この物品は化学防護訓練用のものであつて、訓練生に各種の毒剤の扱いを識別させるために用いる器材のセットだ。このようなセットは、いわゆる武器とか弾薬に該当するものではない。こういうわけですね。そこで、これは兵器ではないと認めるか、この訓練用を毒ガスと認めるか、論点はここのように思ひわけですが、向こうの回答をすんなり理解すれば、これは弾薬とか、兵器とかというのではない。こう言っておるのですから、なお今後ひとつ念入りの調査を継続することによって御理解を賜りたいと思ひますが、いかがでございますか。

○黒柳明君 ぼくの言っているのは、そういうことじゃないのです。全然違いますよ。

○国務大臣(佐藤榮作君) この核兵器については、これはいままでもたびたび問題になり、いわゆる核はつくらず、持たず、持ち込みも許さない。

い。どんな場合でも持ち込みは許さない。事前協議の対象になるが、そういう場合にはいつでもノーだ、こういうことをはっきり申し上げております。ところが、いわゆるCB兵器について、これは一体どうなっているか、これがいままであまり問題にならなかったのは、おそらくさうなもの日本に持つてきておられない。こういう関係からそういうことが問題になっておらなかったんではないかと思っております。これがもし問題であるなら、沖縄における毒ガスの撤去の際に、同時にこれは問題になつたはずであります。私は、そういう意味からも、本土にはこの問題はない、またこれが事前協議の対象になるようなものではないので、これこそ、それぞれがいわゆる日本の場合は、ジュネーブ条約、これを批准しておりますから、そのほうの関係ではないと思ひますが……

○黒柳明君 答弁が全然違う。

○国務大臣(佐藤榮作君) アメリカの場合は、私は、そういうことにはないように思ひますから……

○黒柳明君 ぼくは政府の見解をさつきから聞いておるのです。アメリカのことは終つたので

○国務大臣(佐藤榮作君) だから、政府の見解としては、こういう問題はないと、かように私は考へております。

○黒柳明君 昭和四十四年以前に外務大臣は触れたことはありませんと、さつき言っている。非核三原則は厳守します、つくりません、持ち込ませません、持ちません。政治責任をかけます。当然毒ガスは事前協議の対象にするまでもなく、ありません。——いいですね、あつたら政治責任、政治生命をかけるとおっしゃっていますね、これもいいですね。それを外務大臣、四十四年以前はその話を言つたことにはない。四十四年—四十六年以前に言つたことないですか。一つは念を押しておるんです。その答弁、外務大臣はわからない、個人的に。

それから、もう一つ少量ならいいのかということもいって、私は、量が多い少ないは問題ないのか、そんなことかまわないのか。○國務大臣(佐藤榮作) 私は、いままで、問題になった核兵器があったらそれはたいへんです、私の政治生命をかけております、こういう話はいました、いわゆるCB兵器というものは、その際にはあまり問題になっていないから、さうな私の意見を表明するはずはないように思っております。

○黒柳明君 外務大臣はおっしゃっていますね。○國務大臣(福田赳夫) 私の知る限りにおきましては、この前ことばがついておりますことを、これを御了解願いたいと思います。二回、そう申し上げました。

○黒柳明君 私の知る限り、外務大臣は日本の外交問題の最高責任者です。いまは何の問題もやっていますか。冗談言っちゃ困りますよ。しかも、一週間の調査期間があったじゃないですか。それだけの期間を置きながら、私の知る限りでは知らないとか、CBRのうちR、核については言っているけれども毒ガスについては知らない。——アメリカでも毒ガス事故が起ったじゃないですか。沖繩でも毒ガス事故が起ったじゃないですか。日本にもそれがあつたんです。それについていまの答弁何ですか。それで、あつたら、さつきも人間尊重ですって、田中先生におっしゃったじゃないですか。それで何故人権尊重ですか。だからヤギだつて飼つてあるんじゃないですか。毒ガス漏れがあるから。沖繩で現にあつたじゃないですか。アメリカにもあつたじゃないですか。事故が。横須賀であつたらどうです。このマイクだつておこっていますよ。横須賀で過去にさういふ事故が起らないからいい。あつたらどうします。笑いとじゃないですか。この年の暮れにきて。この問題は外務大臣と総理大臣の責任です。外務と総理の。私の知る限りは——これはいろいろ知らない点もあるでしょう。そのために、これだけの優秀なブレン——

ちよつと英語に弱いんですけれども、外務省の役人がいらつしやるから。しかしながら、この問題は私がというよりな形容詞をつける問題じゃない、致死性ガスですよ。しかも、少量とか何とかいふたつて——ここに、いいものをつくりました。ここにあります。これが実物だ。こういうものが七つあります。四百キロ。一つ大体七十キロ。総理くらいの方ですかね。この中に毒ガスが入っている。十八・五キロとおっしゃつた、いま防衛局長は、どれだけの威力があるか、これはウ・タントの国連の毒ガス調査委員会の報告ですよ。マスタードガスで一立方メートルの中に〇・一グラムあれば一分で機能を失ひ、一・五グラムで致死量ですよ。十八キロだつたらどれだけのですか。一キロで二グラムの千倍、十キロで一十倍、十八キロでは一万八千倍ですよ。一立方メートルの中、一・五グラムで致死量、十八キロある、いんですか、たいへんなことじゃないですか。少なくありません。——防衛局長、もういいです、どうぞごゆつくり……。総理大臣、少量だなんていうわけにいきませんよ。これは、十二分にこれこそ、京阪神の人命を、事故が起つた場合には失ひに余りある分量ですよ。それを、私はいまで核兵器のことは言つたけれども、毒ガスは言わない、外務大臣、私の知る限りでは何ですか、その答弁は、それじゃ何のためにこういう資料を見せて、そして一週間の調査期間をかけて、皆さん方には私は何とかこれを、これからの少なくとも日本、沖繩のために思つて真剣にやつているんですよ。私の知る限りは、そんなことは毒ガスについて言つてない。——もつと前向きに答弁したらどうですか、これを。思い切つて前向きに。そんなインチキな答弁じゃまだ出しますよ。さつき言つたでせよ、佐世保でも岩国でも、追浜にまで毒ガスが持ち込まれてゐるのがあるんです、ここに。これがさうですよ。英語です。おわかりになつたかならないか、ちゃんところ赤ワクをつけました。いいですか。量まで出ております。どうですか、総理大臣、こういう問題、あま

りにもそれは答弁がゆる過ぎて……。○委員長(長谷川仁君) 江崎防衛庁長官。○黒柳明君 総理大臣、だめ、総理大臣です、この問題は。○國務大臣(江崎清一) 私にさせていただきますわけにはいきませんか。○黒柳明君 総理大臣。いや、私はもうここまで答弁を詰めた。私もいたずらにこの貴重な時間を過ごしたくない。過したくありません。総理大臣に答えてもらいます。○國務大臣(佐藤榮作) ただいま、私が先ほど申しましたのは、皆さんからもやかましく核の持ち込みといふことについて保証があるかといふ、さういふ話がずいぶん詰められました。それについては明確に答えている。しかしCB兵器は、これはないといふことだけで、こんなものは大体済んでいたと、私はさうに思つていたんですが、あるいは、これは一体どうだと、こう説明される、これが極めてあつた、訓練用であつた、それはたいへんだと、私どもの認識はそこまではなかつた、それは正直にその点は白状せざるを得ない。しかし、私はこの問題が、ただいま、まあマイクまでおこるような状態ではないだろう、かように思ひますので、たいへん冗談を申して相済みませんが、この事柄はさういふようには過ごされたい。まあ先ほど来その主管——防衛庁長官からもいろいろ意を尽くしておられます、また自衛隊のほうからもその実際についての話をいろいろしてありますから、この実情はおわかりだろうと思ひます。○黒柳明君 じゃ、外務大臣どうぞ、先ほどの答弁を……。○國務大臣(福田赳夫) 私も、このガスの問題は非常に重大な問題だと、国民が非常に心配してゐる問題だと、さういふことでまあ非常に関心を払つておるわけがあります。そこで、まあいろいろ調査をした。さうすると六九年七月、アメリカ大使館より先ほどアメリカ局長からお答えを申し

上げたような答えがあつた、なおそのあとの状態につきましてもフォローをしたと、これもアメリカ局長から報告のとおりであります。まあ今後ともこの問題は重大な関心事でありますので、米軍のガスは日本本土には置かないと、沖繩が返還されてくれば沖繩等にもこれを置かないと、さういふ方針を貫いてまいりたいと、かように考えております。○黒柳明君 総理大臣、まあ先ほど認識されてなかつた、いまここで重大なことを認識したと、さうおっしゃつたわけですが、非常に防衛庁長官の発言ですと、疑念が濃いですね、これについて。まあこれは中間報告らしいですね、アメリカの。私は、ここで結論出なかつたら、あしたまた質疑を続行したいと思ひます。総理大臣、さういふ事実を認識した上でどういふふうな処置をとられるか。○國務大臣(佐藤榮作) 私は、まあ先ほど申し上げようと思つたんですが、どうも事態についての認識を欠いておると、さういふような実情です、から、どうも黒柳君がせつかくお尋ねになつては、それのお答えでもすると、またマイクがおこるかと思ひまして、慎重に扱つておるのですが、私、重ねて申し上げます、核兵器については、これはもうたびたび問題になっておりますから、この点ではもうどんな場合がありましてもこれはノー、事前協議の対象になればノーと、また今日、持ち込まれておるような事態はございませ

取り組まなければならないと、かように思います。ところで、この問題は、私が申し上げたいのは、日本の場合はジュネーブ条約をちゃんと批准しておりますから、毒ガスを一切使おうとか、持ち込むとかいうようなことはいいはずでありますけれども、アメリカ自身はまだこの批准を終了しておりません。したがって、私は、沖縄にもあったように、大量の毒ガスを持っておると思う。そういうものが日本の国内に簡単に持ち込まれては困ると思います。私は、そういうものこそ、これは事前協議の対象になる以前の状態、そういう状態で物事がきめらるべきものだと、かように実は思っております。国際的に禁止されている状態、そういうものはこれは事前協議の対象以前の問題である。しかば、日本の場合は一体どうするのだと、これは事前協議の対象ではございませんけれども、われわれは臨時協議するという、安全保障条約に基づいて当然の権利がある。したがって、さようなものが持ち込まれるとかいうような危険がある、そういうおそれがあるという場合には、直ちにわれわれは事前協議、そのもとにおいてそれを拒否するといふ、これは当然のことではないだろうかと思うのでございまして、そういう意味のことを私はこの際確認しておきたい。これは政府の厳肅な声明でございまして、そういう意味でお受け取りをいただきたいと思ひます。

○黒柳明君 量のいかんにかかわらず、当然それは実戦、訓練用いかにかわらず、あるべきものではないし、今後はそういうものは一切日本の国土からないようにしたいと、こう理解してよろしいですか。

○国務大臣（佐藤榮作君） 私は、事前協議の結果、それが訓練用であるということが確認され、訓練用に限られると、こういうならば御了承をいただきたいと思います。そういうような危険をかもすような場合には、これはやはり訓練用のものにしても、限定的に地区を限るとか、何か特別なものと限定的な保障がないと私はたいへんな問題だと、かように思いますので、これは臨時協議の際にそういう点を明確にすると、こういうことを申し上げておきます。

○黒柳明君 そうすると、少量、訓練用ならば、何らかの制約をつけて臨時協議にのせて、そして、これから検討するといふことなんですか、さつき絶対やらないと言ったんじゃないですか。

○国務大臣（佐藤榮作君） 私は、今日までこれをやっておりますから、そういうことが必要ではないかと思ひます。というのは、現在の状態では一切さようなものがこの世からなくなると、こういう状態ではたまたまの世からなくなると、かように思いますので、ただいまのような誤解を受ける、そういうことのない処置がとられるなら、その点は大局に見て御了承もいただきたいと思ひますけれども、こういうことは皆さんもつとむきをつき合まして相談をすべきことだろうと、かように私は思ひます。

○黒柳明君 それはやっぱり政府がきめることです。皆さん相談にあずかったって、採用しないじゃないですか。これだけのもの、資料出したって採用なんかしないじゃないですか。それは政府の責任できめてもらう問題ですよ。ですから、その点について、少量ならいいのか。訓練用ならばしょうがないのか。こういうことを私は聞いています。この行き先が、だから聞いています。

○国務大臣（江崎真澄君） いま総理からだんだんの御答弁がございましたが、全く私も同感でございします。

そこで、いまのこれは重要な点なんです。毒ガス兵器、これは大量であらうと少量であらうと、これはいけません。これは絶対禁止と、またあり得べからざるものというふうにわれわれ認識いたしております。

私、何べんも念を押しておるんですが、薄めてあるといふことを言うわけなんです。そこで、まあ訓練用のだ。で、それは禁止兵器であるが、もし相手が使った場合に、これはどういうガス攻撃を受けたかといふことを判断するために、この訓練をするものだからと、兵器とは言わないと、また毒ガスとは言わないという注釈。しかし、これは、御指摘のように、非常に不安を伴うものでありますので、私も、その一片の回答をもって満足するものではありませんから、なお今後も引き続きまして、この回答を求め、責任者からの明快なやはり回答を待つということ、ひとつ御理解をお願いしたいと思います。

○黒柳明君 長官のおっしゃること、わからないこともない。しかしながら、それは米軍の一方的回答でしょう。それで、薄められているかどうか、だれもチェックしたわけではない。しかしながら、この正式書類、これには、いま言った「十一—A」というコースト・ガードの識別書を見ると、これは致死性である、これしかわからない。私たちは、こうであると断定したい。それをくつがえす何ものも、政府の資料もない。そして、アメリカに問い合わせれば、いや、これは訓練だ、薄められているんだと、これがいままでだったわけですよ。そして調査してなかった。ところが、今度はそういうわけにはいかないわけですね。それをまた同じく、薄められているんだから、向こうが言ったんだからかんべんしてと。私はいい。だけれど、国民がそれでかんべんするといふ気持ちになるか。ますます政府の態度は何だという疑惑が増すばかりではなからうかと、私は、むしろ皆さん方のために愛する、その点について、はっきり出ているんですから、致死性だといふことが、これを薄めているとか訓練用とか、なんとかいふものは何にも裏づけがない。さらに、これが佐世保が受け取り人でしょう、佐世保へ行っているわけなんです。しかも、四月には浦郷が佐世保に越しているんで、全部、横須賀の爆薬庫が。そうならば、佐世保にあるんではなからうかといふことが

またここに大きな疑惑として出てくるを得ない。どうですか。米軍の回答がノーだから、そんなことじゃ済まなくなっちゃうんじゃないですか。この疑惑があるならば、連続物語です。これは。当然、これは船に乗って佐世保に行っているんです。まあ歌の文句みたいですけどね、船に乗って佐世保に行っているんです。佐世保にあるわけなんです。しかも、四月に浦郷倉庫が全部佐世保に越しているわけでしょう。だから、ぜんぶだ。私は、佐世保に疑いがある、その程度も出てないでしょう。訳しましたら、ノーだった。いまの時点ではそんなわけにいかないですよ、この佐世保の問題にしたら、どうですか。米軍の回答でノーとかなんとかいふことじゃないって言うんです、私は。

○国務大臣（江崎真澄君） 御指摘の意味、全くよくわかります。

そこで、これは私も非常に重要視しております。したがって、この一片の回答を信頼するわけにまいりませんので、なお、ひとつ念入りの調査をし、その回答を確かめて、随時、ひとつ黒柳議員と御相談を申し上げていくという形をとってまいりたいと思ひます。

○黒柳明君 私はね、相談必要ない。一億国民の皆さん、百万沖縄島民の人に相談して、明快な回答を出していただきたい。私は、そのために代弁者として立っている。いつ出ますか、その答えが。もう暮れだ、二十八日だ。

○国務大臣（江崎真澄君） まことにどうも時が悪うございましてですね、先ごろはクリスマススイブから日曜日とこう続きますしですね、また、これから年末にかかって全く——しかし、国民的不安がこのままではおぼろにされていいものではないと、この中で、やはりクリスマススイブのまっ最中でも人を派遣して、ようやく実は二十四日の夜、まあ向こうでいけばクリスマススイブのまっ最中ですが、一とおりのまっ口頭の回答を得、二十五日、日曜日は、続いてまた重ねての回答を得た。こういうわけが一生懸命こちらをやっておりますので、引き続き

またここに大きな疑惑として出てくるを得ない。どうですか。米軍の回答がノーだから、そんなことじゃ済まなくなっちゃうんじゃないですか。この疑惑があるならば、連続物語です。これは。当然、これは船に乗って佐世保に行っているんです。まあ歌の文句みたいですけどね、船に乗って佐世保に行っているんです。佐世保にあるわけなんです。しかも、四月に浦郷倉庫が全部佐世保に越しているわけでしょう。だから、ぜんぶだ。私は、佐世保に疑いがある、その程度も出てないでしょう。訳しましたら、ノーだった。いまの時点ではそんなわけにいかないですよ、この佐世保の問題にしたら、どうですか。米軍の回答でノーとかなんとかいふことじゃないって言うんです、私は。

二九



○国務大臣(佐藤栄作君) 私は、沖縄の教育は、まあ施設その他不十分であるにかかわらず、また、外国の施政権下にあるにかかわらず、また、戦時中のあの痛ましい事態に当面しながらもよく教職員の方々が教育を守つてつづけた日本人をつくらうと、こういつて教育に精出されたことについて、高くその努力を評価するものであります。また、私自身がいわゆるまあ若い生徒、これを代表していると、かように考えます。いわゆる豆記者諸君に毎年会つておりますが、それらの諸君がときにはいふ私の答えにくいような問いも発しますけれども、きわめて最近のこれらの諸君の私に対する願望、これはたいへんすなおな、また、健全な方向でいろいろ発言をしております。そうして、その多くが沖縄の学校の施設がいかに古いと、もつと本土並みにしてほしいと、たとえば、標本室がないとか、あるいは図書室がないとか、あるいはまた屋内体操場がない、プールがない、そういうような本土並みの施設をぜひとも沖縄にもつくつてほしいと、こういうことを言つております。私は、いわゆるテレビがないという、まずこの豆記者諸君からそのテレビについての訴えを聞いて、それでテレビの約束は一応果たした。しかし、まだまだ先島の諸君の希望にはいふん答えることができない。しかし、いまのような学ぶ自分たちの学校について本土の子もたちと環境を異にしておると、そういう事柄について訴えている素朴な主張、これは私もそのまま受け入れなければならぬと、かように実は思つておるのであります。私は、それらの点でほんとうに最近のいわゆる子供さん方がすくすくと成長しているということは非常に喜んでおる一人であります。とにかく戦時中また戦後を通じての外国の施政権下のもとにおいてかようなりっぱな子供が、内地の、本土の日本の児童と同じような立場で教育されているという、それはもうほんとうに私も頭の下がるような思いがしております。

○宮之原眞光君 一応私は、現在の答弁の限りに

おいては妥当な見方をしておられると思ひますが、私はやはり沖縄におきましては、教育基本法及び公選制の教育委員会の制度のもとに異民族の直接支配下の中で劣悪な教育条件のもとで、私は、やはり総理が指摘をしたような、いわゆる教育を守ると申しますか、日本人としての教育をやつたと、そのことと同時に、教育をやはり不当な支配に服することのないようにがんばつてきたという、その点もやはり正當に理解をしてもらわなければ困ると思ひます。それだからこそ、これは総理御存じのように、一九六一年のワトソン高等弁務官時代の例とか、あるいはまた六三年のキャラウェー高等弁務官時代におけるところの教育を、やはり干渉からの不当な支配を廃止して打ち立てていったという、その沖縄の教育を守る、日本の教育を打ち立てようとする沖縄の人々の教育に対するところの心、このところをやはり私は明確に理解をしてもらわなければならぬと思ひます。こういうところが、私はやはり沖縄県民の教育の面におけるところのいわゆる沖縄の心が遺憾なく出ているのだと理解をしているのであります。したが、いかがでしょうか、それはおそらく総理も私は同感だと思ひますけれども。

○国務大臣(佐藤栄作君) だんだん宮之原君と違ふような面も出てくるようです。私は、先ほどの教育の実態を申したのですが、ただいまの宮之原君のお説の中には、教育行政、そういうあり方についてもお触れになったと、かように思ひますが、これはとにかく施政権が日本にございませうから、こういう立場においてのものの方見方はいふんこれは変わった状況であります。しかし、何よりもうれしいことは、沖縄は施政権はアメリカにあつたけれども、日本人だと、その教育をしたと、そういう意味で、やはり日本語教科書も使われておる、こういうようなことがやはり本土を思ひ起こしておるのではないだろうか、私は、まことに子供たちそのものは環境を、何といひますか、率直に、すなおに受けとめますから、やはり自分たちが使つてゐる教科書が日本の教科書であ

れば、日本とは一体何ぞや、まずそういうことを考えるのだらうと思ひます。それがやっぱりの復歸に對して願ひを込めるといふようなことにも成長したのではないだろうか。子供自身の純真さ、素朴さ、そこらにも私は恵まれておると、かように思つております。

○宮之原眞光君 だいた総理は先回りをして予防線を張つた答弁をされておられますが、もつとすなおにやはり聞いてもらいたいのです。少なくとも沖縄の心というのは、それはあなた、この間去る四日ですか、衆議院の本特別委員会でも答弁されておるうちに、それはほんとうの日本人の心なんだと、こう答弁をされておられますね。その意味は、それならば、その日本人の心は何かという、沖縄では少なくともこれは反戦、平和、民主教育を志向するといふ、その心なんです。すなわち、祖国日本の憲法と教育基本法の精神にのつたとたところの教育を忠実に実行しようとしたところのその教育こそが、私は、沖縄のほんとうの教育だと理解をしておるのですが、これと違ひますか。大臣、それでしう。

○国務大臣(佐藤栄作君) ちょっと違ひようですね。

○宮之原眞光君 違ひ、異存があると言つて、おかしいじゃないですか。沖縄のあなたいままでの教育をどう理解されておるのですか。沖縄に現行するところの教育基本法にはどう書いてあります。少なくともそこには、祖国日本の憲法と教育基本法に沿つた教育をわれわれとしてはやろうと書いてあるのです。それこそが、日本人の教育に對する心じゃないですか。それをあなた否定されるのですか。違ひとおっしゃいますが、どうぞはつきりおっしゃつてください。

○国務大臣(高見三郎君) 宮之原先生のお話のとおりであります。沖縄の、私はこれは教職員の皆さんが非常な努力をされて、異民族の支配下から脱却して日本人としての教育をやろうとお考えになつておつたその熱意といふものは、総理大臣が先ほど申されたとおり確かにそのとおりである

と、これこそ沖縄をほんとうに守つてくれたのは沖縄の教職員の皆さんであつたという理解の上に立つておるものであります。

○宮之原眞光君 だから日本人の心を、私はいま、さらに具体的にきかみ分けて聞いておるので。少なくとも、沖縄の教育基本法は日本の教育基本法と全く同じなんです。しかも、日本人としてということが書いてある。その教育基本法の精神というのは何かという、日本国憲法と教育基本法の精神に沿つたところの教育なんです。それが日本人としての教育の中身なんです。かといふことを私は聞いておるんです。おそらく私は、これは文部大臣にしても、総理大臣にしても相違はないと思ひます。これはもう総理は否定されたいと思ひますけれども、しかも、この沖縄の教育といふのは、ただ日本のように、この理念というのはいわゆる教わつたものじゃないんです。あの沖縄戦でみずから戦ひ、親兄弟を失つた中から、ほんとうの教育はこうでなければならぬという確信をそれがまた、日本国憲法の示すところの憲法と教育基本法の精神だといつて、みずから血の中であがつたところのものなんです。そういうやはり沖縄県民の心というのが、教育にあらわれておるところのその面を私は文部大臣といえども、総理大臣といえども否定はされたいと思ひますが、いかがですかと尋ねているんです。そのところをもうならそうだと、違ひなら違ひと、はつきり答えてもらいたい。

○国務大臣(高見三郎君) 私は、宮之原先生の御意見に同感であります。この点に關する限りは、私も本土の人よりはもつと深刻に、日本人はどうかあるべきかといふことを真剣に考えたのは沖縄県民であらうと思つておるものであります。

○宮之原眞光君 そしてこのような、総理もあるいはまた大臣も高く評価をされておるところのこの沖縄の教育といふものをきかみ分けたところの教育行政制度といふのは、これは公選制の教育委員会制度であつたといふことを、私は、よもや否

定はされないうらと思ひますが、いかがでございますか。

○国務大臣(高見三郎君) 私は、前段に申し上げましたとおり、異民族支配のもとに日本人の教育はできないという心情から、信念から、任命制を公選制に切りかえた当時の沖繩の教職員各位、私は、これに心から敬意を表しておるものであります。ただ、先生がいま言われております公選制というものが、今度沖繩が本土に復帰いたします場合に、そのまま存続することがいいか悪いかわからないことについては、いままでの教育のところでは私はあなたと全く同感でございます。

○宮之原貞光君 ほつぽつ聞きますから、そのものずばりに聞いたらと答えてください。何か予防線を張ってあげ足をとられる、それじゃ私は困ります。いままでの沖繩の教育をどう評価されておるかというのを私は聞いておるのですから、少なくとも、いま大臣もお認めになったように、その沖繩の教育をほんとうにささえてきたというのは、これは教育委員会公選制でしょう。

私は、そこで聞きたいのです。最初、総理に尋ねたように、いわゆる沖繩の心を大事にする、しかも、過去の沖繩というものを尊重しなければ未来の沖繩ということもあり得ないという総理の答弁と、法案として提出されたところの教育をささえるところの行政制度の問題とは非常な違いがあるのです。こうなりますと、総理に最初に私が質問でお聞きしたところのものを考え方というの、は、実政策の面では生かされておられないんじゃないだろうかという疑点を持つのですが、その点はどうなんですか、総理。

○国務大臣(佐藤栄作君) さつき文部大臣がお答えしたように、とにかく私は沖繩の心を心として教育をしなきゃならないと、かように思っております。その点では前段は同じなんだと、日本に施政権が返ってきたら、今度は日本の政府のものとで沖繩の教育が行なわれるはずであります。これはもちろん中央集権的な教育をやろうというわけじゃありません。しかし、いままでの異民族の

もとにおける日本人教育とはおのずから変わつていると、そのところをやはり区別して考えていただいて、沖繩の心を心とする、また、昨日の沖繩があるから今日の沖繩がある、また、明日の沖繩があるんだと、こういうことは言えますが、それと事情が変わつてい、こういうことだけは、教育の行政の大家である宮之原君にもおわかりだろうと思ひます。

○宮之原貞光君 どうもすれ違ふようでございますけれども、じゃ、一つまた別に尋ねてみましょう。総理は衆議院のやはりこの委員会において、教育と教育行政は違ふんだと、これはあたかも別個の問題のようなもの言ひ方をされておるのです、議事録を拝見いたしますと、また、文部大臣もそのような答弁をされておるのですが、私は、教育と教育行政とは別個のものだというふうにか考へること自体、どうもふに落ちないのです。少なくとも、これは教育基本法あるいは文部省やいろいろなところ、教育関係の法案を見るまでもなく、教育行政というものは、教育の本来の目的を達成するためのものなんですよ。したがって、教育と教育行政、制度が別だというものの考え方ではできませんかどうですか。私は、まあ文部大臣でもよろしいですが、その衆議院におけるところの答弁を拝見いたしました、全く奇妙な教育論だと思ひながら讀ましていただいたのですが、どうなんですか、やつぱり違ふのですか。

○国務大臣(高見三郎君) これは、衆議院の木島先生に対する私の答弁をおそらく宮之原先生がお引きになつてのお話だと思ひますが、教育基本法第十條の「教育は」ということに対して、これは教育行政だけを意味するものではございませんといいことを申し上げた。私は、教育が教育行政と不離一体のものであり、教育の手段としての教育行政であるという認識に立つておるものであります。これが別々のものであるというふうな考え方を申し上げたつもりではございせん。

○宮之原貞光君 そういたしますと、衆議院におきますところのこの少なくとも議事録にあらわれ

たところの御答弁、あるいは総理は、また同じ特別委員会でも山中議員の質問に対しても、そのような答弁をされておるのです、教育と教育行政と一緒くたに考へていらつしやるんじゃないやうな云々と。違ふなら説きまされども。これは、いまやはり文部大臣が教育と教育行政は不離一体のものだ、このように訂正をされたわけなんですから、それならば、もう何ほども言うことはないんです。これはもう申し上げるまでもなく、あなた、教育基本法の十條というのは、少なくとも御存じのように、(教育行政)という見出しがついておるのです。(教育行政)という見出しがついて、教育はこういうもの、教育行政は、このことを自覚してやりなさいと書いてあるのです、少なくとも、教育基本法の十條というのは、教育行政のあり方を指摘しているのですから、それを衆議院におけるような答弁をそのまま踏襲されるということになつたらたいへんなことになりまされども、いまおっしゃつたように、訂正をされたからいいやうなものですけれども、その点はじゃ一致しますね。——はあ、わかりました。そのことを私はまず明確にしておきたいと思ひるのであります。

さらにいま一つ、総理にお尋ねをいたしたいと思ひますが、総理は十一月二日の本院予算委員会におきまして、わが党の安永英雄君からの質問に對しまして、こう答えておられます。いわゆる沖繩の公選制の問題と関連いたしまして、「事柄は教育問題です、たいへん重大な問題だと、かように思ひまして、政府はこの結論を得るまでには、たいへんあらゆるこころの意見を集めたわけでございます。云々と、こう言われておるのでございしますが、そのことはまあ間違いないでしようね。間違いないとするならば、具体的にどういう方面の意向を——少なくとも、これはたいへん重要な問題だと思ふからあらゆるこころの意見を聞いたということになるわけですから、具体的にどういうやうなこころの意見を徴されたか、お聞かせ願ひたいと思ひます。——いや、私は総理に聞いてい

す。総理のお答えですからね、山中大臣にはまたあとからたづねお聞きしますから、この問題について。まず総理、答えてください。あれはことばのあやだとおっしゃるなら、ことばのあやだと端的におっしゃつていただいていいんです。

○国務大臣(佐藤栄作君) これは山中君からい

ま答へたいと言つておられますが、山中君から私は聞いておるものもありますから、山中君の話をひとつお聞き取りいただきたい。

○宮之原貞光君 ちよつと待つてください。それならば、後ほど山中さんからもお聞きしたいと思ひますが、ついでに尋ねましょう。じゃ、それならば、大臣と一緒に聞きたいのです。長官は先ほどの同じ委員会、やはり安永君の質問に對しまして、この問題について、こう答弁をされておるんです。沖繩の復帰対策要綱を閣議決定いたしました時点においては、琉球政府との間には意見の相違がありませんでした。私自身が

あるいは私ども本土政府というものが沖繩の意に反して閣議決定をしたという事実はございせんかと断言をしておられますが、これは事実、この点間違ひございませんか。

○国務大臣(山中貞則君) そのとおりでございます。琉球政府の公文書を沖繩事務局を経由して任命移行に伴う、それに対する経過措置の要望として、原則としては任命移行を肯定した公文書をいたしておられます。

○宮之原貞光君 その閣議決定したのはいつでしたか、第一次要綱を。十一月の二十日ですよ。二十日ですね、十一月の。間違ひないですね。しかし、閣議決定をするまでは全然意見の相違がなかったってほんとうですか、それ。私は、その点をまず確かめてみたいと思ひます。しかも、またこの問題について、こうあなた答弁しておるんです。安永君とのやりとりの中で、あなたも閣議決定後に現地で反対の声があつたかのように、次のように答へておる。「しかしながら、その後革新団体、あるいは教職員組合その他の御要望等がありまして、現時点において主席以下の関係者

の態度は、できれば残してもらいたいという御要望」があります、云々と答弁されておるんです。これも間違いないですか。

○国務大臣(山中貞則君) そのとおりです。

○宮之原貞光君 これは、私はたいへんだと思うんです。これは事実と大いに違います。少なくとも、あなたは沖縄大臣という異名を持っています。に、事、沖縄の問題については一番詳しい方なんです。しかも、沖縄現地の動きというものは、刻々御承知のはずなんです。それを、たとえばその後に、あれがきたから、その後初めて革新団体、いろいろな団体が任命制は困ると、こう言ったとか、あるいは屋良主席はできれば残してもらいたい云々と、こう言っておると言いますけれども、これはあれなんじゃないですか、少なくとも、この復帰に関するところの建議書を見てもらなさい。大臣、いいですか。これは建議書の六四ページから六七ページにかけて非常に書いてあるです。「琉球政府もそれを強く要請してきまして」とか、「今やその存続要請は沖縄の決定的な世論であります」とか、あるいはこうも言っているじゃないですか、「私たち沖縄県民は、この本土において、現行教育制度の非をあらため、沖縄の祖国復帰を契機として本土法も沖縄と同様な制度に改正されるよう要求するものであります」とさへ言い切っているんです。あなたの前を答弁をお伺いいたしますと、「できれば残してもらいたいという御要望」等があります。なんですか。この建議書はうそなんですか。

○国務大臣(山中貞則君) 建議書は、さようにそのあときたものであります。

○宮之原貞光君 建議書はそのあときたと言っているけれども、あなたの答弁を見てもらなさい。閣議決定した十一月二十日以降も「その後」云々というところを、しかも現時点におきましては主席以下の関係者の態度は、できれば残してもらいたいと、答弁されておるんです。これはやはり勇み足でしょう、あなた、少なくともそれはや

はり率直にお認めになられたらどうですか。現時点においてできれば残してもらいたい、こう言っておるのですか、いまだ、沖縄の皆さんは、それは間違いないでしょう。何なら議事録でも読みましようか。

○国務大臣(山中貞則君) この建議書を一条一条全部やりとりをいたしますと、やはり私もとしては、琉球政府との間に長い時間をかけて詰めておきますから、そして、それを了承をとってすべきてめておきますけれども、そのあとですね、いろいろと問題点が提起され、部内で論争をされて、さらに意見が開陳をされたり、あるいはまた最終的には、これはまた私も何らの相談もなしに、建議書というもので一方的な意見を、琉球政府としての意見のみを持ってこられたわけでありまして、その段階ではもう何ら意見の打ち合わせは行なわれていないということですから、それは私は何も勇み足とか何とかというのではな

いと思うのですが……

○宮之原貞光君 これは、あなたの議事録をすなおに読んだらわかるでしょう。少なくとも、あなたの最初の答弁は、閣議決定をしたところの当初においては違ひありません、それはなるほどあなたとしては、琉球政府の一応、正式の文書を見るところとすれば、その時点においては正しいでしょう。しかし、その後あなたの答弁は、いろいろ現地からあがって、現時点においては少なくとも——これは十一月の何日ですよ、ことしの。あなたの現時点というのはあの時点でしょう。その時点においても主席はできれば残してもらいたいと言っておる云々、これはだいたい事実と違ひありませんか。だってその後の十一月十九日ですよ、これは。おたたくの閣議決定までは間に合わなかったかもしれないけれども、沖縄の主席のいわゆる正式の文書、低姿勢のやつが出ましたね。その中にさへもすでにこれらは困ると、こう出しておるのです。あるいはその翌年の三月の衆議院のいわゆる沖縄派遣団の皆さんが行ったときに

も、明確に建議書として出ているのです。それです。それから、少なくとも、あなたが先般答弁をされたところのその時点に云々というのは、これは事実と違ひでしょう。そのことを私はあなたに尋ねておるのです。

○国務大臣(山中貞則君) 違わないのです。主席と私と会ったという表現をされるわけですよ。

○宮之原貞光君 しかし主席は、それはどういふものの言い回しかもしれませんけれども、少なくとも公文書で、建議書でできているものは、これはあくまでもふさわしいと見なければならぬでしょう。それならば、あなたが十一月二十日の第一次の閣議決定をしたときには、文書でもってそのとおり確認したから違ひませんと、こう言っておいて、今度は都合が悪くなると、これは主席のことばどおりですよ、それからそれが正しいですとは、ちよつとこれはいかにあなたでもそう曲げて言えぬでしょう。これはやっぱりそうでしょう、常識的に考えて。その点は私は、やっぱりそれはちよつと言ひ過ぎなら言ひ過ぎだと、こう言ってもらえればいいのです。少なくともそうなりましようが、これは。

それで私は、その問題にあまり時間をとりたくありませんから、続いて申し上げますが、しかも、十一月二十日決定される前の二カ月間という間の沖縄の現地で、この公選制の問題については非常に反対だといういろいろな団体なりいろいろな教育委員会の決定というものがされておる。そのことは私は、少なくとも、これは担当大臣のあなたには御存じだったと思うのです。それも全然知らないで、あの文書だけを自分は承知しておったというわけにはまいらないのです。その動きについては御存じなかったのですか。

○国務大臣(山中貞則君) それはよく承知しております。喜屋武さんあたりも教職員会長もしておられましたから、直接に話したこともありまして、したがって、喜屋武さんあたりの御意向もやはり、これは一べん文書が出たかもしれないけれども、そのあとはみんな関係者は心配して反対し

ているので、沖縄における沿革はこういうことだったから、あなたはわかつておるはずだから、これだけは何とか残せないかと、いろいろな話し合いもしたこともありまして。したがって、それらの動きについてはおつしやるとおり、私も承知しております。

○宮之原貞光君 それならば、この間の予算委員会みたいな、いささかもそこはありませんと、あまり私は、大上段におかまへにならぬほうがいいと思うのです。私もいろいろ新聞をずっと調べてみたのです。これは閣議決定されたところの二カ月前のものを順を追うて、日を日付ですべて見てみましても、これはたいへんなものです。たとえ九月十七日、坂田文相が沖縄に来て、教委制度は七二年復帰時点までに公選制は廃して、本土同様任命する、こういう言明をされたときの現地の反対の声を。さっそくその翌日には、中央教育委員会が抗議声明を出しておる、あるいは九月十九日には、琉球政府の中山文教局長がわざわざ記者会見をして、坂田文相は何のために一体来島されたんだろか、われわれ琉球政府には連絡なしに、教育視察もされないで、来られた翌日はさっそくお帰りになつた、おそろく選挙運動で来られたんでしょ、しかしながら、ああいうことを言われては困りますと、これは文教局長が談話で発表しているんです。九月十九日の新聞に。さらに、十月四日に初めていわゆるおたくのほうへ出したという正式文書が沖縄でわかつてきたんです。これは聞いてみると、秘密裏に出されているんです。これはあなたも一番御存じだと思ひますが、それがよりやくけしからぬものを出したということが沖縄県民にわかつた、この時点で。それで現地は、これはたいへんだ、一体だれの意見を聞いてどうしたんだということ、これからもう非常な追及が始まりました。十月の五日には、わざわざ屋良さんは記者会見を求めて、あの報告はあまりにも軽率過ぎた、遺憾だった、その責任を感じますと反省をして、公選制維持の方

針を明確にしたいという特別の声明書も出されて  
いる。同時にまた、中山文教局長ですか、この人  
も同じようなことをされている。あるいは十月の  
九日には、わざわざ中央教育委員会が臨時の教育  
委員会を開いて、そこで、やはりこれでは困ると  
いうきちんとした決定をして、琉球政府にそれを  
申し入れて、それを本土政府に琉球政府の意見と  
して伝えてもらいたいということになり、それが  
先ほど申し上げたように、皆さんのところに渡っ  
たということも事実なんです。こういう事実は、  
私は、山中大臣ですから、一番御存じだと思ひ  
ます。それを、あの閣議決定まではこれはいささ  
かのそごもなかったと強弁していつまでもこの問  
題を押し通されるような問題ではないと思ひので  
す。私から言わしむれば、むしろ政府自体が初め  
からこれは本土並みに教育委員会制を改めなきゃ  
ならぬという、そういうちゃんと腹組みをもつて  
おつて、それでもつていろいろなところで圧力を  
かけて、それで世論化しようとした。それがたま  
たま、あとからわかつたことですけれども、あの  
琉球政府が五月二十七日付でおたくのほうに出し  
たところの文書、あれは主席も判を押さなかつた  
とか、いろいろなあとから問題が出てくるくら  
いに軽率だったと、いろいろな問題が出てくるく  
らいに、責任問題が追及されるくらいに、正式な  
ルートを通つたかどうかということさえも現地で  
問題になっておる。そういうようなことから非常  
に混乱をしていった。私から言へば、何も勘ぐり  
じゃなくて、むしろあれぐらい沖縄のことをわ  
かつておるころの山中大臣が、あの報告書をた  
てておつて、閣議決定されるころの時点におい  
てもいささかも違ひなかつたと言ふのは、ちよつ  
と私は牽強付会過ぎやしないかと、こう思ひので  
す。そういう意味では、むしろ、私はあの出され  
たところの、五月二十七日付で出されたところの  
文書をこれ幸いとばかり既成事実として押しつけ  
ようという気持ちでされたのじゃないですか。そ  
こあたりが本音じゃないですか。どうなんです  
か、それは。

○國務大臣(山中貞則君) これは幾らやりとりし  
ても同じことですが、何も圧力をかけて、こうい  
う文書を書けとか何とか、そんなことはもう全  
くありません。ただ、そういう事実は、やっぱり  
公文書ですからありますから、したがつて、その  
あと屋良主席が自分が軽率だったというようない  
まお話があったようなことを、私はそこまで言う  
つもりはありませんでしたが、そういうことの  
あった経過も私は承知いたしております。した  
がつて、そういうようなことはありましたが、  
も、その後公文書として、その建議書みたいに明  
確にそういうことがなされたということではない  
ということであつて、いわゆる建議書というもの  
は最終的に持つてこられたものでありますから、  
その内容は私どもも持つてこられてから知つた  
、こういうことになるわけでありまして。

○宮之原貞光君 あなたはそうおっしゃるけれど  
も、これはあなた十一月十九日に、沖縄の連絡  
事務所を通じて低姿勢のやつがきておるでしょ  
う。本土法適用に関する準備措置と、こういうも  
のがちゃんと、いわゆる沖縄の連絡事務所を通じ  
ていつておるのです。どうもあなたの答弁を聞く  
と、これがあつて初めてわかつた、これはこと  
しです、つい最近です。これは少なくとも、六九  
年の十一月にこの低姿勢の建議書をちゃんと公文  
書で出しておるのです。それについては全然知ら  
なかつたとはこれはおかしいじゃないですか。し  
かも、私が言つておるのには、こういう公文書を書  
けと、あなたが圧力をかけたと言つておるのじゃ  
ない。有形無形のやりの既成事実が——本土政府  
の意向はこうだという政治的な圧力をかけたとい  
うことは事実でしょう。ちよつとそこらあたり  
が、あたかも沖縄県民の意見を尊重して、これを  
やつたやつたと言ひながら、もう既成事実でどん  
どん進めておいて、あとからつじつまを合わせた  
にすぎないんじゃないでしょうか。そのところ  
をはつきりおっしゃってください。

○國務大臣(山中貞則君) 圧力もかけておられま  
し、確かに主席から電報はきております。それ  
がいまおっしゃつた日付ですか、たしか電報はき  
ておりますが、それまでは、そういうことはなく  
て、ただ、琉球政府が決定して持つてきた文書に  
ついていろいろと異論があつて、そして、主席も  
困つておるらしいということも私もわかつており  
ましたし、お会いしたこともありました。しか  
し、閣議で決定するときに琉球政府と正面から対  
決をして、そして圧力をかけてやつたというもの  
ではないし、その考え方は、教育行政ですから、  
これはあつては文部大臣の話ですけれども、何も私  
どもが琉球政府にペテンをかけてやつたとか、圧  
力をかけたとか、そういう経過はございません。  
○宮之原貞光君 それは、あなたはそういうつも  
りはないと言つたつて、現地では率直に言つて、  
やはりペテンにかけられたという気持ちは強いん  
です。だから反対の声がある。しかも、第一次の  
要綱をきめたときは、あれは六九年の十一月二十  
日ですよ。現実には法案として出されたのはつい  
最近でしよう、ことしになつてからでしよう。そ  
のようないろいろな経緯があるとするなら  
ば、あなたが謙虚に沖縄県民の意向についてい  
ろいろ考へてみようとおっしゃるならば、一たん  
絶対にこれは修正も何もできないということもな  
いでしよう。それをあたかもその後によつたんだ  
やつたんだと、こう言われたんでは、私は、これ  
は全く事実と違ひと思ひます。しかも、少なく  
とも政治的圧力がかけてきたということ、こ  
れは否定できない。たとえば、私申しましよう。  
九月の十七日に坂田文相が来て発言したことは先  
ほど紹介したとおり、十月の十一日には愛知外相  
も沖縄を訪問しています。そのときも飛行場で、  
自衛隊の配置と教委制の本土並みは当然と、もう  
すでに閣議決定する前に沖縄でアドバルーンを  
次々と上げておるんです。そればかりじゃない、あ  
なた自身も言われたでしようが、あなた自身記憶  
があるでしよう。おそらくそれでしよう。しかも、  
あなたは少なくとも、これはきめない前の五月の  
二十五日に沖縄の飛行場で言つておるでしよう。そ

針を明確にしたいという特別の声明書も出されて  
いる。同時にまた、中山文教局長ですか、この人  
も同じようなことをされている。あるいは十月の  
九日には、わざわざ中央教育委員会が臨時の教育  
委員会を開いて、そこで、やはりこれでは困ると  
いうきちんとした決定をして、琉球政府にそれを  
申し入れて、それを本土政府に琉球政府の意見と  
して伝えてもらいたいということになり、それが  
先ほど申し上げたように、皆さんのところに渡っ  
たということも事実なんです。こういう事実は、  
私は、山中大臣ですから、一番御存じだと思ひ  
ます。それを、あの閣議決定まではこれはいささ  
かのそごもなかったと強弁していつまでもこの問  
題を押し通されるような問題ではないと思ひので  
す。私から言わしむれば、むしろ政府自体が初め  
からこれは本土並みに教育委員会制を改めなきゃ  
ならぬという、そういうちゃんと腹組みをもつて  
おつて、それでもつていろいろなところで圧力を  
かけて、それで世論化しようとした。それがたま  
たま、あとからわかつたことですけれども、あの  
琉球政府が五月二十七日付でおたくのほうに出し  
たところの文書、あれは主席も判を押さなかつた  
とか、いろいろなあとから問題が出てくるくら  
いに軽率だったと、いろいろな問題が出てくるく  
らいに、責任問題が追及されるくらいに、正式な  
ルートを通つたかどうかということさえも現地で  
問題になっておる。そういうようなことから非常  
に混乱をしていった。私から言へば、何も勘ぐり  
じゃなくて、むしろあれぐらい沖縄のことをわ  
かつておるころの山中大臣が、あの報告書をた  
てておつて、閣議決定されるころの時点におい  
てもいささかも違ひなかつたと言ふのは、ちよつ  
と私は牽強付会過ぎやしないかと、こう思ひので  
す。そういう意味では、むしろ、私はあの出され  
たところの、五月二十七日付で出されたところの  
文書をこれ幸いとばかり既成事実として押しつけ  
ようという気持ちでされたのじゃないですか。そ  
こあたりが本音じゃないですか。どうなんです  
か、それは。

○國務大臣(山中貞則君) これは幾らやりとりし  
ても同じことですが、何も圧力をかけて、こうい  
う文書を書けとか何とか、そんなことはもう全  
くありません。ただ、そういう事実は、やっぱり  
公文書ですからありますから、したがつて、その  
あと屋良主席が自分が軽率だったというようない  
まお話があったようなことを、私はそこまで言う  
つもりはありませんでしたが、そういうことの  
あった経過も私は承知いたしております。した  
がつて、そういうようなことはありましたが、  
も、その後公文書として、その建議書みたいに明  
確にそういうことがなされたということではない  
ということであつて、いわゆる建議書というもの  
は最終的に持つてこられたものでありますから、  
その内容は私どもも持つてこられてから知つた  
、こういうことになるわけでありまして。

○宮之原貞光君 あなたはそうおっしゃるけれど  
も、これはあなた十一月十九日に、沖縄の連絡  
事務所を通じて低姿勢のやつがきておるでしょ  
う。本土法適用に関する準備措置と、こういうも  
のがちゃんと、いわゆる沖縄の連絡事務所を通じ  
ていつておるのです。どうもあなたの答弁を聞く  
と、これがあつて初めてわかつた、これはこと  
しです、つい最近です。これは少なくとも、六九  
年の十一月にこの低姿勢の建議書をちゃんと公文  
書で出しておるのです。それについては全然知ら  
なかつたとはこれはおかしいじゃないですか。し  
かも、私が言つておるのには、こういう公文書を書  
けと、あなたが圧力をかけたと言つておるのじゃ  
ない。有形無形のやりの既成事実が——本土政府  
の意向はこうだという政治的な圧力をかけたとい  
うことは事実でしょう。ちよつとそこらあたり  
が、あたかも沖縄県民の意見を尊重して、これを  
やつたやつたと言ひながら、もう既成事実でどん  
どん進めておいて、あとからつじつまを合わせた  
にすぎないんじゃないでしょうか。そのところ  
をはつきりおっしゃってください。

○國務大臣(山中貞則君) 圧力もかけておられま  
し、確かに主席から電報はきております。それ  
がいまおっしゃつた日付ですか、たしか電報はき  
ておりますが、それまでは、そういうことはなく  
て、ただ、琉球政府が決定して持つてきた文書に  
ついていろいろと異論があつて、そして、主席も  
困つておるらしいということも私もわかつており  
ましたし、お会いしたこともありました。しか  
し、閣議で決定するときに琉球政府と正面から対  
決をして、そして圧力をかけてやつたというもの  
ではないし、その考え方は、教育行政ですから、  
これはあつては文部大臣の話ですけれども、何も私  
どもが琉球政府にペテンをかけてやつたとか、圧  
力をかけたとか、そういう経過はございません。  
○宮之原貞光君 それは、あなたはそういうつも  
りはないと言つたつて、現地では率直に言つて、  
やはりペテンにかけられたという気持ちは強いん  
です。だから反対の声がある。しかも、第一次の  
要綱をきめたときは、あれは六九年の十一月二十  
日ですよ。現実には法案として出されたのはつい  
最近でしよう、ことしになつてからでしよう。そ  
のようないろいろな経緯があるとするなら  
ば、あなたが謙虚に沖縄県民の意向についてい  
ろいろ考へてみようとおっしゃるならば、一たん  
絶対にこれは修正も何もできないということもな  
いでしよう。それをあたかもその後によつたんだ  
やつたんだと、こう言われたんでは、私は、これ  
は全く事実と違ひと思ひます。しかも、少なく  
とも政治的圧力がかけてきたということ、こ  
れは否定できない。たとえば、私申しましよう。  
九月の十七日に坂田文相が来て発言したことは先  
ほど紹介したとおり、十月の十一日には愛知外相  
も沖縄を訪問しています。そのときも飛行場で、  
自衛隊の配置と教委制の本土並みは当然と、もう  
すでに閣議決定する前に沖縄でアドバルーンを  
次々と上げておるんです。そればかりじゃない、あ  
なた自身も言われたでしようが、あなた自身記憶  
があるでしよう。おそらくそれでしよう。しかも、  
あなたは少なくとも、これはきめない前の五月の  
二十五日に沖縄の飛行場で言つておるでしよう。そ

ですから、別段何もそこでそうしなさいとも、そんなことも何も言っていないで、その場では別段議論もありませんし、ただ、坂田元文部大臣が行ったときに、そういう議論が、また波紋が広がったという事実だけは確かにあったようです。それはまあいろんな時期の問題等もあったでしょう。ですから、何も隠したり、こっそりやったりしているわけじゃありませんで、それはもう黙ってそのままだけに、本土法が復帰の日適用されるわけですから、そのままだけになっちゃうというところで、そういうことじゃなくて、やはり一応公選制というものの残りの任期というものが、最初の期限が来るまでは、何とかそれらの人たちの……。

○宮之原貞光君 それは、もう法律に書いてありますからいいですよ。

○国務大臣(山中貞則君) じゃ、それは教育行政の中身ですから言いませんが……。

○宮之原貞光君 少なくとも、あなたが前の予算委員会で答弁をされておったように、その時点まではいさかも違ひありませんでしたというところは、これは事実と違ひないことだけははっきりしておる。しかも、あなた方自体も最初からそういう既定方針を持っておって、いかにしてこれをのますかというところにやっきになったというにかこれはすぎないのです。ところが、私が指摘しておきたいのは、沖縄のこの公選制の問題が非常な県民の怒りを買っているという大きなやはり要因になっておるといふ、このことだけは明白に申し上げておきたい。したがって、私はやはりこの件について、たとえば、同じ年の十月十九日でしたか、朝日新聞の社説の中で、「沖縄教育の本土なみ復帰を排す」という見出しのもとに、沖縄の教育環境は劣悪だ、この分野におけるところの本土との格差は正にこそ全力を尽くすべきだ。ただ、そのときに財政援助をえさに沖縄の民主教育を失うとするならば、それこそ教育の中立性に反すること、これに過ぎるものはない云々と、こう当時の朝日の社説にも出ておるのでありますが、私は、

先ほど各大臣の入れかわり立ちかわりのあの談話の発表等から見れば、そのものずばりじゃないと、こう言いたいのです。むしろ、私が評価すべきは、皆さんからそう言われたけれども、依然として沖縄県民はそれに屈しない、この建書にあるように、あれでは困る困ると、やはり公選制を堅持してもらいたいというその声をこそ、あなた方は謙虚に私は聞くべきだと思うのです。そのことについては耳をふさいでおって、さっきみたいに、ただ形の面で、文書がきたからこうしようというだけでは、私はいつもの山中さんの答弁みたいにこれは聞かれません。だからその点はやはり明確にしてください。

ここで私が一つ伺っておきたいことは、実は閣議でできる前に、たしか総理府だと思ふのですが、おたくのほうだと思ふのですが、対策要綱決定を一応仮決定をした。しかしながら、閣議で決定をする前に、これは自民党の力で押し曲げられたというところが当時の新聞に出ていたのです。たとえば、こう書いてあります。十一月十八日、自民党政調会の審議会で、政府原案には教委制の一本化が明確にされていない、おかしいというクレームがついた。教育正常化特別委員会、これは私はどういふ委員会か知りませんが、世の中では自民党のタカ派グループの委員会だと言われております。その特別委員会の森山欽司代議士からこの点が出され、そのために第一次要綱にこの点を明確にするようになったと、こう新聞は報じているのです。十一月十八日に、これは閣議決定前二日です。それであわててあなたは手直しして、閣議決定をした。ああいう文書にしたと、こういふことになっておる。これは事実なんです。さか、どうですか、お聞かせ願いたい。

○国務大臣(山中貞則君) 私どもは政府、与党一体でございまして、与党のほうでこういふことを入れるべきかどうか、あるいはこういふことは割れとかというところは、予算編成なんかでもいつもやっておりますし、それは与党との間にそういう問題について意見の交換があったということは、

そのとおり事実であります。

○宮之原貞光君 私は、こういう事実こそ、まさに沖縄住民の意思を考えながらものごとをやらうとするものに対するところの、政党的なやはり教育政策に対するところの介入だと言いたいのです。これに過ぎるものはないです。いろいろな状態を配慮しながら、ある程度この点は、おそらく私は山中さんのことですから、いろいろ沖縄の現地の反対もあるから、政治的に配慮しながら調整をしよう、こう思っていたと思うのです。けれども、そのものずばり言われているから、先ほどのような苦しい答弁をされるわけなんですけれども、こういうようなことこそ、私は、これは政党内から一つの圧力を受けたところの要素だと言わざるを得ない。私は先ほど来、具体的にいろいろな問題を指摘しながらあなたにお尋ねしたのは、総理の言われるところの沖縄の心を尊重すると、こう言いがた、やることは、少なくとも公選制の問題については、沖縄県民の世論に全く耳をかさない、既定方針の問答無用方式を押しつけてきている。ここに、私はやはり、言いたくなくても言わざるを得ないのは、政府の教育政策に対するところの強引さというか、問答無用さというものがあろうと思ふのです。これはまた後ほど触れたいと思ふますが、ここに、私は一つの問題点があると思ふ。私は、沖縄の問題については、この教育問題ばかりではないのであります。少なくとも、これは政府が一応きめながら、先ほども例にあげましたように、与党の力が一たび加われば、すぐにこれは本土並みということばであらわされる。それはすべてが本土並みかという、いままで本委員会でもすでに明らかにされてきているように、これらの問題に都合のいい基地の問題とか、VOAの問題とか、あるいは公用地等の問題については、これは沖縄がいままで置かれたところの現状を、しかたがないからがまんしてくださいますと、一方ではそう言いがた、自分たちのやりたいものだけは、本土並みだと、こう押しつけてやっております。ここに、私が冒頭に佐藤総理にお尋ねしたと

ころのいわゆる沖縄の心をくむ云々と言いがたも、いわゆる問答無用式の教育政策をまた沖縄に押しつけようとする。そこに、また、沖縄県民が非常に憤りを感じているところの要素がある。この点を私は明確に指摘をし、もう少しあなた方に考えてもらいたい、その点をここで申し上げておきたい。

引き続きまして、私は時間もありますので、高見文部大臣にお聞きをしたいと思ふます。大臣、戦後の教育行政の特色でありますところの教育委員会制度の生まれたところの背景、理由というのはどういふものでございましてか。

○国務大臣(高見三郎君) 戦後の教育委員会法が成立いたしました当時の文部大臣は森戸辰男先生でございました。この森戸先生が提案の理由の御説明の中で、民主主義教育というものを非常に強く強調をせられたことは、私が指摘するまでもなく皆さ先生方がよく御承知のとおりであります。ただ、その後いろいろ経過がございまして、昭和三十一年にこの教育委員会制度にかわる制度をつくりました。いささかも御承知のとおりであります。今日まで十三年間これをやってきておるわけでありまして。

○宮之原貞光君 もういいですよ、そこらあたりで。時間がありませんから簡明率直に、質問されたところへ答えてくださればいいのですから、それに限って。私がいまお聞きしたのは、戦後の特色であるところの教育委員会制度が最初できたところのいきさつはどうですかとお尋ねしたのであります。まあ、その前半だけでもいいのですが、これは少なくともこの教育基本法を制定いたしましたところの第九十二回帝国議会ですか、これらの当時の議事録の中にも明確に出ておるのです。少なくとも、やはり戦前の国家主義、軍国主義教育へのきびしい反省の中からこの点が生まれたというところは、私は大臣もこれは否定されたいし、また、同意を示されておると思ふますが、ときに大臣、それならば、いまそういう過程の中で生まれたところの最初の教育委員会法、最初と言ふと語



弊があるが、教育委員会法、この立法の目的といふものはどういふ目的だったのですか、それをお伺いいたします。

○国務大臣(高見三郎君) 教育委員会法を制定いたしました当時の目的は、教育の独立性というものを保つて、教育の民主性を保つて、よりよくしようというところに主眼があったと理解をいたしております。

○宮之原貞光君 これは、当時の教育委員会法の第一条に明示されております。これは大臣にも共通の理解を持ってもらいたいから読んでおきますけれども、少なくとも、こう書いてあるのです。「この法律は、教育が不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負つて行われるべきである」といふ自覚のもとに、公正な民意により、地方の実情に即した教育行政を行うために、教育委員会を設け、教育本来の目的を達成することを目的とする」と、こう出ておるわけでございますから、その点は、これは明白でありますから大臣も否定はされないと思ふ。

それで、続いて私がお尋ねしたいのは、教育委員会法の目的というのは現行の地方教育行政の組織及び運営に関する法律にも引き継がれておると見るんですが、いかがですか。

○国務大臣(高見三郎君) この精神は今日も生きておると思ふ。ただその内容、形態におきまして、法律の改正が行なわれたということは、これは宮之原先生が御承知のとおりであります。これにはいろいろないきさつがあったことも御承知のとおりであらうと思ふ。

○宮之原貞光君 これは引き継がれておることは明白でございます。三十二年、二十四通常国会で例の教育二法事件があったときに、当時の提案者が清瀬文相でした。当時の議事録で、昭和三十一年三月十九日、衆議院の文教委員会の議事録を見ますと、こう出ておるんです。この法案に対して、当時のわが党の河野正議員から清瀬文相に次のように質問した。この法案は設立目的が明確でない、何かと、こゝろい質問をされたのに対して、

しまして、清瀬文相は、目的は旧法とはいささかも変わっておりません、ただ、教育基本法の十条にも明示されているから、同じ文句を繰り返すのはどうかと考へまして削除しました、言うならば、この法案の上に教育基本法はかぶさっているのです、こゝろ答弁をされておるわけですから、その点は、私はいかに時が移り変われりといへども大臣は否定されたいと思ふますが、いかがでございますか。――よろしくございしますね。そうなりますと、これは教育委員会制度のあり方という問題の政府と私との争点は――それならば、委員の選出方法はどうかあるべきかという問題が争点ですね。ほかのところは違ひませんね。そういうことになりまして。

そこで、その点は御確認願ひましたら、さらに引き続いて、それならば、この教育委員会の委員の選出方法やいろいろな問題と関連をして、この運用の中で一番重要な重要な基準というものをどういふふうにお考えですか。この教育委員会制度の運用において、今日法律は変わっておりますけれども、立法趣旨は変わらないといふわけですから、その運用の基準というものの一番大事な点はどこに点だとお考えになりますか。

○国務大臣(高見三郎君) これは一つだけ申し上げておきたいと思ふますが、精神は変わっておりません。ただ、法律の内容の中で変わりましたのは、財政二本立てが地方行政の首長の権限下に入つたということでありまして、選出方法が変わつたといふことなっております。

○宮之原貞光君 少なくとも、先ほどお互ひに確認したところの委員会設置の目的からしますれば、これはやはり現行の教育基本法の十条にいう教育は不当の支配に服することのないように教育の中立性が守られなければならないといふことと、国民全体に対し直接責任を負ふと、そのところが私は最も大きな基準になると思ふますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(高見三郎君) 私は、あの制度ができまして十分に民意の反映といふことが一つ

の大きな柱であり、いま一つは、教育の中立性の確保といふことが一つの柱であつたかのように理解をいたしております。

○宮之原貞光君 ですから、いまのを文章で読めばそういうことになりまして、それはお認めになります。それで、まあ珍しくこゝろまでは文部大臣と合意に達してきておるわけですから、もう少し私は――それならば、教育は不当の支配に服されない云々といふことで、一番強く戒めなければならぬことは何だとお考えですか。

まあ時間があるから、はしよつて言ひますけれども、大臣は十二月四日の衆議院の特別委員会、こゝろ答えておる。教育の中立性を維持するために、国家権力が教育内容に立ち入つて不当な支配をすることのないようにすることだ、その当時答へられておる。十二月の四日の新聞見てもね。全く私もそのとおりだと思ひますが、その点はよろしくございしますね。

○国務大臣(高見三郎君) 私が国家権力の不当の支配と申し上げましたのは、その前段に、戦時中のような超国家主義的な国家的権力という意味のことを申し上げておつたその国家的権力の支配と、こゝろい意味であると御理解をいたしたいと存じます。

○宮之原貞光君 それはよいつけ加へることばです。この議事録を見てごらん下さい。あなたはこゝろに明確に答えておるんですよ。「教育の中立性を維持いたしますために、国家権力が教育の内容に立ち入ることが不当の支配だといふことを考えなければならぬと思ふのであります。」「こゝろ答へられておるんですよ。妙な前置詞をつけなさいでそのものずばりに私は聞いています。それで、さういふ、変わらぬでしよ、それは、それともまたこれは修正されるんですか。

○国務大臣(高見三郎君) 私の御答弁が前段に、その前に申し上げたことばの中に、戦前の超国家主義的な不当の支配といふことを申し上げておりましたから、それを受けて申し上げたのであります。国家が教育に関与するのは、教育といふ共

通の仕事に国家が関与するといふことは私は当然の仕事である、かゝうに考へております。

○宮之原貞光君 これはだいたいあのときの答弁を修正されておるんですけれども、時間がありませんから私はこれ以上追及しませんけれども、少なくとも、私はやっぱり終始一貫してもしもわなけりやこの問題は困ると思ふから、もう一回ひとつ議事録をきかんとしよ、私はやはりこのことは留保しておきたいと思ふんですが、もう一つの基準は、少なくとも、国民全体に対し直接責任を負ふといふこともやっぱり一つの基準になると思ふので、こゝろはこゝろ議事録を拝見いたしますと、まあ、質問者とのやりとりの中に若干ずつと横に発展をしたところの要素もありますけれども、さういふいふゆるやりとりじゃなくて、これは当時のよく大臣の言われるところのすなおな心で読めば、国民全体に対して責任を負ふといふことですか、これは少なくとも、いわゆる民主主義といふと、国民の、国民のための、国民の手によるものだと理解するのが私は常識だと思ふのです。

しかもそのことは、当時の文部省の官僚の皆さんでつくつておるこの研究グループでも明確に言つておるんですよ。当時の教育法令研究会の研究会の著書で、当時の文部省の調査局長の辻田力さんと、それから現在の最高裁の長官の田中二郎さんが監修をして、当時の課長の皆さんでちゃんとつくつておる。その中にそのことは明確に言つておる。それは国民の、国民による、国民のための教育云々といふことで、明確にこゝろ出ておるわけですよ。ですから、こゝろを私はあなたといへども否定されたい。それで問題は「直接に責任を負つて行なわなければならない」と、こゝろのところは、あなたは直接といふのは間接も直接の意味もある、こゝろ解釈をしたいなといふことだと思ひますが、その点はさういふ理解ですか。

○国務大臣(高見三郎君) この法律で「直接に」といふことばを特に入れましたのは、教育の重要性にかんがみて、教育が一つの社会全体、国家全体に対する奉仕であると、一つの社会、一つの派

開、一つの宗教、そういうものに奉仕するものではないということに強調する意味において「直接に」ということばを使ったものであらうと、こういうような私は理解に立っておるのであります。

○宮之原貞光君 これは、私が先ほど紹介いたしました少くとも、文部省の指導の基本になったこの著書であるところの「教育基本法の解説」の一三〇ページから一三一ページにこう書いてある。国民の意思と教育とが直結することが大切で、その間にいかなる意思も介入してはならない。

国民の意思が教育と直結するためには、現実的な一般政治上の意思とは別に国民の教育に対する意思が表明され、それが教育の上に反映するような組織が立てられる必要がある。そして、このような組織として現在米国において行なわれる教育委員会制度は、わが国においてもこれを採用する価値がある云々と、こう述べている。しかもまた、これと同じように、田中耕太郎さんの著書の「教育基本法の理論」、この中の八六八ページにも書いてある。国民は自己の意思を代表者たる国

會議員を選挙することによって表明する以外にはない。しかし、教育に関しては、これと国民とのつながりは、このような間接的なものだけでは満足することができない。国民は自己と教育との間に中間的な存在を経ないで、これと直結されることを要求している。これすなわち法が教育をもつて国民全体に対し、直接に責任をもつて行なわれるべきものとするゆえんであると、こう述べておるんです。この表現、これを読めば、これはあなたが政治的な偏見を持たない限り、すなおに読んで公選制をさすということがはつきりしているじゃありませんか、どうですか、それさえも否定されますか。

○國務大臣(高見三郎君) 私、田中先生の著書にあることを読んでおります。読んでおりますが、それは、教育委員の選出の方法が直接であるか、間接であるかというところは別な問題であります。選出手段の問題でありまして、いままでの選挙制度と今度の任命制との間で違いますところは、何

が違っておるか申しますというところ、(「わかつている」と呼ぶ者あり) おわかりになつておることだと思ひますから重ねては申し上げませんけれども、私は、選出の方法が違つておる、したがつて、教育の中立性というものは、少なくとも、知事事務局の中にありまして別な存在であるということだけは御承知のとおりだと思ひるのであります。

○宮之原貞光君 これは、まあ大臣はこゝではあまりすなおということばを出されないのですが、議事録を見ますと、至るところにすなおに解釈していただきたといふところ、おそろしくいまから出るだらうと思ひますが、すなおにこれを読んでくらなさい。少なくとも、ほかの国民が意思を表

示する場合に、自分たちの代議員制度で、國會議員というもので代表されることが必要だけれども、事、少なくとも教育というものは、やはり介在されるよりも、直接訴えるというのがこの法の趣旨だといふならば、これは間接選挙ではなくて、直接選挙だといふことは明白じゃありませんか。これは少なくとも、この法律を見れば、あなたの方の意見の相違はあるにしても、それは明確です。私は、大臣の苦しそうな答弁を伺つて、論理的にはあなた賛成しながらも、政治的な配慮だけが先走つておるから、そういう答弁をせざるを得ないと思ひます。それならばお聞きします

が、たとへば、その選出方法にしても、あなたは教育の中立性を守るとか、あるいは不当な圧力を受けないようにするために、これが大事だといふならば、地方自治体の長あるいは議會議員といふのは、政治上の自分の政策を選挙民に訴えて、それによつて選出されたところの政治家です。地方の首長とか議長とかあるいは議會議員といふのは、その政治家たちの多数の意向で、若干の制限はあります。特定の政党とか何とかという制限はあるにしても、そういう人たちの意向によつて選ばれた者で構成されるところの教育委員会と、もう一つは、地方住民に直接教育のことを訴えて、私は教育行政についてこうしたい、教育は

こうあるべきだといふことを考へて、その立場に立つて選挙民に信を問うて選出されたところの人でつくつた教育委員会、この二つを常軌的に比べてみて、だれが公権力からの介入といふものを排除するに一番力強いといふと思ひますか。いまの教育委員会制も、それ見たかと、こう言われると思つて別に答弁されることをよしにして、純理論的に考へてどうですか。それは少なくとも後者のほうが正しいでしょう。どうですか、大臣。

○國務大臣(高見三郎君) これは選任方法でありまして……

○宮之原貞光君 選任の方法を聞いておるんです。直接選挙するといふことと、それから地方住民の意思を反映して、それを十分生かして教育委員を選ぶといふ現行法と、制度の上の是非については御議論のあるところは、私も承知をいたしております。承知をいたしておりますけれども、すでに法改正後十三年間定着をして今日に至つておる。これは今度の沖縄の返還に關して、少なくともこの論議を繰り返すべきものでは私はないといふ感じがするものであります。

○宮之原貞光君 少なくとも教育行政上二つのカテゴリー、これを考へてくらなさい。政治的な思惑は別にすれば、少なくとも教育について私はこれが正しいと思ひます。どうですと住民に訴えて教育のことをつかさどるということが、より民意が反映をし、また不当な公権力の圧力といふものを排除できるというものは、これは当然じゃないですか。それをやっぱりあんな、否定されませんか。

○國務大臣(高見三郎君) これは昭和三十一年に法改正をいたしましたときに、教育委員会法といふもののいろいろの欠点といふものを踏まえましてこれを是正したのであります。そういう趣意であつたのでありますので、御議論はあるんであらうと思ひますけれども、私は今日の制度で差しつかえないと、かように考へております。

○宮之原貞光君 まあその変わった経緯の理由として、大臣は、政治的な色彩が強くなるからいかないとか、推薦母体がなければ選ばれないとか、膨大な選挙資金を要するからこれはよくないとか、改めたんだと、こういう答弁をされていきますけれども、少なくとも教育の本質、教育理論からいへば、これは全くとらたらない、つけたしの理屈にしかありません。ほんとうに教育といふことを考へていただかなければ、いまさっき私が申し上げましたところの観点から、一体どういふことが正しいのかと、謙虚になつて教育のことを考へるのが私は正しいと思ひます。だから、そのことを、ただ十三年前きまつたんだからびた一文動かされないんだという考へでなくて、もう少しやはり教育といふものについても、論理的にと申しますか、教育行政上どつちが正しいかという、そのところを私はやはり考へながらこの問題をやらなければ。先ほど理由があげられたんだから——角をためて牛を殺したというたとえそのものじゃないかと私は思ひますが、そこはまあ大臣と大きく意見の相違するところですが、内心ほんとはあんなもそう思つておるんでしょう。けれども、それはいろいろな経緯の中から私はそういうあれが出たと思ひます。

それでは、時間がありませんから急ぎますけれども、大臣、ときに、沖縄の現在の教育委員会制度といふものと三十一年まであつたところの日本の教育委員会制度と同じものなんですか、どうなんですか。違いがあるとするならば、どういふ違いがあるんですか。

○國務大臣(高見三郎君) 沖縄には、中央教育委員会、その下に地方教育委員会がありまして、中間に連合教育委員会といふものがございます。ただ、連合教育委員会だけは実は直接選挙になつておらないという違いがあるわけでありまして。

○宮之原貞光君 これは、直接公選制によるものは、いわゆる教育区の教育委員だけですね。連合区は互選、中央委員も互選と、しかもまあそれにいろいろな権限の問題についても案分をする。こ

うあるべきだといふことを考へて、その立場に立つて選挙民に信を問うて選出されたところの人でつくつた教育委員会、この二つを常軌的に比べてみて、だれが公権力からの介入といふものを排除するに一番力強いといふと思ひますか。いまの教育委員会制も、それ見たかと、こう言われると思つて別に答弁されることをよしにして、純理論的に考へてどうですか。それは少なくとも後者のほうが正しいでしょう。どうですか、大臣。

○國務大臣(高見三郎君) これは選任方法でありまして……

○宮之原貞光君 選任の方法を聞いておるんです。直接選挙するといふことと、それから地方住民の意思を反映して、それを十分生かして教育委員を選ぶといふ現行法と、制度の上の是非については御議論のあるところは、私も承知をいたしております。承知をいたしておりますけれども、すでに法改正後十三年間定着をして今日に至つておる。これは今度の沖縄の返還に關して、少なくともこの論議を繰り返すべきものでは私はないといふ感じがするものであります。

○宮之原貞光君 少なくとも教育行政上二つのカテゴリー、これを考へてくらなさい。政治的な思惑は別にすれば、少なくとも教育について私はこれが正しいと思ひます。どうですと住民に訴えて教育のことをつかさどるということが、より民意が反映をし、また不当な公権力の圧力といふものを排除できるというものは、これは当然じゃないですか。それをやっぱりあんな、否定されませんか。

ままでの御意見を聞きながら、これは御経験を生

かしての御議論だと思えますけれども、どうもそのまま私賛成できないかと、かように思っております次第でございます。

○宮之原貞光君 それは、その当事者の総理ですからね、強引にきめてきたのはね。それがここで反省しますと言うことは、それこそ首が吹っ飛びますから、それはあなたこんりんさい、心の中で思われても、言わないでしよ。しかしですね、総理、少なくともあの教育委員会法というのが強引にきめられたと、あなた、事がないと言わなければならない、教育の問題が政争の具にされたという年というのがあります。常にあなた、トランプの対象になってきているじゃないですか。それはみんな君たちが悪いんだと、こう言いたいでしょう、あなた。そうではないですよ、やはり。問題はやはりそのところにあるんですよ。そのことを沖縄の県民はよく知っているだけに、これはやはりこのままの適用というものは困るんだと、そう出てくるのは当然じゃないでしょうか。そういう心というのをあなたとはひとつも理解しないでもって、ただ沖縄とこれと離せと、こう言われたって、これは論理的なあれも成り立つてこないですよ。教育というものをこう考えてごらんないさい。お互いに謙虚に反省してみましようじゃないですか。そうした場合には、教育のあり方という問題についてはたいへんな問題がある。いみじくも、たまたまここでの論争は沖縄の公選制の問題ですけれどもね、公選制の是非の問題に端的にあらわれているんですよ、教育のあり方の問題が。だから、この点を私はやはり明確にして、次のところに移っていきたいと思えます、時間がありませんから。

次は、角度を変えて、沖縄の経済開発の根本問題についてお伺いをいたしたいと思います。政府は来年度を初年度としますところの十年計画を沖縄経済開発の方針で定めて、各省から二千九百九十五億と、こういう予算要求をされておるようですが、大蔵省にですね、まあ、これだけの予算要求されるには、おそらくそれぞれの各省なりの

構想というのがおありだと思ふ。しかし、構想はどうですかとお尋ねしますと、はね返ってくるところの答えは、それは新しい知事がきめてくるんですよ、こうお逃げになるでしよから、そこは尋ねませんが、角度を変えて、こうお聞きしますよ。

これは、いままでの答弁の中で、政府は——これは山中大臣にお聞きしますが、沖縄の長期経済開発計画、これはまあ尊重してやりたいということは何回も言われておったんですがね。この中身の問題について——尊重されるという中身の問題について、私は具体的に聞きたいと思えます。たとえば、開発計画は、八〇年には人口九十九万から百九万とするという前提に立って、所得を三・七倍にするとか、あるいは県民一人当たりの所得を三・三倍にするとか、ずっとこう出しておられます。あるいはまた、産業構造の問題にしても、第一次産業四・八％とか、第二次産業三六・八％とか、第三次産業五八・七％に持っていくと、こういう構想があります。そのことについてどういう政府としての所見があったら申しますか、その構想についての所見があったら申すお聞かせを願いたいと思えます。簡単によろしゅうございませう。

○国務大臣(中山貞則君) これは、人口問題などは、私が一番心配しております人口流出、これをどのように食い止めていくかという経済政策の問題、沖縄の未来図の設計の問題に関係がありますので、まあ国勢調査をこし初めて戦後沖縄でやったんですけれども、私どもが考え、琉球政府が考えておりましたよりも、やや伸びが鈍っております。九十五万を割っております。この点は非常に心配をいたしておりますが、やはり沖縄が人口もふえ、そうしてふえるには、沖縄から流出しないで済む島になるということのために、全力を尽くしたいと思えます。

所得の増加の目標、あるいはまた二次産業のウェイトの増加、あるいはいびつな形で発展した三次産業の地位を少し低下させる、あるいは一次産業はやや従事者を少なくして所得をふやす、そう

いう考え方の基本は前提として、一応私はその線を尊重しながら進める具体的な考え方であらうと思えます。

○宮之原貞光君 その計画の、いわゆる土地利用の基本構想ですね、十年後の。これを見ますと、本島の北部と先島の一次産業はどうする、二次産業はと、ずっとこう計画が出ています。この青写真については、一体どういう見解ですか。これで正しいと、これでいいと、こういうようにお考えですか、どうですか。

○国務大臣(中山貞則君) その具体的な問題も、沖縄本島において軍事基地というものを、まあ念頭から一応、十年後にはもうなくなるんだと、経済依存度も、軍事基地の収入はゼロと考えて、依存度はゼロと考えていいという、そこらのところが、私たちはちよつとそこまで長期計画を前提として作業をしていかどうか、そこらのところが、まあ安条条約を認める立場と認めない立場との違いもありましようが、私たちとして、十年後には全然ないということ前提の経済開発計画というものはちよつと書きにくいのではないかと。しかしまあ、方向としては、その方向に縮小整理されていくべきものである。これはたびたび申し上げておる通りであります。

○宮之原貞光君 そうしますと、あの長期経済計画は、若干の問題点はあるけれども、あの開発計画の実現に政府は積極的に協力していきたい、こういう考えかたというふうに理解してよろしゅうございませう。

○国務大臣(中山貞則君) この作業をやった諸君と、私は、これを前にして、いろいろな意見を交換しましたが、非常にまじめに熱心にこれを作業しているんですね。私はその熱意に非常に打たれてまして、やはりこの作業というものの内容も、これだけの純真な作業の上に積み立ててあるわけでありまして、現実的でややむずかしい問題等については今後相談していきながら、なるべく尊重していくという気持ちでおります。

○宮之原貞光君 これは大蔵大臣にお聞きいたしますが、この計画でいきますと、大体財政上から考えてどれくらい投資と申しますか、そういうものになるのか。特に重要なポイントは、公共事業をどれくらい積極的にやるかという問題、いろいろな財政上の問題点があると思うのですがね。この財政上の問題から見て、あの計画をどういうふうに見ておられますか、大蔵大臣。まだ大蔵大臣のところまで来ぬのですか。来ないとなれば、これは山中大臣が大蔵大臣になるわけじゃないですか、金の裏づけがなければ何にもならぬわけですからね。どうなんですか、まだその問題については真剣に大蔵省として検討されておられるのですか、ちよつとお聞かせ願いたい。

○国務大臣(水田三喜男君) 産業開発の問題は、いろいろな方面からこれから総合的に検討されると思えますが、沖縄については、私はやはり何をいっても産業開発の基礎が工業用水の確保であるというふうに考えています。したがって、開発を中心にしていろいろな経費の要求も、沖縄についてはほとんど大部分がやはり工業用水に関する問題が多いというのが現状でございますので、この水源の調査ということ、工業用水の事業費——事業費も二十億以上のいま要望が来ておりますが、沖縄において来年度私どもが産業開発に關係して予算的措置を重視すべき点は、やはり工業用水確保に關する一連の問題の費用ではないかというふうに考えております。

○宮之原貞光君 この開発公庫に対してはどれだけ出資をするという腹つもりですか。これはだれにお聞きしたほうがいいのですかね、山中山さんですか、それともやはり大蔵大臣の話を聞かなければ、これはから手形になりますね。

○国務大臣(中山貞則君) これは、私はいま予算要求しているわけですね。一會計から百五十億並に別に九億ありますから百五十九億、他の借り入れ金等で大体六百億台の新たな事業資金として活用できるように考えておりますが、何ぶん法案も衆議院段階で継続になってしまいましたが、予算はすぐきめなければならぬ目の先に迫って

おりますので、非常に苦境に立っておりますが、なるべく大蔵省の協力を得たいと思っております。

○宮之原貞光君 大蔵大臣はいかがですか、これはやっぱり大臣のから手形では困りますから、どの程度考えておるか、まあ何も額を聞きやしません、前向きで考えられるかどうか、ちょっとお聞きしておきたいと思ひます。

○国務大臣(水田三喜男君) 御承知のように、いま沖繩の予算も査定の中でございまして、できるだけ実情に沿った予算の計上をしたい、いま編成の最中でございまして、まだ金額ははっきりいたしません。

○宮之原貞光君 非常に抽象的な、しかもとらえどころのない答弁をされるのは、非常に困りますね。これは現地の皆さんはおそらくがっかりしておられるんじゃないかと思ひますが、それは別に、通産大臣にお聞きしたいと思ひのですが、これは私が指摘をするまでもなく、沖繩は、第一次産業が所得の面では九割、第二次産業が一八・七割、第三次産業が七二・一割、典型的な基地経済ですね。それを、先ほど私がお聞きいたしましたところの一九八〇年に第二次産業を一気に三六・三割に持っていくといたしますと、これは実に年間二・二割の生産所得を上げていかなければ追いつかぬわけですね、こゝまでにはね。そのためには、私はこれはもう沖繩の開発というのは工業開発を重点に持っていく以外にはここに達しないと思ひます。また事実、開発計画を見てみますと、戦略産業の開発というふうな名前を打って、重化学工業に重点を置いておりますね。私は、この構想は、かつては本島でたどったところの道、言うならば、新全線でもきびしく批判をしておられるところの拠点開発方式というものがそのまゝ、私はこのまゝの計画でいくならば、沖繩で踏襲されていくとしか——この計画から見れば、考えられないのですよ。十年後には第二次産業をそこまで持っていくというにはね、そういうようなことにしか考えられないのです。

言うならば、本土の高度経済成長政策の沖繩版がこの開発計画の一番ポイントであるのではないかと、一つ一つの心配点を持つのですが、どうなんですか、この点は、通産大臣は、できるだけ簡単にひとつお願いします、時間があるから。

○国務大臣(田中角栄君) 現在九割近い所得比率をあげておられる人口比率が三八・九割、この十年後の二次産業比率を本土並みにするというのでありますから、三九割近い一次産業の人口比率を二〇割くらい二次産業に移さなければならぬといふことになるわけでございます。本土の四七・三割に対する三次産業の人口比率は四六・五割ですから、これはもう一ぱいだと思います。そうすれば、一次産業比率を二次産業比率に移すというところではないわけでありまして、しかし、その内容の問題でございまして、いままで本土が重化学工業中心でございまして、ですから、公害問題等いろいろなものが出てきているわけですから、このまゝのものを沖繩に持っていくわけですか、これは沖繩の地理的な条件、また沖繩の特性等から考へて、本土と同じものというふうには考へておりません。知識集約産業にだんだんと本土が移っていくかなければならぬと同じように、方向としてはそのような方向でなければならぬといふことが一つ。もう一つは、労働力が豊富でございまして、知識豊富な労働力を前提とした企業というものを考へなければならぬ、このように考へております。ですから、比率で見ますと、本土のようなことではなく、八〇年に大体既存企業の三倍に当たるものが工業出荷額として予定されておるわけでありまして、その状態を見まして、石油化学や石油精製、鉄鋼、造船、アルミというようなものは比較的小さいものでございまして、機械工業とか二次加工工業とかいふもの、いわゆる労働力の集約的なものというふうな新しい二次産業形態というものを考へております。これはすぐどのようなものかというわけにはまいりませんが、計画を立てるときに、この沖繩に適應する企業というものを計画をし、推進をしていくといふことになるわけでございます。

○宮之原貞光君 通産大臣は沖繩に「計画を立てるときに」と、こうおっしゃっているますけれども、先ほど山中大臣から代表して言われたように、あの長期経済計画を一応尊重するといふことになりまして、あれはあんな話とだいたい違ふんです。少なくとも、戦略産業と名を打って、石油コンビナート地帯をここにこにつくって、これを重点にしてこつて上げるのだと、こゝう出ているのです。そういうものは尊重するといふながら、いま通産大臣の話を聞きますと、あれは小規模にしていわれる沖繩に適用したところの二次産業を起したいといふことだと、あの長期経済計画と私はそこが違ふと、こゝう思ふのです。そこあたりを、いまから計画を立てるつたて、御承知のように、もう沖繩はどんどん進んでおるで、石油資本の進出を見てごらんないさい。カルテックスの問題、ガルフの問題、エッソの問題、あるいは三菱グループの問題、アラビヤ石油の問題と、あの東海岸にたいへんなこれは石油産業の進出じゃありませんか。日本で有名な石油化学工業のコンビナートができようといふことで、もうすでに既成事実が発生してどんどん進んでいるでしよう。これはあとから環境大臣にも聞きますけれども、いわゆる公害の問題にも具体的な問題になつてきておるんです。そういうように、片一方ではどんどん進んでおるのに、これは、あなたがこの間参議院の本会議で答弁された、今後の日本経済構想を変えていくんだと。そしてやっぱり知識集約型の産業形態に持っていくんだ、それを沖繩にやるんだという衆議院での答弁などを見ますと——事実は違つた形でどんどん進んでいるんですよ。一体このそこはどつちですか、そこをひとつ具体的に説明をお願いしたい。

○国務大臣(田中角栄君) この計画に対しては、沖繩県知事が、地元の要請を受けながら、適地、適正な二次産業計画というものをつくつてくるわけでございます。しかし、それが出来ないうちは全然想定する数字もないのかといふことでは困りますので、琉球政府は一応の数字を試算しておるわけでございます。この数字のとおりになるかならないかといふことでございまして、まず想定される数字は、石油精製が八〇年において四億三千二百萬ドル、石油化学が九千九百萬ドル、鉄鋼が六億六千萬ドル、造船が九千五百萬ドル、こゝういふ数字をきちんと出しているわけでございます。なお、二次加工にして、アルミ精製が八千七百萬ドル、機械工業にして三億八千四百萬ドル、合計十八億七千六百萬ドル、既存事業の六億八千萬ドルに対して大体三倍といふことでいま計算をしております。これはやっぱり予想数字を持たないでスタートするわけにはまいりません。しかし、計画経済でもつてやっておるわけではありませぬから、一応の計画でスタートはいたしますけれども、適切な行政指導も行なわなければならぬ。特に公害問題といふことがありますので、これらの問題に対しては、まあ計画を立てるのが地元の知事でございますから、もちろん公害を前提とした事業などを計画しようとは予想いたしません、地元との調整が可能なものといふことで立案をしてまいります。しかも、それを最終的に決定するときには、審議会でも十分検討して、あなたがいま御指摘になられたような理想的なものに近い産業形態というものをなるべく努力をしてみたいといふことは事実でございます。いま金武鴻とかそちらにそういう拠点を見るときには、アルミ工場がすでにボーリングをしておるとか、埋め立てが始まつておるとか、このまゝ無計画に進んでいったら本土の現在と同じような道を歩くおそれがある、そういうことのないように十分調整権を發動してまいるといふことでございまして、理想に近いものを考へる、考へるだけではなく、実行してまいらなければならぬと、こゝう考へておるわけでございます。

第十八部 沖繩及び北方問題に関する特別委員会(第六十七回国会閉会後)会議録第一号 昭和四十六年十二月二十八日【参議院】



○宮之原貞光君 だから、そこなんです、私の聞いているのは、最初に聞いたところの経済計画、琉球政府の発表した。あれをあのまま踏襲されちゃうと、これはあなたの答弁とだいぶ違ったイメージになっちゃうんですよ、構想と。少なくとも、あなたが衆議院でおっしゃったところの日本全体の第二次産業の未来図をひとつまず沖縄から立てたいと、あるいはまた知識集約型の産業をひとつ沖縄に持って行ってやるんだという、いままちよつと述べられたけれども、そういう構想をお持ちなら、やはりその点は、日本と同じような道を歩んだことに対しては、それこそ行政指導の面で、ただ沖縄の持つべきものは無条件にいんじやなくて、そういう面ではこういう点があるんじゃないかと、そこを適切に指導をやるのがあなたの方の仕事じゃないですか。それをしないで、いま現地では例の石油工業地帯がもう野放しのかつこうになっているでしょう。だから、公害という問題も具体的に出ておるんですよ。だから、私は、その点をやはり通産大臣は、そういう答弁をされるなら、もつとやはりこの面についてはインシヤをとった形で、沖縄の第二次産業の形態をどうするか、このことをしない限り、私はかつて日本がいままで歩んできたところのものの沖縄版では困るんです。これは沖縄の人々の将来にとっても困るんですから、そこをやはり明確に私は政府としては指導方針をきちんと立てていただきたい、この点だけを申し上げておきたいのであります。なお大石長官は、先般のこの委員会でも、緑と太陽と、まあ海の沖縄ですか、得々として公害がないんだということを宣伝されてましたけれども、すでに東海岸あたりは公害の問題が具体化しつつあるわけですよ。特に石油産業コンビナート地帯、コンビナートのこの公害の問題というものは、もう四日市とかの例を見るまでもなく明確でしょう。だから、いましてこの問題に対処するところの具体的な強力な手を打たない限り、また手おくれになってしまふと思うんですが、こうしたい、こうしたいという夢じやなくて、いまの

公害問題についてこうするということがあるなら、ひとつお聞かせいただきたい。

○国務大臣(大石武一君) いままでに多少の汚染は出ておりますけれども、この程度にできるだけとどめまして、これ以上公害を広げないことが一番重大な問題だと思っております。その方策につきましては、先ほどの答弁で通産大臣が申しましたように、やはりいろいろな計画なり、立地の条件なり、あるいは誘致する業種の問題なり、あるいはいろいろな経済の発展の進め方のタイミングのとり方、そういうものを十分に考慮しまして、できるだけ公害をこれ以上広げないように努力することがわれわれの責任であると考えておる次第でございます。

○宮之原貞光君 先を急ぎますので、もう一つ私は工業開発と関連をして、水資源の問題についてお尋ねをしたいと思います。

これはやはり、沖縄の工業開発にとって一番大事なのは、この水資源の開発だと、こう思うんですがね。沖縄が多雨地帯であることは事実だけれども、また水もたまりにくいという条件があるから、少なくともこれは大事なんです。この問題について、いわゆる水資源の開発と——これは工業用水を主として私は言いたいんですがね。この問題について、私はやはり少なくとも積極的な施策というものを明らかにする必要があると思うんですが、実はこの問題とからんで、これは日本地域開発センターと琉球大学の経済研究所の共同の沖縄開発シンポジウムの報告書をちょっと見ますと、その中でこの問題はこう書いてあるのですよ。現在のところ水を開発し得るところの程度は毎秒五トン程度である、しかもその五トンがダム地点であっても二十五円ないし三十円かかるというのです。それを使用する場所まで持つてくると、トン当たり五十円はかかっちゃう。それはしかし、本土においては大体四円五十銭ぐらいでこれは使われている。一体本土政府はこの工業開発のために、この差額ですね、この水資源開発の問題について、この問題についてめんどう見て

くれるのだろうかどうだろうか、こういう問題が工業開発上の一つのネックになっているというような問題を報告しているのですが、私は、これが事実とすれば、先ほど大蔵大臣の答弁されたところの水資源の工業用水の確保という問題に関連をして、これは積極的な財政上の保証、この問題については、工業開発をやれという以上は政府としてはやってくれるのだ、こういうふうに理解してよろしゅうございませうか、通産大臣にお聞きしたい。

○国務大臣(田中角榮君) 沖縄は、御承知のとおり、降雨量は非常に多いわけでございますが、貯水をする施設が完備しておらないということでございまして、いまダムの築造等を行なっているわけでございます。いまの工業用水、現に予算要求いたしておりますものを申し上げますと、日量十万吨確保したいということでございます。この事業費は百十七億円でございまして、工業用水の負担分でございますが、この中で四十七年度予算要求額二十三億円、先ほど大蔵大臣が、二十億円の要求を受けておられますと、こういうことでありまして、これはもう大蔵大臣もちゃんと数字を覚えておりますから、満額配賦をする予定だと思っております。工期は四十七年度から五十一年度にわたるわけでございます。いま申し上げたように、コストを下げるために、基幹施設の補助率は一〇〇%、その他が七五%ということで要求いたしております。これは本土の工業用水に比べては相当積極的なものでございまして、このようなことを実施をしていくことが沖縄の工業用水を確保する道であり、二次産業比率を上げる根幹である、この予算は確保いたしたいという考えでございます。

○宮之原貞光君 時間がありませんので次に急ぎますが、次は第一次産業の基幹作物であるサトウキビの問題について山中大臣にお伺いしたいと思っております。まあ沖縄農業の特質はキビ依存型であることはもうだれしも否定できない。しかも、この形態を見ますと、キビにプラス基地依存産

業型とか、あるいはキビ・プラス・パイン型とか、キビ・プラス出かせぎ型というような形の農家形態なんですね。それだけに、このサトウキビに対するところの対策をどう立てるかということ、私は一番重要な問題だと、こう思います。その観点から私はお尋ねしたいと思っておりますが、まあ価格を上げますとか、あるいはその省力化をはかるとか、いろいろな答弁はありまじゅうけれども、私は、少なくとも一番この問題で大事なものは、一番の基本は、政府の積極的な国内産糖に対するところの保護政策をどうやはり前向きに打ち出すかということだと思っております。率直に申し上げて、現在の政府のこの国内産糖に対するところの対策を見ますと、常に従属的な立場にありまじゅう、これは。言うならば、砂糖はあり余っているんだけれども、お前たちを保護してやるんだと、こういう姿勢から一歩も抜けておらないのが、今日のこの国内産糖に対するところの私は基本的な態度じゃないだろうかと思っております。しかも、戦後の砂糖政策のいろんな経緯から見ても、いまあるところの糖価安定法とか、あるいは甘味資源特別措置法とか、あるいは沖縄産糖の特例法と、いろいろ出ておりますけれども、これらの法律を見ましても、これは直接に、いわゆるキビ産業労働者、キビをつくっているところの農民に対する保護とか、あるいは生産を立てていくというよりも、むしろそれをもとにしてつくっているところの国内産糖業者——国内産糖の製造業者ですね、製糖業者、それを保護するということに非常に重点があるというふうにかがえてしょうがないんですよ。これは。したがって、私は、そこを、少くともやはり糖価安定法やいろいろな問題を、せめて米並みとは申しませんけれども、米の例の食糧法の中の一基本の農家の生産所得というものを、相当やはりキビ価格の中にも安定を保障するんだという積極的な姿勢がない限り、なかなかこの問題根本的な解決がつかないと思っております。ただ糖価安定法にあるところの二十一条の「最低生産者価格」云々ということだけ

では、これはもうおさなりのものにしかならない。そこが私は、キビ産業に非常に問題点があったところだと思ふので、したがって、そこにメスを入れてやらない限り、私は沖繩の第一次産業開発——これは沖繩だけではありません、奄美の場合でもそう、あるいは熊毛の場合でも私はそうだと思うのでありますが、そのことについて積極的な私は方策をこの機会に考えなければならぬと思うのですが、一体大臣はどういうふうにお考えですか。

○国務大臣(山中貞則君) これは全体的な国民経済的な立場から見ると、よく日本の砂糖は関税、消費税で世界一高い砂糖をなめさせられているという批判が、いわゆる物価対策として経企庁あたりから絶えずあるのです。しかしながら、それらの外国産糖に対する措置をとることによって国内産甘味資源というものを保護しておるわけでありまして、沖繩が復帰いたしましたとき、やはり考えなければならぬことは、現在の買入れ価格は、なるほど生産者に対して、ことしはあくる日の日曜日に円を切り上げることがほわわわかっていても、円建てでもって買うこともきめてやりましてたけれども、しかしながら、問題は、生産者の段階における経済的な補償制度がない。やはりこの点が、台風常襲地帯、ことしのような干ばつ地帯というところにおける一番大きな生産農民自身の問題であらうと思ひますから、これについては積極的な検討をしてみたいと考へます。

○宮之原貞光君 とにかく私は、時間も来ていますから、もうそこはやめますけれども、この問題は、単に共済法とかいろいろなものだけじゃなく、現在の糖価安定法の中にやはり少しメスを入れていたかなければ、あまりにも米の価格と違い過ぎやしませんかと言ふのです。また、沖繩の実態を見ても、本土の稲作が十アール当たり二千四百四十円に対して、わずかに千三百七十円しかない。言うならば、四二・五%しかないのです。ね。ここにやはり今日のキビ産業の大きな問題点があると思ひますので、その点をひとつ、時間が

ありませんから多くを申しませんが、担当大臣は積極的に——ほんとうに沖繩の開発のためには第二次産業だけではだめでなければ、第一次産業の一番基幹であるところのこれをどうするのだというところの前進の姿勢もない。——同時にいま一つは、価格の問題について、いつかの委員会の席上で、奄美がこうだから奄美並みにしろという意見がありましたけれども、これはやはり生産コストがそれぞれ異なるのです。先鳥の場合、沖繩本島の場合、奄美の場合、種子島というぐあいには、これが当然、同じような安定法の中に入ってくるとするならば、複数価格制度というものが明確に私はとられていかなければおかしなかつこうになると思ふのですが、その点についてはどうお考えですか。

○国務大臣(山中貞則君) これは相当前から、沖繩が復帰いたしました後はあれだけの長い列島を一本価格で買入ということは問題があるというところで、ただいまのようないろいろな形の複数価格が考えられますから、そういう価格の制度のあり方を実行しなければならぬという検討を開始いたしております。

○宮之原貞光君 時間が参りましたからこれはやめますが、またほかのところでもやりましょう。どうもありがとうございます。

○委員長(長谷川仁君) 上林繁次郎君。

○上林繁次郎君 私は、ただいまから、総理並びにそのほか六大臣に沖繩の問題点と考へられる点をそれぞれお尋ねをしてみたい、こう思ひます。なお、いままで衆参両院の特別委員会を通じて特別問題点として取り上げられてきた問題は、これは何といつても核撤去の問題、そして基地問題、また公用地の暫定使用に関する問題、これらが特に重要な問題として取り上げられてきたわけでございますけれども、私は、沖繩の戦後二十六年、また戦争中も十分にございすけれども、その中で数知れない大きないろいろな問題が起きている。しかも、それはあまり表に出てきていな

い、あまり論じられていなかった。こういうような、論じられてはいないけれども、それが沖繩の県民の人権あるいは利益に大きくつながらる問題である、こういうような問題がまだ沖繩には山積されていくわけですね。そういう立場から、私はそういう意味を含めてこれから質問をさせていただきます、こう思ひます。

そこで、まず第一点は、国有地の問題、昭和十七年度の時点における沖繩所在の国有地の面積、これと現在把握されている沖繩におけるこの面積、この二点についてまずひとつお答えを願ひたい、こう思ひます。

○説明員(小幡琢也君) 沖繩にありますが国有地の問題でございますが、戦前の昭和十七年三月三十一日現在の国有財産台帳上の面積が三億七千八百四十万平方メートルということがわがほうでは判明しております。これに對しまして、現在米国民政府が管理しております面積でございますが、これは米国民政府の資料でございますが、これが三億八千二百萬平方メートルになっておりました、これは数量を把握した時点のズレによる違いでございますが、もうちょっと詳しく申し上げますと、米国民政府の管理面積といふのは、実は本島におきまして戦前の登記簿は一切焼失いたしました、また戦火によりまして相当地形も変容しております。そこで、米国民政府の布告に基づきまして土地所有権確認のための調査をしたわけでございます。これが、昭和二十六年の四月一日付をもちまして、各市町村長から土地所有権証明書というものが土地所有者と認定された者に交付されたわけでございます。国有地につきましても、同じように、日本政府を土地所有者とします土地所有権証明書、これが交付されまして、これは国有地を預かっております米国民政府、これが持つておりますので、米国民政府がそれによって、いま申し上げました三億八千二百萬平方メートルと、こういう数量を確認しているわけでございます。ただ、何ぶん

そういう土地所有権の確認作業でございますので、当然いろいろ測量技術の未熟の問題がござい

ますし、新しく數量をはかったわけでございますので、戦前の面積との間に誤差が生じている、これはまあやむを得ないことじゃないかと思ひます。

それからもう一つは、昭和十七年の国有財産台帳との違いは、日本の旧陸海軍が戦争末期におきまして買収いたしました旧軍用地というものがございす。いろいろございすので、ズレがございす。

○上林繁次郎君 そうしますと、今回沖繩から日本に返還される面積は、どの面積で決定されるのですか。

○説明員(小幡琢也君) 米国民政府の資料によります三億八千二百萬平方メートルでございますが、ただしこれは復帰後直ちに実地調査をしまして數量を再確認しなければいかぬと思ひます。それによりまして數量がずれるかもしれないんですが、一応これをもとにして引き継ぎを受けた、こういうふうにお考えをしております。

○上林繁次郎君 それでは、一応も二応もないと思ひますが、私が聞いたのは、今度返還されるその面積はどれで確定するのかというのを聞いたわけですね。ですから、そうすると三億八千二百萬平方メートルということですか、その点を明らかにしてもらうこと、それからその面積ですね、返還されるこの面積は何を根據にしてはじき出したものか、この点をひとつ。

○説明員(小幡琢也君) 引き継ぎを受けますのは、ただいま申しましたように、米国民政府の持つております三億八千二百萬平方メートルでございますが、宮古と八重山につきましては、登記所が残つておりましたので、これは登記簿による面積でございます。それから沖繩本島におきましては、十カ所の登記所が全部やられましたので、これは先ほど申し上げました一九五一年四月一日付の土地所有権証明書によって日本政府が所有者であると認定された面積でございます。

○上林繁次郎君 なお、それでは、その中にその面積を構成している内容ですね、どういふものが

含まれているかということ具体的に。たとえば河川敷であるとか、あなたがちよつとさつき言おうとした旧軍用地であるとか、そういう内容、それを並べてみてください。

○説明員(小幡琢也君) この中に含まれておりますのは、一般会計、郵政事業特別会計、国有林野事業特別会計の所属の国有地、これは昭和十七年三月三十一日現在の台帳面積にも含まれますが、そのほかに旧陸海軍のいわゆる旧軍財産、これが千二百五十二万四千平方メートル。それから旧河川敷とか道路敷というふうなもの、これは公共物でございまして、戦前は台帳に登録されておりましたが、これは公共物の用途を廃止しますと台帳に登録するといふふうになりますので、こゝに旧公共物が二百九十万平方メートルございまして、そのほかいわゆる雑種財産、これがいろいろございまして八十七万三千平方メートルでございます。

○上林繁次郎君 それじゃ話を變更しまして、今度は農林省ですがね、農林関係、いわゆる山林、これはどういふことになっておりますか。やはり昭和十七年現在とそれから現在とは、どういふふうに変わつてきておるのか。

○説明員(松本守雄君) お答えいたします。

昭和十七年の三月三十一日付の時点の国有財産台帳によりますと、国有林が三万七千七百九十ヘクタールでございまして、一方、これは戦後におきましてこの台帳面積を使つておりますが、米国の民政府の資料によりますと三万六千五百三十ヘクタール、その間千二百六十ヘクタールの減少の差がございまして。

○上林繁次郎君 そこからでけつておりますがね、もう一度最終的に農林省の——幾らの差と言いましたか。

○説明員(松本守雄君) 千二百六十ヘクタールでございまして。

○上林繁次郎君 そろそろとね、昭和十七年度の面積が三億七千八百平方メートル、これには旧軍用地も、道路敷、河川敷、あるいは海岸線、こゝに

うものは入つておらなかった、こゝにいうことですね。現在の面積にはこれらが入つておると、こゝにいうわけですね。そろそろとね、さつきおつしたたかもしれませんが、現在の返還される面積ですね、この中には、旧日本軍の強制収用した土地、これは幾らとおつしたたか、何かさつきおつしたたかような気がしたんだけれども、もう一度言つてください。

○説明員(小幡琢也君) 返還するおつしやるのは、A表、C表の話でございまして、C表の話でございまして。

○上林繁次郎君 旧日本軍による……。

○説明員(小幡琢也君) 先ほど申し上げましたが、旧軍財産は千二百五十四万平方メートルでございます、そのうち返還されるものでございまして。

○上林繁次郎君 それでいいですよ。だから、その返還される中に旧——旧といふのは旧日本軍によつて強制収用されたその土地はどのくらいあるかということですね。

○説明員(小幡琢也君) それじゃ、先ほど申し上げました千二百五十四万平方メートルございまして。

○上林繁次郎君 そろそろと、ただいま報告された昭和十七年度における面積と、それから現在の面積、いわゆるアメリカから返還になる面積ですね、これとの間には差が出てくるわけですね、差が出てくる。これをちよつと計算をしてみても、さきか、どういふことになるか、差し引きしてですね、全部ひくくめ。

○説明員(小幡琢也君) 差し引きいたしますと、昭和十七年現在の差は千二百六十五万平方メートル、この台帳面積が少なくなつております。それからその後におきましては、逆に、これはまあ当然でございまして、千六百二十九万七千平方メートル多いわけでございますから、差し引きいたしますと三百六十四万七千平方メートル米民政府の管理面積のほうにこちらの台帳面積よりも多くなつております。

○上林繁次郎君 もう一度言つてください。

○説明員(小幡琢也君) 千二百六十五万平方メートルの減と、それからその後の——十七年以後のもののが逆に千六百二十九万七千平方メートルに多くなつておりますので、差し引きいたしますと、全体で三百六十四万七千平方メートルだけ米民政府の管理面積が多くなつております。

○上林繁次郎君 そろそろと、私はちよつとおかしいと思つて、その辺のところ。といふのは、昭和十七年には三億七千八百平方メートル。それから今度返つてくるのが三億八千二百平方メートル、そうすると、これは旧軍用地が——旧日本軍によつて接収されたこの用地が入つておるわけですね。そうすると、旧日本軍によつて接収された用地はどのくらいあるかと言つたら、千二百五十万平方メートルと書いてある。それは昭和十七年の時点では入つていないわけですね。入つてないといふことは、これをそれに加えた場合——昭和十七年現在に千二百五十万、これを加えると、そうするとどうなりますか、そこだけはつきりしてくだ

○説明員(小幡琢也君) これは実は、国有林野事業特別会計に属する国有林野の面積が、昭和十七年三月末現在の数字がすでに千二百六十三万九千平方メートル。要するに、十七年の国有財産台帳面積に比しまして、米民政府が管理しております国有林野の面積が現在千二百六十三万九千平方メートルも少なくなつておる、そういうことによるものでございまして。

○上林繁次郎君 そろそろと、まあ大体びつたりだといふことですね、そろいことになつてますね。すいぶんうまい数字を合わせたんだといふふうにおもひますがね。そろするとびつたりだ、これじゃ文句のつけようがないですよ、この面では、びつたりだから。それじゃ、農林省からいまこゝだといふ説明があつたんだけれども、それじゃ農林省はそれはどういふ経路によつて、その差といふものを確認してきただけですか。正式な文書なりそういうものがあるわけですか、農林省

は。

○説明員(松本守雄君) 農林省といたしましては、この差につきまして、まず沖縄本島の北部に国有林がございまして、その差が約五百五十七ヘクタールでございます。それから、もう一つの差は西表島でございます。これが七百ヘクタールばかりでございます。端数は省略いたしますが、その西表の差は戦前、昭和十七年のときに測量をいたしまして面積訂正をいたしております。米国の民政府で使つております土地台帳、そのほうはその面積訂正をしておらなかつたといふための差が七百ヘクタールでございます。それから、本島のほうの五百五十七ヘクタールの差でございますが——これは戦争中でございますが、非常に戦争のあとで、土地台帳、それから公図、そういうものが焼けたといふことで、いま大蔵省からも説明がありまして、再測して認定を直してありますが、それとまた戦後の、測量の機械もない時代でございます。技術も十分でなかつたといふことのために、そういう差が出てきたといふこと

から、国有林につきましては演習場として接収をされておつたといふことから、演習場内への立ち入りができなかったといふこともありまして、五百五十七ヘクタールの差が出たといふことによりまして、返還の時には十分調査をいたしまして、それを確定しなければいけないといふことでも考えております。

○上林繁次郎君 私がお尋ねしたのは、農林省がそのようにつかんだといふ、まあいふならば根拠——正式にそういう書類なり何なりによつて、そろいしたものを確認したのか。少なくとも三億八千万平方メートル——これは返つてくるわけですからね。その中の一部で、いまあなたの言つたのは、少なくとも見積もつておるわけですね。その中の一部だ。だから、そつたとするならば、農林省に対していまあなたが言つたような何か資料、正式ないわゆる報告がきておるのかといふことですね。どこからそ

ういったことを——あなたは説明したけれども、私の聞いたのは、説明をしてくれというのではなくして、そういうふうにつかんだ根拠は何かというのを聞いておる。正式な文書なり何なりがきいているかと聞いておる。

○説明員(松本守雄君) お答えいたしますが、沖繩の国有地につきまして全体を調査したことではございませんが、昭和四十六年の六月二十五日から十日間、林野庁から二名、管林局から一名を派遣いたしまして、主として琉球のほうからいろいろ聞き取りをして、そういう実態を聞きだした結果、以上の差が出てくることになっております。

○委員長(長谷川仁君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(長谷川仁君) 速記を起こして。

○上林繁次郎君 私は、しつこいようだけれども、これから国有地についてきかちとしていかなければならないので、正確なところを聞かしていただきたいということで質問しているわけです。そこで、あちこちへ調査員も入れた、いろいろとこうあれしてつかんだんだと、こういうことですよ。だからこれは確実なものである——その数字が確実だとは言えないわけですね、いずれにしても、ですから確実なものではないということだけを、ひとつはつきりしておいてもらいたい。いまあなたがおっしゃった数量、いいですか。確実なものときめていいんですか。

○説明員(松本守雄君) いま持っております資料によつて判断いたします限りでは、まあ一番確実な資料である。これは測量というものは機械によりまして、その技術によりまして同じ土地を測量しまして若干の差が出てまいります。周囲測量の場合には全体の距離でございますが、その距離に對しましてトランシット測量の場合には百分の一の面積限界がございます。ですから、必ずしもびたり一緒になるというところは、技術的にもないわけでございます。いまつかんでおります数字は、現時点では一番正確な数字である、このように判断をしております。

○上林繁次郎君 それじゃ農林省のほうはそれくらいにしましよかね。で、これは私がいろいろと皆さんから聞いた結果は、そんなふうな千二百五十万平方メートルたり差引きして合つちやうな数字という話じゃなかったんだね。ですから、そうだとすると、その昭和十七年現在と今度返つてくる面積と差引きすると、そうすると現在のほうが多い。多いけれども、十七年度は旧日本軍によつて接収された千二百五十万平方メートルが含まれていないのですから、これが含まれると八百萬平方メートル返還になるのが足りなくなつてしまふ、こういうことだったわけなんですよ。ところが、うまく合つちやうな数字だ。どこでどういうふうに変つてきたのか知らないけれども、そこでそれじゃ、それで合わしたら合わしたでいい。じゃそこで、それでは、先ほど説明があつたのだけれども、アメリカから返還されるこの現在の面積、これは道路敷、河川敷、それから海岸線、これも全部入つていると、こういうわけだ。三億八千万の中にとたとえただけでもそれは入つていっていることですよ、そうでしょう。入つていゝ。もう一度はつきりしてください。これは全体で幾らになりますか。

○説明員(小幡琢也君) 旧道路敷、旧河川水路、海浜地等合算して約二百九十萬平方メートルが入つていゝわけでございますが、いづれも用途を廃止した河川水路で、河川水路そのものではない、いゝません。それから海浜地等、海浜地も管理可能な海浜地です、いわゆる公共物ではございませう。したがつて、旧公共物と申し上げたはうがいゝかと思ひますが、こういう公共物の用途を廃止したものは、国有財産上は台帳に登録する、こういうことになっておるわけですので、こういうものを合計いたしますと二百九十萬平方メートル、これが先ほどの総面積、三億八千二百萬平方メートルの中に入つていゝわけでございます。

○上林繁次郎君 そこで、そうしますと、少なくとも昭和十七年の時点では道路敷、河川敷、海岸線——私はその三つにしぼりまじやう、この三つ

は入つてないということですよ、ね、それでしょ。そうすると、その数量は十七年——十七年といふよりも十七年現在で載つてないんだから、それだけ差引きしなかつちやうなわけですよ。あるいは昭和十七年度には載つてないんだから、それは載せなかつちやうな、その数字だけは、それで、差引きした場合にはどうなりますか。

○説明員(小幡琢也君) お手元に差し上げた資料をちよつと見ていただきたいんですが、昭和十七年現在におきましては、千二百六十五萬平方メートルで三角になつております。それからその後増加した国有地でございますが、旧軍財産が千二百五十二萬四千平方メートルでございますから、十七年……

○上林繁次郎君 ちよつと待つてくだされ。私の言つてゐるのは、三億八千万の中に道路敷それから河川敷、海岸線、そういうものが現在の三億八千万の中にあるわけですから……

○説明員(小幡琢也君) 入つてございませう。

○上林繁次郎君 その内訳はどうだということを開いたわけですね。

○説明員(小幡琢也君) ですからそこに……

○上林繁次郎君 それでその面積は全部で……

○説明員(小幡琢也君) 二百九十萬平方メートルでございます。

○上林繁次郎君 二百九十萬……

○説明員(小幡琢也君) はい。お手元に差し上げた旧公共物というところがございますが、それが二百九十萬平方メートルでございます。その中にいま申し上げました旧道路敷とか旧河川水路、これが入つておるわけでございます。

○委員長(長谷川仁君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(長谷川仁君) 速記を起こして。

○上林繁次郎君 じゃあね、少なくともこの二百九十萬平方メートルというものが昭和十七年現在で載つてなかつたんだからね、載つてなかつたんだから、それだけ足りないということなんですよ。さつきうまく合わしちやうなから、あれを

ね。あれでは旧日本軍の強制収用したその土地については、千二百五十萬は農林省のほうが少ないとあけられてゐるんだというので、それでびたり合つた。合つたなら合つたでいい。だけれども、いま言った道路敷とか河川敷とか海岸線といふのは、こんな二百九十萬なんていう数ではないはずなんだ。はずなんだけれども、だけれども、一応さうだとして、二百九十萬は不足になるので、不足になるのです。幾ら頭かしげたつて、そうなるでしょう。昭和十七年に入つてないので、入つてなくて三億七千万になるのだから。それ全部ね、ですからいいですよ。——計算してみなさいよ、あんだ。

○説明員(小幡琢也君) ちよつとお手元のあれをもらひたいのでございませうが、昭和十七年末の数量の違ひは国有林野が主体でございませうが、現在少なくなつておるから、千二百六十五萬平方メートル。

○上林繁次郎君 少なくなつてゐるというのは何だい。

○説明員(小幡琢也君) 少ない……

○上林繁次郎君 昭和十七年のときは三億七千万でしよ。

○説明員(小幡琢也君) はあ、それはですね、先ほど申し上げましたように、土地所有権証明書というものをですね、これを発行したその面積を民政府が把握して管理面積にしてゐるわけでございますから、国有林野につきましても、先ほど林野庁長官が答弁いたしましたように、所有権証明書のない——漏れてゐるものですね、こういう林野がたぶんあるのじゃないかと、そういうことでございませうが、私の申し上げてゐる米民政府の資料でございますが、この資料は土地所有権証明書が交付されてゐる国有林野だけをあげてゐるわけでありまして、先ほど千二百萬と千二百萬で偶然合つたではないかとおっしゃいます、これはたまたまそういう所有権証明書を出されてゐる国有林野の面積が少ないものですから、千二百六十三萬九千

平方メートル——一方、昭和十七年以降に日本側が取得した旧軍財産が千二百五十二万平方メートル、千二百万というところが合っているわけでございます。それがふえているわけですから、そこで大体とんとなつて、そのほかにブラスとして昭和十七年当時なかった旧公共物が二百九十万、それからその他が八十七万三千、合せて大体四百四十万平方メートル近くある、全体が四百四十万近くにある、そういうことでござい

ます。

○上林繁次郎君　ですからどうも、その辺のところが合わないんですけれども、それでそういうものをひっくり返して三億八千万が出てきているわけでしょう、現在、そうでしょう。だからその差額は、いまあなたが言ったように、昭和十七年度においては三億七千万がし平米でしう。——どうもしょうがないな、これは、それじゃちよつと休憩してくださいよ、これ、わからないよ、休憩してくださいよ。(時間がなから)と呼ぶ者あり)時間がなくなつて、これは、はっきりしなければしょうがないですよ、そこが問題なんだから。

○説明員(小幡琢也君)　その資料をちよつと見ていただきたいんですが、これは台帳面積のところは三億七千八百万、全体で四百四十万平方メートルふえているわけですよ。

○上林繁次郎君　休憩して、そして話し合えばよくわかるでしょう。

○説明員(小幡琢也君)　ですから、資料をお渡ししているわけですが……

○委員長(長谷川仁君)　ちよつと速記をとめて。

【速記中止】

○委員長(長谷川仁君)　速記を起して。

○上林繁次郎君　それでは話を交えましょう。いずれにしても、私はいままでこういうことを言ってきたというところは、それはどうつじつまを合わせたか知らないけれども、少なくとも私が調べた範囲では二千九百万平米少なくなつてくるんだという、こういう見通しであつたわけだ。もしそ

うだとするならばこれは重要問題だ、返還される国有地が減っているのだから、これは重要問題だ。その辺はたださなければならぬということだ。いま話をしてきたわけですよ。ところが、その辺のところ、いままでずうと政府の方たちを呼んで聞いた、その中から計算すると、二千九百万から足りなくなつちやうのが、何となくほぼ同じくらいの数字になつてきた。そこで、それじゃちががあかないので、それでは絶対に、このアメリカ施政権下においてアメリカが管理をしていた日本の国有地、これは絶対になくなつてないという保証がありますか。これは大臣からひとつ。

○国務大臣(水田三喜男君)　昭和二十二年ですから占領直後でございますが、そのときに石垣島で三十五万平方メートルぐらゐる細かな旧所有者にこれを返した、これは有償ですが、返したというものが三十五万平方メートル石垣島にあるという例が一つあるだけで、そのほかに別に管理中どうこうしたというものはございせん。

○上林繁次郎君　それじゃそれは石垣島ですか、石垣島の何となくところですか。何というところ、内容をもう少し詳しくしてくれませんか。

○説明員(小幡琢也君)　石垣島の旧大浜村でございますが、平得飛行場、旧軍の平得飛行場で百二十一件、それから同じく白保の飛行場で二十七件、合わせて百四十八件、三十五万三千平方メートルでございます。これは当時の八重山軍司令官が経済命令を出しまして、特に旧所有者のうち、生活貧困である者に対価を取つて返したというところであります。もちろん、国有地の管理をしております民政府は、処分する権限はないわけでございますが、これは間違つた措置であつたこととしまして、さつそくその年の——この経済命令は四月でございましたが、その年の十月にすぐ訂正しまして、これを廃止するといふ命令を出しておりますけれども、すでに処分してしまつたものが三十五万三千平方メートルあるということでございます。まことに遺憾でございますので、さつそく外務省に通知いたしましたのでございます。

○上林繁次郎君　そうしますと、そのほかにはないということですか。

○説明員(小幡琢也君)　米民政府によく聞いたわけでございますが、国有地に関しては、これ以外にはないということでございます。

○上林繁次郎君　そうしますと、それじゃひとつ具体的に申し上げてみたいと思うのですよね、大臣。

これは、与那城というところがありますね、与那城村の伊計というところ、この約一万二千坪、この民有地は旧陸軍がいわゆる強制収用したところですよ。で、ここには山砲隊が一個中隊おつた。その陣地構築のために強制収用したわけですよ。これが一つ。それから、この沖縄決戦後だ、その後ここはアメリカの海軍通信基地となつた。昭和三十八年に米軍がその通信基地を、この地元伊計部落ですね、この地元の部落に復元補償と称して譲与しているわけですよ。で、ここには現在株式会社伊計観光ヘルスセンター、こういうものが建つておる。そうしてこれが地代を払つて借りておる。地代は部落へ払つておるわけだ。そこで、そういうふうに復元補償と称して譲与している。そこで復元補償というところについて、私はひとつまず正確な見解を聞かしていただいて、私はひとつまず正しく復元補償という観念でござい

ますが、これは土地の賃貸借をいたしまして、これは一般的な世論として申し上げますが、そこでそれを借りているほうがその土地に対して、一つの形質変更をする。そうしてその契約によりまして、もしその形質変更をした場合、その賃貸借契約が解約されると、そのものと借り主に対して、その形質変更したものを原状に回復させる。もし回復が物理的にできないというような場合に、おきましては、金銭でその補償をしてやる。こういうものが一応復元補償だとわれわれは考えておるわけでありまして。

○上林繁次郎君　そうしますと、これはひとつ外務大臣、いままでゆつくり休んでいただきましたので、これから本格的にお答え願ひたい。

そうしますと、復元補償、これはいふならば、旧陸軍が強制収用したというところは、これは国有地でございますよ。その国有地をアメリカ軍が復元補償として譲与したということは、これは復元補償ということにはならないじゃないですか。

○国務大臣(福田赳夫君)　どうも話を伺つておつて、わけがわからないのですが、復元補償というものは、貸している地主に金を、借りているほうが払ふんです。ところが、どうもお話を承つておると、逆に、借りているほうが金を受け取つておるようなお話なんぞございますが、そういうお話ですか。

○上林繁次郎君　そうじゃありません。よく聞いていただきたいと思います。あまり休ませ過ぎたから……いま局長が復元補償というところはこういうことですよ、アメリカのほうからこういうふうにするんですよ、これが復元補償というんだと、こつと言つたわけですよ。それで、私の言いたいのは、少なくとも国有地——国有地は、さつき大蔵省の理財局長が言いました。アメリカが日本の国有地を、これを無断で処分することはできない。これは国際法上、そのとおりですよ、そうでしょう。で、いままで使つていた自分たちの土地を、それを——国有地ですよ、さつき説明したでしょう。何回も言わざぬでございよ。国有地を自分たちがなくなるときに復元補償と称して地元にくれていたというわけですよ。だからそんな復元補償というのはいないでしようというのです。成り立たぬでしようと言つておる。一々こんなに説明しなければならぬですか。

○国務大臣(福田赳夫君)　それは、復元補償というふうにはアメリカが言つたかも知れん。これは違法な扱いであると、こういうふうには考えます。

○上林繁次郎君　それでは違法であると大蔵大臣が認めたのです。(外務大臣だ)と呼ぶ者あり)ああ、やっぱり大蔵大臣のほうがちよつと長かつたから。外務大臣、それは違法であるといふことで、のほほんとしておるわけにいかぬでしようが、少なくともいわゆる沖縄県民の、あるいは日本国民



の大切な国有財産、しかも国際法上アメリカといえどもそういふことはできない。日本の国有地をかつて処分するといふことはできない、こういふことになつてゐる。それをやつたわけですよ。

だからやつたといふことは、それは違法であるといふ大臣が認めた。違法である以上、このままほつておくわけにはいかぬでしょう、私はそう思う、違法なんです。あなた、はつきり違法とおっしゃつた。

○国務大臣(福田赳夫君) もし国有財産を復元補償の補償金に使つたと、代用したと、こういうことがあればこれは違法である、こういうふうな申し上げておるのです。ただそういう事実があつたかどうか、これは私はまだ存じておりませんでございませう。

○上林繁次郎君 あればですね。なくてこんな話をするばかりはないんです。あるから話をするんです。……じゃこれはあれですよ、琉球政府からね——いいですか。

○委員長(長谷川仁君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(長谷川仁君) では速記を起して。

○上林繁次郎君 ですから、このところが大事なんですよ。たとえこれが十坪であつても百坪であつてもね。国有地が国際法上違反であるといふ、アメリカがその違反をおかしてゐるといふことは、それは日本政府としても黙つてゐるわけにはいかぬ。先ほどもこういう例があると、一カ所だけあるんだといふことをおっしゃつたんですけれどもね。ここにもこういう例があるんだ、実際にこうなんだといふことを、具体的にいまお示しをしたわけですよ。この責任を私はやはり日本政府はとらなくちゃいけません。いんじやないか。ただアメリカの言いなりに協定四條の一項でその請求権は放棄したんだと、それでうそふいてゐるわけにはいかぬと思ふんです。それ以前の問題として、こういう問題が起きているといふことならば、当然これに対してどう処置しなきゃならぬかといふことは、おのずから国民の財産を守る

政府の立場で、やはり何らかの処置をとつていかなきゃならぬ、こう私は思うのです。この点はひとつどういふふうな外務大臣、処置されるのですか。

○国務大臣(福田赳夫君) もしさうな事実がありますれば、先ほどから申し上げておるとおり、これは国際法違反でございませう。違法でございませう。しかしその事実があるのかどうか、これをひとつ政府委員からお聞きを願ひたいとかうに存じます。

○説明員(小幡琢也君) 御指摘のは、与那城の現在ヘルセンターとして使つてゐるところじゃないかと思ひますが、これにつきましては、軍が解放したと稱しまして軍用地解放の敷地全減を、その辺の住民が借り受けて使つてゐるわけにございまして、民有地もありますし、国有地もございませうけれども、その国有地は払い下げたわけにございませう、これは貸してゐるということにございませう。

○上林繁次郎君 あのね、私はことばじりをするわけじゃないけれども、いつ売つたと言つたのですか。ずいぶん先走るのです、局長は。売つたなんて言わないでしよ。置いていつたのです、譲与したのです、譲り与えたといいことなんですよ。……あなた、あなたといふゆる——こつち聞いていないとわかりませう。あなたの言う、あなたは売つたと言つてゐる。売つていませんといいのだ。私は売つたと言わない。譲与だ、もうその辺から違ひぢやないですか、もうその辺のところが……あなた、そんな売つたなんて、あなたのほうで認識してゐるんだから……だからそんな人に答弁をしてもらつたつてしよがない。やつぱり外務大臣ですな。

○国務大臣(福田赳夫君) 売つたといふこと、譲り渡したといふことは、これは私どもの常識では同意齟齬に思ひますが、どこかに違ひがあらまじしよか。私の常識では、どうも同じしよに

響けてしよがないですが……。

○上林繁次郎君 それならそれでいい。ですから、それは何といふか、大臣の詭弁といふか、そんな譲与したのも売つたのも同じだなんて、そんなことを言つてゐるのを恥をかいちゃいますよ。私が言つてゐるのは、復元……もとへ戻すけれども、復元補償といふことで譲与をした、復元補償といふこと……復元補償といふのは、向こうから借りておるものぢやないですか、そこまで言つてゐるじゃありませんか。そんなことは常識で考えればわかることですよ。だれだつて。だから、私はあえて売つたんだとか何だとかつていうことを言わないわけですよ。頭のいい皆さんだから、そこまで言えはわかるだらう、こう思ふから言つてゐるんですよ。与えただけです。だから、そんな復元補償といふのはないわけですよ。さうだけれども、復元補償として渡されたといふことは、それはいいわけに売つたんだではない。売つたんだではないけれども、与えちゃつたんですから、貸してゐるのぢやないんです、与えちゃつたんです。それでさういふふうになつてゐる問題についてどうするんだ、といふことをさつきから聞いてゐる。だから、大臣はさういふものがあれば、それは国際法違反だからと、さう言うわけなんです。だから、これは実際にある。ない、あなた方は断定できないわけですよ。私は、あるからさうやつて取り上げてゐるわけですよ。どれだけが証拠書類を整えて、そしてさういふふうにあるんですよといふことを話してゐるわけですよ。それでさういふものがあると私は言ひます。どうするんだといふ……。

○国務大臣(福田赳夫君) もし、さうなことがあれば、これは国際法違反であります。しかし、政府委員はさういふことはありませんと、さういふふうには言つておられます。な、詳細につきましては、政府委員から御説明申し上げさせます。

○説明員(小幡琢也君) この地域は、現在、米民政府の管理しております国有地のリスト、これに載つておりますので、まあ処分したのではない

と、現在、国有地として管理してゐる面積の中に入つております。

○上林繁次郎君 さつきといふと違ひますが、どうするんですか。

○説明員(小幡琢也君) 私は先ほど、これは現在国有地としてそれを使つてゐると申し上げたわけにございまして、まだ国有地になつてゐるわけにございませう。リストにも載つております。

○上林繁次郎君 さつきと違ひますよ。

○説明員(小幡琢也君) 私の申し上げておりますのは、違ひないと思ひます。所有権はまだ国にあるから国有地でございませう。

○上林繁次郎君 それではいいですか、こまかく聞きますよ。まだ国有地——これはいま伊計観光ヘルセンターといふのが建つてゐる。そして、伊計ヘルセンターは約二千ドル——千九百七十ドルぐらいの地代を払つてゐる、地元に。この事実は、これは国有地でございませうといふわけにいかないでしよ。これは、地元にヘルセンターに貸してゐるといふことは、地元に所有権があるといふ姿でしよ。どうなんですか、その点。

○説明員(小幡琢也君) ヘルセンターが建つておりますところは、国有地のはかに民有地がございませう、民有地については当然借料を払つてゐるのぢやないかと思ひます。

○上林繁次郎君 それじゃ、私が言つた千九百七十ドル、その内訳は、あなた民有地だとか何とか言ひけれども、それはどういふことなんですか、どの土地についての地代なんですか、全体なんです、あなた民有地だとか、何とか言ひけれども。

○説明員(小幡琢也君) 私どもは、国有地を管理してゐますので、実は民有地のことにつきましては存じておりません。

○上林繁次郎君 だから、私が言つてゐるのは、国有地がさういふふうな正確に言つて一万七百余坪、そして全体が一萬三千坪です。だから国有地がほとんどなんだ。それに対して地代を取つてゐるわけですよ。取つてゐるといふことは、所有権はも

うすでに地元に移っているのじゃないか、ということをお尋ねしているのです。それじゃ、ひとつ大蔵大臣答えてください、代理じゃいけませんよ。

○説明員(小幡琢也君) これは、米民政府は国有地として管理しておりますが、地代は取っていないのでございます。

○上林繁次郎君 取っているんですよ。

○説明員(小幡琢也君) 少なくとも米民政府はそういった地代を取っていない、そういうふうに承知しております。

○上林繁次郎君 私が言っているのは、ヘルスセンターから地代を取っているというところは、所有権が地元に移っているのだという証拠じゃないか、ということをお尋ねしているわけですか。

○説明員(小幡琢也君) 国土地地じゃないか、ということをお尋ねしているわけですか。だから、国有地じゃないか、ということをお尋ねしているわけですか。それじゃ、それは、地元補償としてアメリカが地元に移っているのだ、こういうことをさっきから言っているのです。それをあなたはそれは国有地です、国有地です、こう言っているわけですか。地代を取っているんですよ。

○説明員(小幡琢也君) 地代を取っているんですよ。地元の住民が取っているのかどうかは存じませんが、少なくともこの土地は、これは土地所有権証明書が出されておりました、国有地という扱いになっております。

○上林繁次郎君 証明書を提出してください。証明書を提出しない。

○説明員(小幡琢也君) いますぐはちょっとお出しできませんが、ともかくこれは米民政府の資料として管理しておりますものは、土地所有権証明書が交付されておりますものでございまして、現地に照会すればわかると思っておりますが……。

○上林繁次郎君 照会するじゃなくて、自信を持って言ったのじゃないか。

○説明員(小幡琢也君) それは所有権証明書が出されているものを、米民政府は国有地として管理しているわけですか。その中にまだ入っているということでございます。

○上林繁次郎君 入っていてあたりまえなんだ。入っていてあたりまえなのが、そういうふうになつていくからおかしいじゃないかと言っているんですよ。事実そうなんですよ。だからね、地代はそれじゃだれが取っているんですか、地代を。地代をだれが取っているんですか。私は地代まで言っているんだ。地代をだれが取っているんですか。国有地ならばだれが取っているんです、地代を。

○説明員(小幡琢也君) その辺は、だれが取っているかは私承知しておりませんが……。

○上林繁次郎君 そんな根拠のないことで答えるやつがあるかい。

○説明員(小幡琢也君) 管理しております米民政府、これがいま国の所有権を預かっておりますから、それは取っております。

○上林繁次郎君 何をあんた言っているんだ。どうですか、大蔵大臣、一つも答弁になってないじゃないですか。冗談じゃないですよ、あなた。

○委員長(長谷川仁君) ちょっと速記をとめて。【速記中止】

○委員長(長谷川仁君) 速記を起して。○説明員(井川克一君) 御存じのとおり、沖縄におきましては財産の管理に関する米海軍軍政府布告第七号——一九四九年六月二十八日米海軍軍政府特別布告第三二二号というのがあるわけで、財産管理官というものが任命されております。そして「財産管理官ニ委任スル財産」といたしまして「本布告ノ有効期日ヨリ軍政府下ノ区域内ニ於ケル左ノ財産ハ財産管理官ニ委任ス」とあり、その中に「総テノ国有財産と、このようにふりなつております。したがって、ただいま小幡次長が申されましたのは、すべての国有財産を管理いたしております財産管理官が、これは日本の国有財産であるとして管理しているリストに載っているというのを申し上げておきたい。

○上林繁次郎君 そうですね、説明はけっこう

です。だから、私は現実的な問題をいま取り上げている。はつきりとその国有地が国有地としてあつた方は載つていないと言ったが、その国有地を部落がアメリカ軍から譲与されて、そうしてそこには伊計ヘルスセンターというのがあるわけだ。いいですか。で、地元の伊計部落がその地代を取っているわけですか。いいですか。だからそうなる、国有地が国有地だと言っているわけじゃないでしよう、どうなんですか。私から言わせれば、アメリカ軍がつかつてな——いわゆる復元補償というかつてない言い分でもつてわれわれの国民の大切な財産である土地を譲与してしまつた。そうしてその結果は、いいですか、その結果は三億八千万平米でもつて国有地は確定いたしました。その中にそのうちのものが入るべきです。当然そうだとすると、それに狂いが出てくるということですよ、三億八千万で決定した数字をそれ自体に。その狂いをそれじゃどうするかということになるのです。

○説明員(小幡琢也君) 再三申し上げておりますように、これはあくまでも所有権は日本政府にありますから、国有地でございますから、全体の三億八千万平方メートルの中に入つておるわけでございます。狂いはございません。

○上林繁次郎君 同じことを言っている。大臣、お願いいたします、しょうがないですよ。答弁にならぬじゃないですか。はつきり具体的にこつちが例を示して、こういうケースがあるんだ、どうするのだ。ほかの一つ覚えみたい、国有地だ、国有地だと言つても通るものじゃないぞ、あなた。委員長、これははつきりしてください。こんなことをやつたんじゃない、いつまでたつても結論が出ませんし、あとの質問時間もありますし、これじゃしょうがない、時間もなくなつてきた。

○委員長(長谷川仁君) ちょっと速記をとめて。【速記中止】

○委員長(長谷川仁君) 速記を起して。

○国務大臣(水田三喜男君) 問題はこうだと思つてます。所有権は少しも変わっていない。ただ、それを貸しているということは事実であります。

これが有償で貸しているのか、無償で貸しているのかということですが、いままもなく米民政府は地代は取っていないというのですから、おそらくそれは取っていないんです、もし取つておるとすれば、その地元が何かの形でそういう地代的なものをセンターから取っているかもしれない、この事実関係を調べれば、これははつきりするのじゃないかと思つていますが、いまその事実関係が要するにわからないということだろうと思つてます。

○上林繁次郎君 それじゃ同じなんですよ。同じことの繰り返しなんです。それじゃさつぱり答弁になりませんか。ここで納得しろと言つたつて、これは納得するわけにいかない。ひとつそのことを、まことにそれ入りますが、総理ひとつ——いま総理には特に書類を見ていただいたわけですから。

○国務大臣(佐藤栄作君) どうもお尋ねになったことについて、政府当局が答えられないわけではございません。これはもう答弁しているとおり、これは国有財産の中に入つておると、こういうことを言つておる。それがそれでは処分されたのか、こう言われると国有財産にそのまま残つておるんですよ、処分はされておるんですよ、こうはつきり実は答えております。しかしながら、お調べになつたところでは、その土地はヘルスセンターに貸されている、そうして部落共有という、そういうような状態だ、こういうことでございまして、政府当局のほうにいたしましては、その事実をそのまま認めておきたい、こういうことでありますので、上林君のお尋ねと答弁と、これは食い違つて、すれ違つておる。しかし、全然答弁のないことじゃございませんから、私は聞いておりましたが、こういう違いがあるのか、かように実は思つて、これはさつぱり取り調べなければならぬことだ。しかし、このことで法案がまた停滞するの、これも困つた、何か上林君の特別な何で、誠意をもって私のほうも取り調べ

ます。だから、私は現実的な問題をいま取り上げている。はつきりとその国有地が国有地としてあつた方は載つていないと言ったが、その国有地を部落がアメリカ軍から譲与されて、そうしてそこには伊計ヘルスセンターというのがあるわけだ。いいですか。で、地元の伊計部落がその地代を取っているわけですか。いいですか。だからそうなる、国有地が国有地だと言っているわけじゃないでしよう、どうなんですか。私から言わせれば、アメリカ軍がつかつてな——いわゆる復元補償というかつてない言い分でもつてわれわれの国民の大切な財産である土地を譲与してしまつた。そうしてその結果は、いいですか、その結果は三億八千万平米でもつて国有地は確定いたしました。その中にそのうちのものが入るべきです。当然そうだとすると、それに狂いが出てくるということですよ、三億八千万で決定した数字をそれ自体に。その狂いをそれじゃどうするかということになるのです。

○説明員(小幡琢也君) 再三申し上げておりますように、これはあくまでも所有権は日本政府にありますから、国有地でございますから、全体の三億八千万平方メートルの中に入つておるわけでございます。狂いはございません。

○上林繁次郎君 同じことを言っている。大臣、お願いいたします、しょうがないですよ。答弁にならぬじゃないですか。はつきり具体的にこつちが例を示して、こういうケースがあるんだ、どうするのだ。ほかの一つ覚えみたい、国有地だ、国有地だと言つても通るものじゃないぞ、あなた。委員長、これははつきりしてください。こんなことをやつたんじゃない、いつまでたつても結論が出ませんし、あとの質問時間もありますし、これじゃしょうがない、時間もなくなつてきた。

○委員長(長谷川仁君) ちょっと速記をとめて。【速記中止】

○委員長(長谷川仁君) 速記を起して。

○国務大臣(水田三喜男君) 問題はこうだと思つてます。所有権は少しも変わっていない。ただ、それを貸しているということは事実であります。

これが有償で貸しているのか、無償で貸しているのかということですが、いままもなく米民政府は地代は取っていないというのですから、おそらくそれは取っていないんです、もし取つておるとすれば、その地元が何かの形でそういう地代的なものをセンターから取っているかもしれない、この事実関係を調べれば、これははつきりするのじゃないかと思つていますが、いまその事実関係が要するにわからないということだろうと思つてます。

すから、この問題は別に時間をかしてもらえないか、かように私お願いする次第でございます。

○上林繁次郎君 最後になつて大蔵省が御答弁くださったんですから、私はこれでもって終わりたいと思つてます。終わるんじゃない、これは保留ですね。で、こういうことです。こういう問題が、まだまだ私聞きたいことが一ぱいあるんです。旧軍用地それ自体についても。金をもたらさない、それで強制収用された、あるいは金をもたらしたけれども、みんなそれは預金である、証書はない、みんなそういう問題があります。そして、まあ言うならば当時の金ですから安いものです。ほんとにその当時は強制的にそれを取られて、そしてしかも何の補償もないと言つていいわけですね。そういう問題が山積みされてる。これは日本の国でも、私は昨年追及したわけだけれども、大蔵省、日本の国にそういうような問題が幾つあるかと。わからぬでしょう、おそらく。これは三千三百件に及んで裁判とかそういうものがあるんです。日本にも。だから沖繩にないわけはないんです。そういう問題。ですから、こういう問題をはな問題として国会では論議されなかつたかもしれないけれども、しかし国民、いわゆる沖繩県民の人権を守り、財産を守るといふ、そういう立場から言うならば、これは何とかしなきゃならぬと私は思う。ですから、そういうものを全部含めて、そういう問題もあるわけですよ。一ぱい問題がある。だからそういうものを、私はこういうものが明らかになつたときには、これはやはりこの法律——暫定措置法、これでもって何とかしなくちゃいけないと思つてます。私はそう思うんです。そういういろいろな問題があるんです。それが明らかになつたときにはどうするんだと、その補償を、それこそそれは、私は法律の上ではつきりたうべきだと、こう思うんです。最後に……。

○国務大臣(佐藤栄作君) ただいまのヘルスセンターが使用している土地は、これは国有地を民政政府が管理している、その管理の範囲を越して処分

しているんじゃないかと、こういう事例でございますが、沖繩の場合、いわゆる軍基地ができる、それにつきましては、しばしば言われるように、これは銃剣のもとで行なわれたとか、不法不当に土地が占有されたとか、こういうことござい

ます。そして、その土地の借地料も、正確に計算されてもおらない、ずいぶん問題が残つておるんだと。そういう事実があるから、ただいま御指摘になりますように、ただ金は払つたという形だが、受け取り人は出ておらないと、こういうような土地もあるはずだと、一体そういうものをどうするのかと、こういうことが問題の趣旨だろうと思つてます。私は、今回日本に施政権が返つてくる、その際に、これらの問題が話し合ひで、地主と——所有者と国との話し合ひでそれらの問題が片づくというのを主体にいたしまして、そしてどうしても所有者が見つからないとか、あるいはまた移民したとか、その土地におらないとか、あるいはどうもなくなつて、そういう方と交渉することができないとか、こういう場合に、そういう土地のあり方をひとつ全部はつきりさせようと、明確にすると。で、このことは、過日もこの席でお話がありました。沖繩の、所有者のない場合、これが戦死の場合も多いんじゃないか、そういうのを国に帰属させるようなことがあつてはならない、部落有その他措置するということなら、せめてもの、この犠牲者に報いるゆえんでもあるけれども、所有者がないからといってその土地を国有にするというものは、これは避けなければならぬ、こういうことを山中総務長官からお答えをいたしたはずであります。また、そういう際に、ただいまのような国有地、その国有地が明確にその区分がはつきりすれば、それが不当に使用されておると、こういうような事態があれば、それはもとに返すことがこれは当然であります。そのためにも、今回の復帰に際して旧地主と話し合ひ、これを根幹にして、そして足らざる点を暫定措置法で処理する、こういうことでなければならぬ、私はかように考えます。

ただいま御指摘になりましたものは、まあ幸いと云つちや何ですが、これはもう国が持つもの、国の持つものが貸し付けられたと、こういうことで、国が借地料を取つておらないというとか、そういうことであります。民有地の場合には、ずいぶん不当、不法、そういう事態が起きておると思

います。それらについても、これが正しく処理されるということが望ましいのであります。また、それで初めて施政権が日本に返つたと、こういうことにしても、これはないだろうかと私は思ふます。沖繩の方の御苦労にこたえるためにも、当然、さような処置をとるべきだと、かように思ひます。

○上林繁次郎君 最後に、とにかく、「時間がきているんだ」と呼ぶ者あり。こつちに言うんではなくて、向こうに……。で、納得はしませんよ。納得はしないから、したがって、これは一応保留ということにしておきます。またあとで聞かしていただきます。

では、以上で終わります。

○委員長(長谷川仁君) 栗林卓司君。

○栗林卓司君 沖繩の施政権返還がいつになるかは別にしまして、施政権が返つてくるとは時間の問題になりつつあると思ひます。まあ、これまでも政府の御見解を伺つておりますと、いろいろ不満はあるとしても、施政権を返してもらうことがとにかくにも先決だという趣旨の御答弁をされてまいりました。私も率直に理解できる気がいたします。そうしますと、一日も早く法案を上げてくれと言われるかもしれないけれども、一日も早ければ、関連法案はどうでもいいというのではなからうと思ひます。総理がこれまでたびたび御指摘のように、これからの沖繩の問題解決を考えますと、県民の理解と協力を求めることが何よりも不可欠な条件だと思ひます。その意味で、関連法案が県民の理解と協力を求める妥当性を持つてゐるのか、あるいは今後の沖繩開発の足を引つづけるものではないのか、その辺について、これまでの、

たいへん長時間の審議にもかかわらず、十分明らかにされない点が多々あつたことが、不満を残しながら、審議が今日まで及んだ大きな原因の一つではなからうかと思ひます。そういう気持ちから、時間の制約もありますので、二、三の問題についてお伺いをしたいと思います。

最初に、まず、公用地等の暫定使用の問題について、防衛庁長官にお伺いをしたいと思ひます。これまでたびたびお伺いをしてきた点でありますけれども、暫定使用期間として五年間が必ずであるとの判断され、御提案された根拠について、もちろん、こまかくは、これはないと思ひます。とはいふものの、御提案に至る考え方の基礎、根拠はあろうかと思ひますし、可能な限り、具体的に御説明をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(江崎真澄君) 御指摘の点は、いかにも五年間と云ふ点については、いろいろ法制定のときには議論をしたわけでありまして、で、これは先ほども総理も答弁の中に申し述べられました。が、施政権返還というまことに異例の、一日も空白をおくことのできなからぬ。この事態に処して、公用地を確保しなければならぬ。そこで、その地主が三万数千名という非常に多数に及ぶわけでありまして、しかも、その中には行く先不明の人、あるいは海外に移住して、転々とその移住地が変わつて調査が行き届かない人、それから滞滞なくというために、復帰の日までに話し合ひがどうしてもつかない場合、これはまことにどうも法適用というふうなことになるを得ないわけですが、まあ、そういうようなことを考え合わせまして、そして法適用をかりにするにしまして、なおかつ念入りに話し合ひを続けていく、そして、従来とも米軍との間に賃貸契約が結ばれておつたものから、これを適正化し、しかも納得を得るようになつたために、実は五年間という期間を設けたわけでありまして。しかし、これは従来ともしばしば申し上げてまいりましたように、でき得べくんば運用面でいろいろな手はずを講じ、同時に、できるならば長いそういうことによらない

で、法律は五年間であつても、もつとすみやかにできるものならすみやかに片づけていきたい、そういう考え方には立っておるわけでありまして、最悪の場合も含んで、まあ五年間と、こういうことにきめたような次第であります。

○栗林卓司君 使用期間の問題についていまお尋ねしたのは、たいへん素朴な疑問、これは先般七月だったと思いますが、参議院として沖縄に参りました際に、地主の代表の方からいろいろ訴えられました中で、なるほどもつとだという気がした部分がありました。それは、本土の六カ月との見合いで考えますと、五年間というのは、なるほど十倍ということになります。事は、理を尽くして何とかということですから、それじゃ沖縄は本土の十倍ものわかりが悪いのか、そんなとり方はなからうとはいひながら、実はそういう趣旨の訴えられ方をされ、なるほど理解ができる気がいたしました。その意味で、本土の場合には六カ月、それも、ただいまいろいろお話があつたことを踏まえながらの六カ月であつたように思いますし、その趣旨の議事録も残っております。その意味で、それとの見合いで、もう少しわかる説明をしていただきたいと思ひます。

○国務大臣(江崎真澄君) 栗林さんの御指摘、まことにものともなところをついておられると思ひます。それは本土の場合は地主が判然としておつたということ、台帳もしつかりしておつたということ、これでありまして、琉球政府の台帳がしつかりしていないとは申しませんが、あの当時の場合に比べますと、非常に不確定要素が多いわけですが、したがって、そういうことを踏まえて、まあ小等原方式でいこうということにしたわけでありまして、特に差別待遇をするなんというふうなことは、これは全然意中にないことでもあります。この点は御了解願ひとうございます。

○栗林卓司君 御趣旨はわかる気がいたします。ただ、同じ質問を少し別な言い方で整理をいたしますと、差別待遇をするつもりはない、本土も沖

縄も同じように時間をかけて御相談をするし、わかつていただけたらと思うことになりまして、大ざっぱな言い方をすれば、本土並み六カ月ということだと思ひます。五年は、さほど積極的な根拠があつて出た数字ではもちろんないと思ひますが、大まかに考えますと、ただいまいろいろ説明された、地主の所在を明らかにする、あるいは土地の権利関係を明確にする、そういうことのために、まず時間がかかる。あわせて、その上に立っているいろいろな交渉しなければいけない。その交渉をする部分に六カ月としますと、差し引き四年半が土地の権利関係確定のために必要な時間だということになる、そういう理解でよろしいでしょうか。

○国務大臣(江崎真澄君) 先ほども申し上げましたように、五年間というのは、相当ゆとりを持って設定したわけでありまして、運用面において、なるべくすみやかに決着をつけるように努力をしてまいりたいと思ひます。全く、これは私も就任をしましてから、いろいろ事務説明を聞いたり、いまだ素朴な疑問を私自身が投げかけて、事務局と話し合ひのようですが、やはり内地の場合と違ひまして、非常に不確定要素が多い。これは地主にして一家全滅なんという人もあるわけでございます。そういうことを踏まえて五年間としたわけですが、これはあくまで、もつとすみやかに進むものはすみやかにというつもりであります。御理解を願ひたいのです。

○栗林卓司君 それでは少し別な角度からお伺ひをしたいと思ひます。法制局長官にお伺ひいたします。

公用地等暫定使用法案の公用地ということばです。これまで法律を見ますと、似たことばとして公用財産、公共用財産あるいは公共用地、公共施設等々という用語がございます。私が理解する限りでは、公用地という用語が法律用語として使われたのはこれが初めてだと思ひます。その意味で、この公用地という概念は一体何なのか、そしてまた、新しい法律用語をここであえて起こさな

ければならなかつた理由は何なのか、二点伺いたいと思ひます。

○説明員(高辻正巳君) お答えを申し上げます。ただいま御質疑の中にもあつたと思ひますが、公用あるいは公共用、こういうことばはいくつか実定法の中にございます。まあたとえば非常に似た例では、小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律の十二条には「公用」又は「公共の用」ということばがございますし、地方自治法あたりにも、これは二百三十八条でございますが、そこにもまた「公用又は公共用」ということばがございますし、先ほどおあげになつた

【委員長退席、理事鈴木幸弘君着席】

たとえば国有財産法には「公用財産」「公共用財産」というようなことばもございます。そこで、いま申し上げた公用と公共用と並べた場合に、公共用地ということばを使つた例は、同じく題名で、公共用地の取得に関する特別措置法というのがございます。要するに、公用あるいは公共用というのがあります。公共の用に供する土地、これを公共用地と言ひ、公用に供する土地、これを公用地と言ひにすぎないのでございます。

ところで、公用地というのとは実体的には何を言ひか、国や地方公共団体等の事務の用に供する土地、これを公用地と言ひたいと思ひます。公共用地というのとは、直接一般公衆の用に供するものを公共用地と言ひ、そのほかに企業用とか、企業用財産とか、そういうものもございしますが、ただいま申し上げるのは公用と公共用だけに關して申し上げれば足りると思ひますので、それだけにとどめておきます。

○栗林卓司君 法制局長官に伺ひます。公用地——こまかい概念論議をこでするつもりはないのですが、従来の法律用語で間に合わない理由があつたから公用地という新しい法律用語をつくられたのだと思ひます。別に勘ぐつて質問しているわけではございません。その意味で、この公用地ということばは、いまお話しのように公用財産あるいは

は公共施設、公共用地等とありますが、従来のことばで尽くせなかつた、かりにそれが施政権の返還というよりも米軍基地の關係だといったしますと、地位協定に基づく特別措置法では公共に類することは一切使っておりません。そこで、使っているのは「日本国に駐留するアメリカ合衆國の軍隊の用に供する土地」と、きわめて具体的に書いてあります。その意味で今回の法案の中身を見ますと、大別して三つあると思ひます。自衛隊の用に供する土地、米軍の基地として用に供する土地、そのほか道路、港湾、航空標識等々の用に供する土地、この三つ。たいへん異質なものが入つてゐる。それとの見合いで公用地という新しい用語を起す必要が出てきたのではないかと実は考へるのですが、あわせて、なぜ必要か伺ひたいと思ひます。

○説明員(高辻正巳君) 公用地は公共用地というのと同じような趣旨で用いたということを示し上げましたが、この法律の題名に「公用地等」とやりまして公用地を持つてまいりましたのは、この二条の各号をあらんになりますとわかりますように、二、三、四号あたりがさつき申した公共企業用地と言ひたいものであり、七号あたりが公共用地と言ひたいものであります。そのほかのものとは大體公用地というたぐいに入るものであり、それが多量のものでありますから、公用地——あるいは公共用地等と言ひても別にかまわないのでありますけれども、そういう意味合いで「公用地等」ということばを用いたにすぎないわけですが、もともと題名でございしますから、法の規律を自身自身が意味を持つものではないと思ひますが、この内容に照らして「公用地等」ということばにしたわけであり

ます。

○栗林卓司君 ただいま法の題名でという御返事がありましたけれども、法文の中にも公用地ということばは使われております。単に題名だけではありません。そこで、公共用地ということばを使つてもいいし云々というお話ですが、それと、それと法律用語というのとは、必要があればどうで

もいという事ではないと思ひます。その意味で、もう少し明確な答へをいただきたいと思ひますが、少し進める意味で追加して伺ひますと、「公用地等」の「等」といふことはあります。これはどういふ意味ですか。

○説明員(高辻正巳君) 公用地と申しましたのは、公共用地というふうに使つたのと別して変わりが無いといふことを先ほど申し上げましたことをまた繰り返して申し上げます。

それから「等」といふのは、ただいま申し上げましたが、公共用地もあり、それから公共企業用地もあるのですから「公共用地等」といふことにいたしましたわけでありませう。

○栗林卓司君 普通、土地等といふ場合の「等」といふのはどういふ概念ですか。

○説明員(高辻正巳君) それは、それぞれ実定法の定めるところによりましてがめないといけませんので、ただ土地等と言つて、何が入るかと言われまうと困りますが、土地収用法等には「土地等」といふことがあつたと思ひます。それは権利関係その他のものも入るやうな意味合ひで言つていたと思ひます。これは条文を見ればすぐわかりますが、そういうやうな実定法の中身に照らして判断するはかばかきと思ひます。

○栗林卓司君 そうしますと、この「公用地等」といふのは公共用地などといふことと大体同じ意味なんだと、で、土地収用法にいう「土地等」といふのは土地に付随する権利関係を総称して言つてゐるのだと、こゝういふ答へがありました。この間、松井委員のほうから、いろいろ告示の効果について質問があつた中で御回答がされました。その中で、「土地等」といふことは土地収用法と同じやうな意味で使つていたと思ひますが、

「理事柳本孝弘君退席、委員長着席」  
お出しになつた資料の中で、一項のうしろから二行目です。「告示された範囲内の土地等につき」云々とあります。この場合の「土地等」も公用地などという意味ですか。

○説明員(高辻正巳君) その「土地等」は、土地

と工作物—この法律が工作物も入れているものですから、工作物のつもりでございませう。先ほど申し上げたやうに「土地等」と言つた場合に「等」が何を意味するか、それぞれの実定法上の問題であれば、その法律に照らして判断するはかばかきと思ひませんが、そこで書きましたものは、土地に限らず工作物があるものだから「土地等」と書いてあるわけでありませう。

○栗林卓司君 土地収用法で「土地等」といふことについてあえて一条を起して説明をしてあります。これは土地収用法というものは、土地に関する権利の制限法規ですから、その意味で何が対象になるのかといふことを明らかにしておきたい、また明らかにすべきだといふ趣旨であると思ひます。いまの御説明ですと、「公用地等」の「等」といふのは、公用地、公共用地などなんだ—これはあとで伺ひますが、中に入つてゐるものが全部公用地として見ていいのかといふと、題目といふ本文といふ、やはり問題が少し残ると思ひます。たいへん不明確なことばの使ひ方だと言わざるを得ません。また、その「等」についても、今回御提案の暫定使用法案には「土地又は工作物」といふ記載はありますけれども、その「土地」といふのは関連する諸権利を含むのか含まないのか、ただいまの御説明ですと「土地」はあくまでも土地だけで、土地収用法にいう「土地等」の「等」といふ関連する諸権利は含んでいないやうに聞こえます。そういうことなんでしょうか。

○説明員(林信一君) お答えいたします。問題の法案の「土地等」と申します「等」は、ただいま長官からお答へ申し上げましたやうに、工作物のことを申しております。さういひましたし、これは使用でございませうから、収用でございませう。使用でございませうから、権利の使用といふことはこの法案では考へておりません。土地自体の使用あるいは工作物の使用、それを考へておるわけですね。その使用といふのは、土地収用法で言つてゐる使用と同じ意味でございませう。

○栗林卓司君 そうしますと、念のためにお伺ひ

いたします。土地収用法で見ますと、その「土地等」の「等」に当たるものとして「地上権、永小作権、地役権、採石権、質権、抵当権、使用貸貸又は賃貸借による権利その他土地に関する所有権以外の権利」といふことが書いてあります。ただいま私が読み上げたものは、今回の暫定使用法案の対象にはならないといふことですか。

○説明員(林信一君) さういふでございませう。

○栗林卓司君 それでは、確認しますと、使用については土地収用法と同じ使用だといふいまの御説明がありました。そこで、また法制局長官に伺ひたいんですけれども、土地に関する権利の制限規定をつくる場合に、これは土地収用法の場合でも、あるいは公共用地の強制取得に関する法律の場合でも、さらには地位協定に基づく土地使用に関する特別措置法の場合でも、それぞれ対象となる権利の内容、さらに使用の内容について、何らかの形で法文上明確に定めておきたいと思ひます。ところが、この公用地等暫定使用法案については、その種の規定は全くありません。あつたとしても「土地又は工作物」といふたいへん概括の規定で、土地に関する諸権利が対象にならないといふこともいふ何かなければなりません。土地に關してこゝういふ法律のつくり方といふのは、率直に言つてたいへんずさんだといふ気がいたします。従来公布された土地に関する諸法律に比べて、御意見を伺ひたいと思ひます。

○説明員(高辻正巳君) 一般に新たに土地を収用、使用しようといふ場合、いわゆる適正手続なるものがフルに働きます。いろいろな手続を踏んでその目的を達するといふことが必要であることは言ひまでもないことであります。この場合、一般の場合と違ひますのは、現に公用、公共用に使われておつて、さうしてその用を定めることが、あるいは公共の利益に著しく支障を及ぼすおそれがあるといふことでそれを引き続き使用したい、それには、しばしば当局、大臣からお話がありま

すやうに、むろんさういふ手続によらずして任意

の契約なりによつてその使用権を取得しようといふことではありますけれども、いま申し上げたやうな公用、公共用が中断するといふことがたいへん困るという公共の利益上の要請がありますために、それを引き続き使用することにいたさうといふのであります。一般の場合と同じやうにいわゆる手続をするといふても、そこには相違が出てくるのはやむを得ないことだと考へております。

○栗林卓司君 新たに権利を取得する場合には、在来法制の配慮が必要であるけれども、引き続き使う場合にはその辺は多少簡略化してもよろしかろうといふ御答へだつたと思ひます。しからば何いふまでもなく、自衛隊が使用する用地といふのは新しく取得する用地なんですか、引き続き使用する用地なんですか。

○説明員(高辻正巳君) この場合は、いま申し上げたやうに、公用、公共用、さういふ用途に着目をしていまして、その用途の同一性あるいは同質性に着目してゐるわけですね。で、自衛隊については、ちやうどアメリカ合衆国の駐留軍が沖縄の現地で、これは民生用にもいろいろ使われてゐると思ひますが、さういふものを含めての自衛隊としての沖縄の防衛とか、あるいはこの民生とか、あるいは災害防衛も入りましよう、さういふ用途、それが同一、または同質と言つてもいいと思ひますが、さういふ用途の性格上から申しておるわけでありませう。

○栗林卓司君 ただいま公共用、用途の共通性、この二つを説明の根拠として提示されました。しからば自衛隊並びに米軍用地が公共用施設であるといふ法律上の結論がこれまで出されたことがあつたかどうか、さらにまた米軍基地と自衛隊基地はまさに目的において共通なかどうか、たいへんそれは理解しがたいいまの御回答だつたと思ひます。

○説明員(高辻正巳君) 實際については、あるいは防衛庁当局からお話をお聞き願ひのがいいかもしれませんが、私が先ほど申し上げましたやうに



用途の点から御説明を申し上げました。この点は、当局からお話があつても同じことだと思ひます。

ところで、それが公共性があるのかということでございます。これは先ほどの御説明で、どちらかと言へば公用地というのに入るといふことを申しましたが、公用も広い意味では公共でありまして、憲法の二十九条には「公共のため」とありますが、土地収用法——これは學者の通説でもございまして、いわゆる公用も入る、公益のため、社会、公共の利益のためという意味であるといふこととありますが、その防衛庁の施設——自衛隊の施設というの、言へば、これは防衛庁設置法あたりから御説明申し上げないといへないかもしませんが、防衛庁の施設でございまして、そういうものが公用として、あるいは自衛隊の仕事が結局は公共の利益のためにつながるものであるといふことは疑いをいれないことであると思つております。

○栗林卓司君 私は常識論をお伺ひしているのではないのです。自衛隊用地あるいは米軍用地が公共用地とほぼ同じだと言われるから、じゃ、その判断する判例、法文があるのかと伺ふのです。それでは百歩譲つて、自衛隊もまた公共の用とするといふことです。しかば財政法四條にいう公共投資の中に自衛隊もまた入るのか、おそろくそう伺うと、これは入らないとお答へになるでしよう。このときに入つてこのときには入らないといふ、そういうあいまいな解釈は、この土地所有権に關する部分では許されないから、憲法でも明らかにし、しかも土地収用法、公共用地の取得に關する特別措置法でも法の対象及びその権利の使用については明らかにしてきているはずだと思ひます。その点について目を光らしているのがほんとうは法制局長官としてのあなたのお仕事だと思ひます。その意味で、なぜそれが公共用地なのか根拠をお示しいただきたいと思ひます。

○説明員(高辻正巳君) 公用地等暫定使用法案の各号列記のものを用地の性格から言へば、公用地

と公共用地と公共企業用地、それから公用工作物もございまして、そういうふうに分かれると思ひます。そこで「公用地等」と言つたわけでありまして、なぜそれが公用地と言へるかということになります。これはまず土地収用法、これはいろいろ御質問があるかもしれませんが、土地収用法の二條でしたか、三條でしたかの三十一号に、国が直接その事務の用に供する施設といふのが公用——狭く言へば公用、広く言へば公共になるわけでありまして、それが同じものであります。ために公用地と言へることが確実だと思ひます。それはもつとさらにさかのぼつて言へば、防衛庁設置法をこらんになるとわかりますが、防衛庁は自衛隊を維持管理するといふのがその所掌事務であり、その所掌事務を遂行するために庁舎をつくつたり、あるいは演習場をつくつたりするような事務は、その権限に属しております。防衛庁は国の機関でございまして、国が直接その事務の用に供する施設といふことで、公用であることは間違いないと思ひます。

それから、自衛隊が公共性があるのか、ないのかと言へば、自衛隊法をこらんになれば、これが公共の利益のために使へるものであるといふことは間違いないことだと思ひます。もし必要があれば、自衛隊法に基づいて御説明申し上げます。

○栗林卓司君 常識論として公共のため、平たく言へば人のため、こういう言い方をすれば、当然、自衛隊は人のための機関であり、活動です。ただ、そういう大ざっぱな言い方では、権利侵害のことになる公共といふことばについては、乱用されては困るから、いろいろな言われまじけられども、国有財産法では「公用財産」と「公共用財産」と、わざわざことばを分けてまで使つております。土地収用法では「公共の利益となる事業に必要な土地等」です、使つておることばは、公共用地の取得に關する特別措置法で初めて「公共用地」ということばが出てまいります。先ほど申し上げたように、地位協定に基づく特別措置法で

は一切公共といふことばを使つてません。ちゃんと「日本国に駐留するアメリカ合衆国の軍隊の用に供する土地等」と書いてあります。また、都市計画法では必要に従つて「公共施設」ということばを使つております。どれも、あなたがおつしやつた常識論では公用地に入りません。いま伺うのは、法律用語としての「公用地」をなぜ新しくつくつたか。平たくくだいて言へば、自衛隊用地、米軍用地、さらに通常の公共用財産あるいは公共用地に匹敵する第三番目の分類、これを何もかも一緒にしてしまつてゐるから、結局「公用地」という新しいあいまいなことをつくらざるを得なかつたのかと素朴な疑問が出てくるから伺つてゐるわけですが。

○説明員(高辻正巳君) お答えを申し上げますが、つくらなければならなかつたわけではございません。もし各号全部あげればあげたでいいんでありますが、それではかえつてわかりにくくなる、公用地、公共用地、公共企業用地、公用工作物、そういうものがありますので、「公用地等」と縮めたわけがあります。したがつて、これにはもう全然他意がございせん。公共用の土地を公共用地と言ふがごとく、公用の土地を公用地と申しただけのことでありまして、何らほかの意味はございせん。

○栗林卓司君 常識論でお答へになりますので、私もそういうこととお伺ひしてまいります。防衛庁長官に伺ひます。公用地の暫定使用期間五年間に対して、事実上はこれにこだわらないで早く解決をしたいという真意を私は疑うつもりはありません。その意味で、実は一つ伺ひたいことをやめたのですけれども、いまの法制局長官のお話を伺つておられますと、やはり聞かなければいけない気がいたします。なぜ五年間が必要なのかに關連して、これはこれから実際に暫定使用の交渉に当たるわけでありまして、引き続き米軍用地として使用している土地について貸してくれと交渉する場合と、一べん日本に返つてくる、それを自衛隊用地に転用する土地について貸してく

れといふ場合と、どちらが交渉がむずかしいと思ひますか。

○國務大臣(江崎真澄君) これは、旧軍隊といふものの一つの悪いイメージ、悲惨な考え、記憶、そういうものがあるだけに、自衛隊に対する貸借料をきめたり貸借料をきめる、そのことのはが非常に骨が折れる、そんな気持ちがいまして、しかし、これはひとつ御理解を願ひたいのですが、やはり施設権が戻つてくれば、主権が及べば、これはやはり自衛隊の局地防衛、民生協力、こういうことにも一日も空白にできない事情、これがありますので、いまこの法律で締めくくつて御審議をお願いしておるわけでありまして、この困難性は想像にかたくありません。それだけに自衛隊の実態といふものをよくよく認識してもらふ努力を、この法案が通過いたしました時は、即刻ひとつ現地に向かつて努力をしてまいりたい、こんなふうに思つております。

○栗林卓司君 そういうこととお伺ひしたのではないのです。誤解がないように申し上げておきますけれども、沖縄の施設権が返還される以上、沖縄が自衛隊の配備対象地域になることは私は当然だと思ひます。ただ規模、時期、態様については、これは別な意見を持つております。観念的には当然沖縄を含めたいと思ひます。また、いまの御意見に反論するわけではなくて、私が伺つたのは、これから実際に交渉する場合にどちらがむずかしいと思ふかといふことなのです。

○國務大臣(江崎真澄君) ただいま申し上げましたように、自衛隊の用地を確保するといふことのはがむずかしいのではないかと。という意味は、アメリカ軍とは在来とも契約を結んでおられますので、これを、土地使用料等々を更改するわけですから、改めていくわけですから、アメリカの問題については従来の延長というわけですが、自衛隊については、先ほど申し上げたような理由などもありまして、抵抗もあつたり、あるいは理解にかたいところもあつたりするのではないかと、そんなふうに想像しております。

○栗林卓司君 いまの長官の御意見のとおりだと思ひます。米軍については、とにかくどうかしないのですから、あとは貸賃料の問題しか残りません。自衛隊用地は、一ぺん返つてきて、しかもたいへん心理的な抵抗が強い、日本軍隊の幻影をよった自衛隊ということになりまして、この交渉はいかばかりむずかしいか。そうなりますと、五年間という暫定使用期間は常識的にむずかしいほうに合せてきめてまいります。先ほどお伺いしました、沖繩と本土とを区別するわけではない、そのなれば沖繩もまた六カ月あれば十分である。じゃ、六カ月をきめるときにどういうきめ方をしたか。当時の議事録を見ますと、三カ月でもいいし、一年でもいい、まあとにかく六カ月くらいあれば何とかなる。確かにこういうきめ方しかなかったし、同じように沖繩も六カ月といつて何らかしにくい。ところが、土地の権利関係と言われるから、その確認のために、じゃ、四年半も要るのか、じゃ十年で開発計画を進めようとする山中長官の御意見はと聞きたくもなる部分です。ところが、ほんとうはむずかしいほうに合せてきめているから、五年という数字が出てくるわけでしょう。それを率直に言われれば、それじゃ、どうしようかという議論になりますけれども、いつもその前でとまっているから疑念しか残らない。その意味で、五年というのはいは自衛隊の沖繩配備に方向として反対しているのではないのです。ただ、久保・カーチス協定の取りきめについてはきわめて批判的であります。

ついでに申し上げますと、この暫定使用法案が必要になる理由というのは、施政権が返つてきたときに法律的な空白を生むわけにはいかぬ。いかぬというのは米軍用地だけです。その瞬間から局地防衛を日本が引き受けるという精神的な意味はあつても、実際の活動は空白があつてもいいのです。それもこれもひつくるめて公用地等五年間とくるから、じゃ、この法案は要するに自衛隊問題なのか、ねらいは。だから、さつきみたいななどんぶり勘定の「公用地等」という概念が出てくるのです。これは私、自然な疑問だと思ひます。そういつた意味で、五年間をきめるについで、実は自衛隊問題が大きな配慮の対象になつたということは率直にお認めになつても私はかまわないと思ひますので何う次第です。

○国務大臣(江崎真澄君) 栗林さんいま御指摘のように、確かに私、自衛隊を理解させ、またこれと話し合ひをきめていくというところは骨が折れる、これはそのとおりに思ひます。どうぞ誤解のありませんように、このかつての購和時における日本本土の場合は、従来も契約者であつた、それから土地所有者もはつきりわかつておつた。この広い日本本土で、まあ一口に言へば五千名余の地主であつた、この広い日本全体の地域です。ところが沖繩の場合は、あの狭い、百万県民のその基地の持ち主は三万数千名である。この違いですね。そうしてこれが琉球政府によつて必ずしも的確に把握されてないなどを踏まえまして、どうしてもこれは手間がかかる。御指摘のように、困難性の一番最大限のところを押えたのではないかと言われれば、確かにそのきりなしとしないと思ひます。したがって、さつきも申し上げたように、運用の面で、これはひとつ沖繩県民に納得を得られるように努力をしてまいりたいと思ひます。

○栗林卓司君 それでは法制局長官にお伺いします。いろいろな条件の中で返還協定もあるいは公用地等暫定使用法案も出てきた、これは事実だと思ひます。ただいま防衛庁長官がお答えになつたような面もなきにしもあらず。そういう中で「公用地」という新しい法律用語をどこにもかくにもつくつた。しかも、その「公用地等」の「等」というのは土地収用法でいう「等」じゃないんだ。平たく、「など」という意味なんだ。こうなりますと、その辺はやっぱり法律面で明らかにしておくべきだ。しかも、そういう新しい用語というところになれば、当然その使用の内容についても法文の面できめておくべきなのが当然だと思ひます。ところが、今回の公用地等暫定使用法案がどういふことになるかといふと、対象になる権利等、またその使用の態様について具体的に確定するのは、先日来、再々松井委員が指摘された告示後になつていくわけですね。これは土地所有権の、重要な基本的人権の一部であるといふところからいって、この法案はたいへん私はさうだと言わざるを得ない、御見解を伺ひます。

○説明員(高辻正巳君) その問題に対するお答えは、一番手つとり早いお答えは、たとへば地位協定に伴う土地等の使用に関する法律というのがございまして、あれなんかに、新たに土地を取る場合と、それから暫定的に、これは五年じゃございせんが、暫定的に使用する場合、これは附則に書いてございまして、そういう附則の規定に相對応するものであります。それはやはりいままでの、従前その用に供されていたものを引き続き暫定的にその用に供していくという場合の手続として、特別に今回のあれと比べてどういふこととはございせん。要するに、現に公用に供されている土地、その使用の中断をなくしていくという公共の目的といふんです。それと、それからいまお話のあつた私権との関係の問題は確かにございまして、その緊要性と、それからそれまでに行なえる手続との相関関係において、この程度でこの場合はやむを得ないのではないかとこの程度で私どもの考え方でございまして。

○栗林卓司君 念のために一つ伺つておきます。「公用地等」の「等」といふのは「など」なんだといふことから、土地に付随する諸権利、これは対象にしていない。したがって、米軍用地であるに引き続いて自衛隊が使用することになる用地に關する地上権、永小作権、地役権、採石権、質権、抵当権、使用貸借または貸賃借による権利、その他土地に關する所有権以外の権利、これは対象にならないのですから、当然、暫定使用法が適用されようとも、地主の本来の権利として保護され、自由処分が保証される、そう理解してよろしいですか。

○栗林卓司君 今度の公用地等暫定使用法案がどういふことになるかといふと、対象になる権利等、またその使用の態様について具体的に確定するのは、先日来、再々松井委員が指摘された告示後になつていくわけですね。これは土地所有権の、重要な基本的人権の一部であるといふところからいって、この法案はたいへん私はさうだと言わざるを得ない、御見解を伺ひます。

○説明員(高辻正巳君) その問題に対するお答えは、一番手つとり早いお答えは、たとへば地位協定に伴う土地等の使用に関する法律というのがございまして、あれなんかに、新たに土地を取る場合と、それから暫定的に、これは五年じゃございせんが、暫定的に使用する場合、これは附則に書いてございまして、そういう附則の規定に相對応するものであります。それはやはりいままでの、従前その用に供されていたものを引き続き暫定的にその用に供していくという場合の手続として、特別に今回のあれと比べてどういふこととはございせん。要するに、現に公用に供されている土地、その使用の中断をなくしていくという公共の目的といふんです。それと、それからいまお話のあつた私権との関係の問題は確かにございまして、その緊要性と、それからそれまでに行なえる手続との相関関係において、この程度でこの場合はやむを得ないのではないかとこの程度で私どもの考え方でございまして。

○栗林卓司君 念のために一つ伺つておきます。「公用地等」の「等」といふのは「など」なんだといふことから、土地に付随する諸権利、これは対象にしていない。したがって、米軍用地であるに引き続いて自衛隊が使用することになる用地に關する地上権、永小作権、地役権、採石権、質権、抵当権、使用貸借または貸賃借による権利、その他土地に關する所有権以外の権利、これは対象にならないのですから、当然、暫定使用法が適用されようとも、地主の本来の権利として保護され、自由処分が保証される、そう理解してよろしいですか。

○栗林卓司君 今度の公用地等暫定使用法案がどういふことになるかといふと、対象になる権利等、またその使用の態様について具体的に確定するのは、先日来、再々松井委員が指摘された告示後になつていくわけですね。これは土地所有権の、重要な基本的人権の一部であるといふところからいって、この法案はたいへん私はさうだと言わざるを得ない、御見解を伺ひます。

○説明員(高辻正巳君) その問題に対するお答えは、一番手つとり早いお答えは、たとへば地位協定に伴う土地等の使用に関する法律というのがございまして、あれなんかに、新たに土地を取る場合と、それから暫定的に、これは五年じゃございせんが、暫定的に使用する場合、これは附則に書いてございまして、そういう附則の規定に相對応するものであります。それはやはりいままでの、従前その用に供されていたものを引き続き暫定的にその用に供していくという場合の手続として、特別に今回のあれと比べてどういふこととはございせん。要するに、現に公用に供されている土地、その使用の中断をなくしていくという公共の目的といふんです。それと、それからいまお話のあつた私権との関係の問題は確かにございまして、その緊要性と、それからそれまでに行なえる手続との相関関係において、この程度でこの場合はやむを得ないのではないかとこの程度で私どもの考え方でございまして。

○栗林卓司君 念のために一つ伺つておきます。「公用地等」の「等」といふのは「など」なんだといふことから、土地に付随する諸権利、これは対象にしていない。したがって、米軍用地であるに引き続いて自衛隊が使用することになる用地に關する地上権、永小作権、地役権、採石権、質権、抵当権、使用貸借または貸賃借による権利、その他土地に關する所有権以外の権利、これは対象にならないのですから、当然、暫定使用法が適用されようとも、地主の本来の権利として保護され、自由処分が保証される、そう理解してよろしいですか。

伺いする時間のゆとりがありませんでしたけれども、それもまた公共なんだと言い切つてしまつていいかどうかということになりますと、実は毎度出るようですが、河野元国務大臣が、自衛隊は公共の用に供するものに当たらないと再三申し入れたときに、あれは土地収用法との關係でそういう表現なんであるという御答弁もあつたような気がします。まあそれはけっこうです。とにかく、そういうものもろの問題をかかえたこの法案をこのまま通してしまふことの、法律的ではなくて政治的な意味について、総理は肯定的にやはりお考えになるのかどうか、一言所見を伺いたいと思います。

○国務大臣(佐藤榮作君) どうも、この法案につ

いろいろな御議論があるようでございます。まず第一に、憲法違反の疑いが非常に濃いと、こういふことを御指摘であります。政府はもうろんな憲法違反をする考えはございませんし、法案制定に際しましては十分その点は考慮したつもりでございます。また、中身がたいへんずさんだと、こういうような御批判でございますが、いまこの中身そのものといしまして必要最小限のものが織り込まれている、かように御理解いただきたい、かように思っています。

私は、自衛隊の配置、その必要な点については、これは申すまでもなく租国に施政権が返れば、当然われわれの手で沖繩を守るといふ、そういう自衛の範囲に入るものでございますから、守備範囲に入つたと、そういう意味で自衛隊が防衛を担当すること、これは当然のことだし、また地域住民に協力することもこれまた当然でございます。そういう意味でございまして、いわゆる公共用地あるいは公用地等の議論はございますが、いずれにいたしましても、私は、この法律をそのまま適用するのではなくて、話し合いを十分つけると、これが主体になりますから、そういう意味では、もうすでに米軍が使つておる土地でもあるし、そうしてさらに、その地主とその点を、中身を詰めまして話し合つていくということがまず第一でございまして、それらの点を十分御理解いただくなら

この法案の問題も解決する、自衛隊の土地の問題も御理解がいただけるのではないかと、かように思います。

ただ、中身がずさんだとか、あるいは期間が長過ぎるというような批判は、これは事柄の性質上、当たらないでもない。私もどうも五年かかると、こういうことについては十分の自信があつて、こういうものをつくつたわけでもございませぬ。まあ五年程度が望ましいだろう。小笠原が返つたときの状態もあるし、それに比べればたいへん多数の所有権者がいる、そこらを考えると、この程度のものが必要かと、かように私も考えた次第でございます。

○栗林卓司君　その点で押し問答するつもりはありません。ただ、この暫定使用の問題に關連して、問題の実態的な背景の一つが、戦中戦後の不幸な歴史を背景にした沖縄の土地権利關係の混乱にあることは、これはもう事実ですし、総理も再々、地籍調査を積極的に進める意図があるという趣旨の御答弁をされてまいったと思います。その旨の趣旨でお伺いするのですが、国土調査法の第六條の二に、「(地籍調査に關する特定計画)」という項目がございます。こまかくは条文は読みませ

んけれども、内閣総理大臣が主筆をして、国の大  
幅な援助を講じながら地籍調査を実施する、そう  
いう特定計画をきめるということが内容になって  
おります。その意味で、なるほど地籍調査を進め  
るといふこれまでの御答弁ではありますけれど  
も、實際は、この土地問題というのは、何も基  
関係ではなくて、これからの沖繩の開発というこ  
とを考えますと、何をさておいても出発点だと思  
います。その意味では、ほんとうは公用地の暫  
定使用という形ではなくて、沖繩全土にわたつて  
一時期、土地所有権を制限してでも地籍調査を  
実施する、開発計画に伴う土地の値上りがは  
事前に防ぎ止する、そんな配慮の一つもほん  
とうはあったほうがいいと思つた。けれども  
民にとってわかりやすいかもしれないとさえ思  
つた次第です。そんなことから、たまたま国土  
調査法の第六條の二を申し上げましたけれども、

う特定計画を明らかにし、國の助成を明確にし、時期を区切つて積極的に進める。しかも、施政權が返つてくれば、米軍基地内にも、いろいろ障害があつたとしても、立ち入る可能性もあると思ひます。その意味で、今後の地籍調査について御見解を伺つておきたいと思ひます。

○国務大臣（佐藤榮作君） これは当然、地籍調査をしなくてはならないと思います。ことに米軍基地内、その中は地形も変形しておりますし、その所有区分等も明確でない、こういうような実情でございますから、どうしてもこれはやらなければならぬ、かように思っております。なお、この詳細につきましては、木村君からお聞き取りいたしたい。

○国務大臣(木村俊夫君) 沖縄が復帰いたしますと、本土でいま行なっております国土調査十カ年計画、これに沖縄を含めて実施することになります。その際、いまお話のありました公用地も当然その中に含めてやることですが、ただ所有関係に争いのあります土地については、なかなか国土調査法でその所有権関係を明らかにすることができない。結局、その場合には民事関係で解決するのではないかと思ひます。その点だけは御了承願ひたいと思ひます。

○栗林卓司君　ぜひ御努力をお願いしておきたい  
と思います。

実はいろいろ伺いたいことがあるのですが、時間  
間が足りなくなっていました。あと一つ、とて  
もこれは十分では無理なんです、通貨交換の問  
題についていろいろ伺いたいと思います。な  
が、こうなると、主張を申し上げたほうが早いよ  
うな気がいたしますので、二、三伺いながら申  
上げてみたいと思います。

大蔵大臣にお伺いいたします。

通貨交換というのは、ある部分の通貨をとにかくある金からある金にかえるということでは私は私にはないと思います。よく言われるように、沖繩であれば、ドルの通貨圏から円の通貨圏にかわる。それの意味で、単に目に見える紙幣あるいは預金を交

換するといふことにとどまらない。通貨価値の等価交換、これが実は通貨交換の中身だと思ひます。その意味で、以前、個人の現・預金についてあり高を調べ、一ドル三百六十円で交換するといふことを決定されました。投機ドルが心配される中で、そこまで踏み切つたことは私は大きな英断だつたと思ひます。とは言うものの、これで終つたわけではない。これが、きょうも論議に出たりおりました請求権の問題について、一体一ドルを何円にかえていくのかという議論も出てまいりますし、その他もろもろ、時間がないので申し上げません。ただ、元来通貨交換というのは、實際に生きている経済の実体に触れた問題なんで、一部分だけを抜き出してこれは一ドル三百六十円、あとは対ドル基準相場だといふ、こういうことは非常にむずかしいんだと私は思ひますが、大蔵大臣の御見解を伺いたいと思ひます。

○國務大臣(水田三喜男君)　もう、通貨交換はそういう意味でございしますが、それが、実際において旧レートでこれを交換すべしというのが沖繩の人たちのいままでの要求でございましたが、通貨交換といふものは、旧レートで復帰のときにあるいは復帰前にこれを交換するということは、実際には非常にむずかしい問題だということから、私どもは一定の時期において持つておる所有のドル、それから債権、債務の差額というものを確認して、そうして交換時には実勢レートにおいて交換する。しかし、お約束によつて、別に差額に当たる分を支給金として交付するという形によつて、この沖繩の方たちに損害をかけないという形で解決したいということをや考えておつてああいう措置をとつたんでございしますが、やはり、いま考えられる方法としては最善の方法ではなかつたかと思ふのですが、さらにまた、外交交渉の問題もこれから先に機会もございまして、いろいろな意味において考えられることがあれば、われわれも研究したいといつて、今後の検討を約束しているところでございますが、いま現在としては考えられる私は最善の策であると考えております。

○栗林車司君 山中長官に伺います。

現在、沖繩の物価安定緊急措置という事で二十億圓。しかしこれは、施政権が返ってまいりまして沖繩が円の通貨圏に入りますと、この機能は事実上もう役に立ちません。そうすると、沖繩は結果としていまより物価高。この辺の理屈を非常に大ざっぱに申し上げれば、一ドル三百六十圓の経済がそのまま沖繩に流れ込んでいくということになります。これに対して具体的に個別の対策を打とうと思っても、どう考えても可能性は私はないように思います。そのほか、再々出る話ですけども、国家公務員あるいは地方公務員として採用する沖繩の、現在琉球政府に働いておいでになる皆さん、人事院規則によつて査定をするということになりますと、現在もらっているドルに幾らかけてというきめ方ではないとしても、素朴に受け取れば、一ドル三百六十圓でかえた勘定になります。そうなれば、民間で働いている人も、わしたちも一ドル三百六十圓でかえてくれと言ひのは、これは当然の要求だと思ひます。じゃ、そうなれば今度は企業の側からいへば、企業の現・預金、資産についても、当然三百六十圓でかえるという話に発展してまいります。それもまた、しごくもつとも無理じゃないか。沖繩では自主的な金融制度を果たしているものとして模合ひがあります。たまたま模合ひの結果、ドルを受け取った。調査に間に合つて三百六十圓でかえてもらつた。しかし、負っている債務はあくまでもドル建て債務ですから、対ドル基準相場でかえていっていかといつたら、それはおまえ三百六十圓で返せということになるでしょう。ところが、模合ひによつて事業資金を得た人は、対ドル基準相場でしかもらえませんか、これは三百八圓、無数にある模合ひの中で返済基準が全部まちまちになります。こんな例は、拾ひ上げれば私は切りがないと思ひます。

実は、そういうことを個々にお伺ひしながら、この通貨交換というのはいかにたいへんなことかといふことを御一緒に考えていただきたい気が

がしたのですが、最後に主張だけ申します。

とにかく一部だけ直して、あとを直さないといふことは、どう考えても不可能だと思ひますし、その場合に、三百八圓と三百六十圓の差額が何か、これが実際に、いまの二十億圓に見合う実質的な対策費として生きてくると思ひます。この三百八圓と六十圓の差額五十二圓は、現金が動くわけではありませんが、ないけれども、そういう経済を認めていくことが、結果として二十億圓の趣旨も生きるし、個人の現・預金について一ドル三百六十圓でかえた趣旨も生きるし、何も返還前にドルを円にかえなくても、安心が即座に生まれると思ひます。ただ、そういう取り組みをした場合に、投機ドルの關係はどうかということになります。ところが、私が申し上げたかったのは、こうなれば投機ドルの危険をおかしてでもかえりべきではないのか。この間、現・預金のあり高を調べた場合に、六千万ドル強だといひました。かりにこの六千万ドルと同じ額が投機ドルとして流入したとしても、そのことによる損失は三十億圓強です。現在支出している二十億圓の五割増し、三十億圓、たいへんな金額ですけれども、そういうへんな額とはいへない。三十億圓。

○国務大臣(山中貞則君) それは手持ち現金だけです。

○栗林車司君 そうです。ですから、それだけ投機ドルが流入したとしても、そこまで覚悟すればいい話になるし、そんな投機ドルが管理できない話でもないでしょう。その意味で、一〇〇%投機ドルを押えるということでは、私はいまの事態、沖繩の通貨問題は解決できるとも思ひます。その中で、場合によつてはその危険を若干おかししても、そのかわりその流入を極力抑える処置を講じながら、全部について一ドル三百六十圓を基準として経済を組み立て直していくということに踏み切る必要があるのではないかと思ひます。

事柄の性質上、お答えを求めているおられません。私の主張だけ申し上げて、時間がなくなりました

ので、質問を終わりたいと思ひます。

○委員長(長谷川仁君) 渡辺武君。

○渡辺武君 今回締結された沖繩協定が、核抜き本土並みという政府の宣伝にもかかわらず、アジア最大の総合侵略拠点としての沖繩の基地の機能を維持し、さらには日本本土をアメリカの侵略体制に一そう緊密に組み込むものであつて、またホイラー・アメリカ統合参謀本部議長所述べた、いわゆる日米軍事混合体制のものである日本の軍事力の増強を義務づけるものであることは、この国会の論議を通じて明らかになつてきております。私はきょうは、沖繩協定と、特に沖繩への自衛隊配備などと関連して、特に重大な問題になつておりますこの日米軍事混合体制、すなわちアメリカのアジア侵略体制に自衛隊を一そう緊密、有機的に組み込み、自衛隊の肩がわりによつて侵略体制を強化しようとするこの体制の問題について、質問をしたいと思ひます。

そこで、防衛庁長官に伺ひますが、私が決算委員会での質問のために防衛庁に資料要求をいたしました。防衛庁からは提出された資料によりますと、七月二十五日から四十六年の十一月三十日までの間、八回にわたつて日本大洋海底電線株式会社、通称OCCと呼んでおりますけれども、このOCCから総額二十七億三千三百三十六万七千圓、総量四千二百トンの同軸海底ケーブルを購入してあります。そこで伺ひたいのですが、この四千二百トンの海底ケーブルの総延長は何海里か、また、この大量の同軸海底ケーブルを何のために使つておられるのか、伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(江崎真澄君) 御指摘の海底ケーブルであります。これは水中探知機敷設適地の選定、それからこれに伴う器材の改善、開発と、こ

ういったものに使つておるわけでありまして、御承知のとおり、原子力潜水艦といふものが出てまいりましてから、海中機器の構造といふものが非常に大型化してまいりました。それからまた

複雑化してまいつたわけでありまして。したがひまして、これを専守防衛といふますか、日本としては、四面海をめぐらしておるこの地理的環境にある国として、やはり磁気、音波、そういうようなものによつて探知をしていく、そういう機器を、どこにどういふふうに配置したらいいの、そういうことを研究し、同時にまた、それが流されてしまつては困りますので、たとえば潮流はどういふふうであるとか、これは塩分はどういふふうであるとか、水温の状況はどうであらうとか、そういう多目的な調査にこれを使つておるわけでありまして。

そこで、長さはどれだけかと、こういう御質問であります。実は私就任以来、このことにつきましていろいろ事務当局と話し合ひをしておるわけでありまして、自衛隊としてはトン数で四千二百トンといふものを申し上げたわけ、この長ささほどの程度かといふことははっきりいたしません。この海洋国家としての日本が自衛上いろいろ探知するものを配備したり何かする、それが簡単に出来るわけでありまして。したがひまして、この長さについては、決算委員会でも政務次官が、私は協定委員会に入つておりましたために、政務次官がかわつて出まして、申し上げることができませんと、こういふことで過ぎてきておるようでありまして、私がいたしまして、この点についてはひとつ御容赦を願ひたいと思ひます。

○渡辺武君 海底ケーブルの分量をトンであらわすなといふようなことは、これは海底ケーブルをスクラップ屋に売るときぐらいなものではない。海底ケーブルといふのは、あなた方が注文を出す場合にも、大体どのような仕様のものを何海里といふふうにして出すのが当然です。いまの御答弁を伺つておきますと、どこへこの水中探知機を配置していいか、それを調べるためだといふようなものだったら、何もこれは防衛上の秘密だといふ必要は少しもないと思ひます。そういうことでは、これから先の審議、私はこれは進められるかどうか疑わしくなつてくる。何海里のもの

なのか。二十七億三千万円もの金を使っているんですから、国民はこれを知る権利を持っていると思う。おっしゃっていただきたいと思う。

○国務大臣(江崎真澄君) これは御理解を願いたいんですが、トン数で申し上げたわけですが、本来ならば、あるいは長さでいってそのこと申し上げたほうがよかつたかもしれません。まあどちらかを一つ申し上げることによって、これはひとつ御理解を願いたいと思うんです。で、やはりこの四面海をめぐらしてある日本の地理的環境からいって、長さがこれこれ、重さがこれこれということになりますと、やはりこれはもう、たとえ津軽海峡に敷設しておるとか、あるいは対馬海峡に敷設しておるとか、一々こう言わなくても、専門家の間では、ああ、あそこそこそこにあるかというところになりますと、やはりこれは日本の自衛上まことに好ましくない結果が生まれるわけでありまして、その点を言っておるのですから、どうぞ御理解願いたいと思います。

○渡辺武君 どうしてそれは理解できない。いままでの対潜水艦用の水中ソーナーはどこに設置されておるかということ、これは大体も明らかになっておるでしょう。先ほど私ちよつと申し上げたかと思いますが、水中聴音機ですね、LQ03というのが一番最近のものだといわれておる。このLQ03も、これも津軽海峡に設置されておる、二基ね。そうして、間もなくこれが豊岐、対馬にそれぞれ一基ずつ設置されるだろうというふうなことは、専門雑誌見ればすぐ書いてあることだ。なぜ一体、この海底ケーブルについてだけ、防衛上だというふうなことで隠されるのですか。

○国務大臣(江崎真澄君) 決してことさらに隠すわけではありませんが、事の性質上、どの港に、どの海峡に、どの地点にということ、これは日本の国益という点で御理解を願いたい、こう申し上げておるのです。

○渡辺武君 日本の国益などと聞かすのいいことを言っておるけれども、私これから質問の中で明らかにしたいと思いますがね。これは日本の国益だとか、防衛上の秘密とかということであつた方が明らかにすれば、あなた方は憲法、自衛隊法違反を犯すことになる。そういう政治上の秘密から国会での答弁拒否をしている。そのことを私これから先、質問を通じて明らかにしたいと思う。きょうは質問時間も限られて、しよるがいかから、私どものほうで調べた数字を申し上げます。いいですか。この四千二百トンの同軸ケーブル、私どもは最初、これは大体千六百海里から千七百海里くらいのものであらうというふうに考へておりましたが、われわれの入手した資料によりますと、これは特殊なケーブルで、総延長約千四百海里、キロメートルに直せば千九百キロメートル。ですから直線距離でいいますと、北海道の北端稚内から奄美大島の間、それをつなぐくらいのも膨大な延長を持った海底ケーブル。どうですか、この点認めますか。そうして、このような膨大な延長を持った海底ケーブル、一体何のために使っているのか。これも明らかにしていただきたい。

○国務大臣(江崎真澄君) これは、何といひましても四面海の国でありますので、港も多うございします。しかも重要港湾といわれる地点も多うございします。また海峡もあります。したがって、このごろこりいう海底機器の規模というものは、先ほども申し上げましたように、非常に大きくなつております。複雑になつております。したがって、それを各所に配置すればそれだけのものがやはり要ると、こういうわけでありまして。

○渡辺武君 いいかげんな、その場のがれの答弁で国会の審議を妨害することは、私は許されないうと思ふ。いいですか、一千海里といへばく大なものです。これ、いま申しましたように、日本列島を縦につないで、ほとんど全部尽くしてしまふくらいのものであります。こういうものを、いまおっしゃつたような御答弁で満足できますか、何に使っているかということ。千四百海里といふのは、これはあなたも認めるを得ないと思ふのですが、どうですか。その点はつきりさせてください。

○国務大臣(江崎真澄君) これは太いのもありますし、また細いのもありますし、したがって、それをどういふふうにと認めるとおっしゃられても、これは困ります。私、必ずしもいまの御指摘は根拠のあるものと思ひません。

○渡辺武君 太いのもある、細いのもある。それを全部入れてです、千四百海里。ここにちゃんとわれわれの入手した資料があるのです。それを全部合計すれば約千四百海里になる。うそを言つたのであります。国会をばかにするつもりですか。

○国務大臣(江崎真澄君) これは御理解をいただきたいんですが、決してうそを言っておるわけじゃないです。それじゃ、御質問は、何をしておるのかとおっしゃるのではありませんか、むしろこちらからお尋ねをしたいと思います。私は、さつき申し上げたように各港、海峡、とにかく四面海に囲まれた国でありますから、各所に分散配置をしておる、こういうことを申し上げたわけなんです。しかも冒頭に申し上げましたように、潮流であるとか、水温であるとか、特に潮流の場合は、機雷等を敷設する場合にも、これは容易に流されてしまいます。したがって、そういうこともやはり当然十分平素から承知しておらなければならぬわけでありまして、それから塩分が一体どの程度であるのか、そういうことを、この裏表ずっと長い……いまおっしゃる通りに稚内から奄美大島まであるとしまして、それは一直線の、かりにです、あなたのおっしゃることを承つたとして、それで日本のまわりを取り巻いてみたら、半分にしかならないわけなんです。それを、あちらこちらに配置するわけですから、それくらいのものは当然要るわけでありまして、これは御理解を願いたいと思います。

○渡辺武君 まあ、いまの御答弁がどれほど国会をばかにした答弁かということ、いすれ質問の中で明らかにしたい。

○国務大臣(江崎真澄君) これは兵器であることは、あとから明らかにしますけれども、そういう答弁で国会に事態の真相を隠そうとすることは、私はけしからぬと思ふのです。

○渡辺武君 これは兵器であることは、あとから明らかにしますけれども、そういう答弁で国会に事態の真相を隠そうとすることは、私はけしからぬと思ふのです。

○渡辺武君 これは兵器であることは、あとから明らかにしますけれども、そういう答弁で国会に事態の真相を隠そうとすることは、私はけしからぬと思ふのです。



けれども、先ほど何本かに分けて使っているという御趣旨の答弁がありましたけれども、何本に分けて使っておりますか。

○国務大臣(江崎真澄君) これは御答を願いたいと思ひます。

○渡辺武君 みんな御答を願いますでは、質疑続けることでませんよ。はっきり答弁していただきたい。

○国務大臣(江崎真澄君) これをはっきり申し上げますと、一体何のために日本が国防の意味で——これはまあ通常兵器による局地戦以下の国防というのが自衛隊の任務であります。その任務が根柢からくつがえつてしまふわけですから、それについて明らかにすることは御了解をお願いしたい、こう申し上げておるんです。

○渡辺武君 いまも申しましたように、もうすでに三十億円の金を使っている。ケーブルだけで。まだそのほかにも、このケーブルを積んで敷設するための自衛艦「つがる」これを改造するため九億数千円の金も使っている。二つを合わせただけで四十億円の金です。まだそのほかにもいろいろあります。こんなばく大な金を国民に使われて、何に一体使っているんだ、それを明らかにすることもできないというのはいくらどういふことですか。こういうことでは審議を続けることはできない。委員長、注意していただきたい。

○国務大臣(江崎真澄君) 「つがる」のお話が出ましたが、これは昭和三十年に竣工しました古い、いわゆる機雷の敷設艦、水中機器の敷設艦であります。したがって、こういう古いものでは、もうその用に任ずることができない。それはかりか、昭和四十四年に「そうや」という二千トン級の、新鋭の機雷敷設、機器敷設の専用艦ができたわけでありまして、そこで、まあ金のある国ならばそれでいい艦艦ということかもしれせんが、やはり乏しい自衛隊のことでありまして、これを改造して、そうして水中機器の配備あるいは水中のいろいろな多面的な調査、これに使

えるように改造を加えたのでありまして、新造船をするのと、九億数千円を要してもこれを改造して使うというのでは、これはやはり自衛隊の乏しいその行き方、あり方というものを御同情願いたいと思ひます。

○渡辺武君 そんなこと何っているのじゃないですよ。改造にせよ新造にせよ、国民の血税を使っているというところについてちや変わりはない。そのばく大な金を使って、一体これは何のために使われているのか、そのことも国会が明らかにできないというふうなことでどうなります。数本に分かれて使われるということなら、どういふふうに、何本に分かれて使われているのか、はつきり御答弁いただきたい。

○国務大臣(江崎真澄君) これは四面海でありますから、重要な各地各所に分散して敷設されておるわけでありまして、したがって、この本数等々について触れることができないのをいかに残念に思ひますが、これは国益という点でぜひ御理解を願ひしうございませう。

○渡辺武君 それなら申し上げましょう。私もこの入手した資料によれば、このケーブルは予備を含めて四本ある、予備を含めて、予備は約百三十海里。ほかには三本に分かれております。このことを認めますか。三本の各ケーブルの長さ、これをおっしゃっていただきたい。

○国務大臣(江崎真澄君) これは、私も就任以来いろいろこういうことについても勉強したつもりでおりますが、そのことについてはつまびらかにいたしておりません。

○渡辺武君 こういうことでは審議できないじゃないですか。全部答弁拒否、これじゃ国会の調査権どうなりますか。防衛上の秘密だというならどんなものでもやっついていいという、国会の追及をのがれたいんではないですか。私の入手した資料で申しません。これは予備を除いた三本、そのうち一本は百十里、もう一本は百八十里です、約。第三のものは実に六百二十海里。どうですか、この

ことを認めざるを得ないでしょう。

○国務大臣(江崎真澄君) それは残念ながら認めるわけにまいりません。

○渡辺武君 委員長、これは審議できないですよ。審議できませんよ、こんなことじゃ。そんなことでは審議できませんよ。何の答弁もしない。

○委員長(長谷川仁君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(長谷川仁君) 速記を起こして。

○国務大臣(江崎真澄君) あとから装備局長に補足をさせますが、いま御指摘のようなことはない、こう申しております。

○説明員(黒部種君) もっと数多く分けられております。

○渡辺武君 答弁にならぬです、そんなことで。私はちゃんと三本の長さを言っている。もしそれを否定するのなら、何本になつて、各本の長さはどれくらいか、はつきりした資料を出していただきたい。それではなければ審議できない、これは。

○国務大臣(江崎真澄君) これは、どうも押し問答になるとあなたのプライドを傷つけることになりまして、いかにも残念ですが、これはやはり自衛隊の秘密ということで御了解をお願いしたいと思います。

○渡辺武君 自衛隊の秘密と云うけれども、これはアメリカには筒抜けでしょう。アメリカの技術でこれはつくつてゐるのです、あとから申しますが、アメリカ海軍の協力と指導のもとにこれをつくつてゐる。アメリカに筒抜けなのに、何で国民や国会の前に明らかにできないのか。そんな防衛秘密なんというものはあるもんじゃない。はつきり答弁していただきたい。資料をちゃんと出してもらいたい。質疑できない、こんなことじゃ。

○国務大臣(江崎真澄君) だんだん大型になつてまいりましたので、そういうことを勉強するためには協力を得たことはあります。配置その他については、日本独自のものであつて、米軍もこの

ことについては知らないはずであります。

○渡辺武君 そんな答弁、満足できない、とて。うそばかり言つてゐる。

それじゃ、あなたの言つてゐることが正しいか、ぼくの言うことが正しいか、それを明らかにするために、この同軸ケーブル、これの仕様をおしやつていただきたい。

○説明員(黒部種君) 同軸ケーブルは三十ミリから八十ミリまで、各種ございませう。

○渡辺武君 三十ミリから八十ミリまで各種あると、これはこの前の決算委員会でもそのように答弁された。しかし、それだけじゃわからない。少なくとも同軸ケーブルの軸芯、すなわち内部胴体の直径はどのくらいあるのか、同軸ケーブルの本体、すなわち外部胴体の内径はどのくらいあるのか、それからまたレピーターが入つてゐるはずだが、レピーターの区間の長さはどのくらいか、最低限そのくらいのことははつきりさしていただきたい。

○説明員(黒部種君) 仕様の詳細につきましては答弁できないわけですが、レピーターは入つております。ただレピーターの入れ方は、海底の状況その他によりましていろいろ変わるわけでございます。それから内芯の太さというところでございませうが、先ほどお断り申し上げましたのですが、結局はこれだけの情報量を伝送するかどうかという問題になりますので、性能の詳細にもわたりますので、仕様については御答弁を申し上げられない次第でございます。

○渡辺武君 これは休憩して、理事会開いてくださいよ。こんなことじゃ質疑続けられせんよ。どっちが正しいかということを私は証明するために質問してゐるのです。この仕様が明らかになれば、アメリカと関係がないんというふうな話にはならぬ。

○委員長(長谷川仁君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(長谷川仁君) 速記を起こして。

○国務大臣(江崎真澄君) 御質問は、それじゃお尋ねしますが、一体どういうふうに思っているのしょうか。私も何も随分たつもりはないうんです。ただ目方で一応申し上げた。その長さを申し上げますと、これは専門家がそれを聞けば、すぐどこどこにあるだろうということが明らかになるから、それは申し上げるわけにまいりませんと、こう言っているわけなんです。そうすると、何を疑っていらつしやるんでしょう。それを具体的に言っていたら、あるものはある、ないものはない、こういうふうにお答えができると思いますので、どうぞ御質問をお進め願いたいと思います。

○渡辺武君 そんな答弁では満足できない。私の伺ったことにちゃんと答えていただきたい。休憩して、少しこの問題検討してほしい。こんなことじゃ審議できませんよ、これ。けしからぬですよ、実際。

総理大臣に伺います。いま質問している問題は、あとで明らかにしますけれども、防衛上の機密などと言えらるるものじゃありませんよ。これは初めに述べましたように、自衛隊の沖縄配備が典型的に示しているように、日米軍事混合体制のもとでの自衛隊の侵略的な強化という、政治上の問題です。ところがですね、答弁を拒否する。私、きょうここに、この沖縄委員会から防衛庁に資料要求したのを持ってきました。この回答を参考までにちょっと申し上げてみましょうか。この海底ケーブルの総延長は何海里か、それに対する答えは、「防衛上の見地から長さについては明らかにできない」。ところが、直径約三センチの細いものとは何海里か、「防衛上の見地から長さについては明らかにできない」。全部です。何った質問八項目のうちで、答弁のあったのはたった一カ所、全部これは「防衛上の見地から明らかにできない」、全部これですよ。こんなことで国会の審議ができますか。ちょっと見てください。よく見てください。こんなことで、あなた、審議できますか。——ちょっと待ってください。もう少し

申し上げることがある。かりに、もしかりに百歩譲ってこれが防衛上の機密であつたとしても、国会の答弁を拒否するというのはこれは重大なことだ。何を聞いても答弁拒否。資料要求しても資料を出さない、答弁拒否。これは、国権の最高機関である国会の上に軍隊を置いて、そうして議会制民主主義を踏みにじろうという軍国主義の明確なあらわれだ。こんなことなら、防衛上の秘密というところで国会の審議をまぬがれて、自衛隊はどんなことでもできるということになるんじゃないですか。自衛隊がどんな危険なことをやっても国会はそれに対して規制できないということになるんじゃないですか。しかも軍事機密でも何でも機密だ。こういうことで国会の国政調査権を妨害するということは言語道断と言わなきゃならぬ。総理大臣、この点どう思いますか。

○国務大臣(佐藤榮作君) どうも渡辺君とかみ合わないのは、先ほどから言われる日米軍事混合体制、そのもとで日本が侵略体制を整えつつあると、これはとんでもない前提です。さようなことはございせん。幾ら自衛隊を沖縄へ配置したからって、それをもつて日米軍事混合体制、これは一体何ですか。そういう前提のもとでお尋ねになると、たいへんそれは、枯れ尾花も幽霊に見えるでしょう。それはとんでもないことなんです。私はどうもそこらに、どうしてかみ合わないのかと、こういう気がするので。だから、その辺をまず正しく認めていただいて、われわれの自衛隊はどういうものだと、これはもう専守防衛だと、これについて何か御議論があればそれは十分お答えしますが、どうも前提が、今回ののは、ちょっと私どもと立場が違ひるので、そういう立場でお尋ねになると、渡辺君の御満足いくような答えはとできません。これは、私どものほうでそれはできないことです。御了承願います。

○渡辺武君 それは総理大臣として答弁にならぬですね。この答弁拒否、これは議会制民主主義を踏みにじるものじゃないかということを伺っています。国会の、国権の最高機関である国会の審議権を、その上に軍隊を置いてるんだ。防衛上の秘密だというなら何でもできるんじゃないか。こういうことは許されない。——いや、総理の答弁を求めている。

○国務大臣(江崎真澄君) 私が先にお答えして、あとからまた。これは何も隠しておるわけじゃないので、私何べんも先ほどから申し上げておりましたが、要するに、だんだん水中固定器材の性能が向上してきた、そこで敷設能力の向上を、適地を選定するために必要な海洋調査機能を増強するためのもの、それを各所に配置をいたしております。したがって、その大きい、新しい水中器材というものを今後開発していくためのこれはデータにもなる要素を持っております。そこで、これはお尋ねするんですが、たとえば沖縄の場合、沖縄から台湾に海底ケーブルがあった。そういうようなことから、何かもし自衛隊が他国、これはアメリカを含めてよろしゅうございせん。他国と海底ケーブルでもつないでおるんじゃないかというお疑いがあるならば、さようなことは絶対ありませんし、いまの自衛隊がそういう特定な、どこの国ともよろしゅうございせん、そういう海底ケーブルをつないでそうしていくというようなことは絶対ありませんし、今後もしそういうことはないと、うことまでは申し上げておきます。ただ、長さはどうかとおっしゃると、トン数を申し上げたことによつて御理解を願いたい、こう申し上げておるので、それも、お答えできませんという点は、長さについていろいろな角度をかえての御質問です。それから、お答えできませんというまことにふあい、そういう形になっておりますが、トン数ははっきり申し上げておるわけですから、これは御理解を願いたいと思ひます。

○国務大臣(佐藤榮作君) 国会をべつ視したとある、あるいは審議拒否をしたと、こういうものではございせん。ただいま防衛庁長官からお答えいたしましたように、事柄の性質上、どうもそれ

だけはひとつお許しを得たいと、こういうことでございせんので、その辺は御理解をいただけるのじゃないだろうか。いまお手元に差し上げてあるものも、それはやはり同軸ケーブルがいろいろ機能を持つておる、そういう点についての答えは出てないと、こういうことですから、全然答えやしないとかというふうなものではないんですから、答えることはしたいんですが、どうもこの点は機密上できないと。ただ、先ほど申し上げたように、私は日米合同体制とか何とかおっしゃったが、そういうものでないことだけは、これは御理解していただきたいと思ひます。

○渡辺武君 その日米軍事混合体制であることを、質問を通じて明らかにしようということなんです。予断を持って言っているわけじゃない。われわれが調査して、明らかにそうだと判断できるから言っている。もしあなた方がそうでないというなら、私の伺ったことに正直にお答えいただければいいんです。それを、肝心なところを隠しておいて、そうじゃない、そうじゃないと言つたて、これは道理が通りますせんよ。

時間がないので質疑を進めますけれども、やむを得ないから。しかし、この点ははっきり申し上げておきたい。防衛上の秘密でございせんというところ、自衛隊が国会の国政調査権を妨害しながら、いようなことをやるというところは、まさにこれは軍国主義そのものの姿です。この点をしっかりと申し上げておく。

このケーブル、これはアメリカの開発したケーブル、専門用語でいへばTAT-1方式といわれ、タート・ワンといひます。すでに商業用海底ケーブルとしては旧式となつて、軍用の、特に対潜水艦用ソーナー用としてだけアメリカで使われているものです。内部胴体の直径は〇・六二二インチ、レピーターの区間の長さは約三八・七海里、いま防衛庁長官の答弁のあった八十海里メートルの太いもの、これは浅い海の荒波からケーブル本体を守るために外装を厚くした部分、そして浅い海から陸

揚げするその部分が約八十メートル、これは四段階に分かれて、そして三本ともに、この厚い部分はほぼ二十四海里から五海里ぐらいの長さがある。ほかはすべて深海用です。外装のない、深い海用のものです。そして、その延長の先端にソーナーがついている。これを潜水艦が通れば、聴音をして地上局でこれをキャッチする。こういう仕組みになっている。これは明らかに対潜水艦用の水中兵器、ソーナーです。このことを認めますか。

○国務大臣(江崎真澄君) たいへんいろいろ御勉強のようですが、私も、そういうものではないと思います。さきから申し上げておきますように、もう重ねて申し上げますが、各地に配置をして、水温とか、塩分とか、潮流とか、そういうものを総合的に調査をして、データを集め、将来の水中機器の大型化、複雑化に伴って、これをどう開発していくかということをもつぱら研究いたしております。それこそ、国際海洋博にも一部は場合によれば展示してもいいようなものじゃないか、それくらいに思っております。

○渡辺武君 海洋博に展示してもいいようなものだったから、何で国会で答弁拒否するんです。まさに水中ソーナーであればこそ、あなた方はそれを否定しようと思つて、そして国会で答弁拒否しているんじゃないですか。いいかげんなことをおっしゃっちゃいけませんよ。

○国務大臣(江崎真澄君) 決していいかげんなことを申し上げておるわけじゃなくて、その一部を展示してもちつとも差しつかえのないものです。ただ申し上げるのは、どこどこに入れておるか、長さはどれだけか、幾つに分けておるかと言われるから、それはできませんと、こう申し上げておるわけでありまして。

○渡辺武君 展示していいようなものだったら、何で仕様をはっきり言わないんです。国会をばかにするんですか。

伺いますがね、問題は、このような長大なアメリカ式の海底ケーブルのついた対潜ソーナー、こ

れをどこからどこまでどのように設置しているか、こういう問題です。これは国民にとって無視することのできない重要な問題です。この最大の長さは六百二十海里。六百二十海里といえば、これはナホトカ―直江津間のあの日本海海底ケーブル、この長さが四百八十海里ある。これは日本海の一、番ふくらんだ部分です。それを横断しているケーブルでさえも四百八十海里。六百二十海里といえ、直江津からナホトカまで行ってまた帰ってくる、途中まで。それはど長大なものが一本のソーナーにつながれているのだ。国民として、一体これをどこにどんなふうにして設置しているのか、これについて疑いを持たざるを得ない。御答弁いただきたい。地上局はどこですか。どこからどこまで、どのようにしてこれは設置されているのか。

○国務大臣(江崎真澄君) これは何べんも御答弁申し上げておるのですが、各地各所に配置をしておるものであつて、決して、いま御指摘のような一本のものではありません。これはどうぞひとつ、何か私のほうがばかに答弁をはぐらかしているような感じになりますが、決してそうじゃないのです。各地各所に、重要な地点に配置をしております。その代表的なものは津軽であり、対馬であるということをおしやう申し上げたわけですが、それ以上申し上げることは御勘弁をいただきます。しかし、それは各地各所に配備をいたしております。

○渡辺武君 各地各所に配備しているというのは、これは日本の領海内ですか。領海外ですか。

○国務大臣(江崎真澄君) 領海内でありまして。公海に及ぶところは、当然これは郵政大臣の許可を得なければならぬことになっております。

○渡辺武君 いま領海内だとおっしゃいましたけれども、あなたの方の答弁自身がそのことを否定している。先ほどの御答弁だと、細いところは三十メートルだとか答弁している。太いところは八十メートル。その太いところというのは、これは浅い海の荒波からケーブル本体を守るために

外装を厚くしてある。そうして浅い海から陸揚げするといふ、そのために太くしてある。三十メートルというのは外装のないケーブル本体です。これは深海用のものです。日本の領海というのは、これは私が申し上げるまでもなく、三海里です。大陸だの上です。浅い海です。もし、あなたの方が全部領海内のものだと言ふならば、全部のケーブルが厚くされていなきゃならない。まさに深海用のケーブルを使っているところ、に、領海外にまでこれが設置されているところ、とをはっきり物語るじゃないですか。うそばかり言っちゃいけません。はっきり答弁いただきます。

○国務大臣(江崎真澄君) 決してこれはうそを申し上げておりません。領海内です。で、今後、計画しておりますものに、公海にわたるものもないわけではない、いま装備局長が私にそう申ししております。そういう場合には、当然、郵政大臣の許可が要る、その手続のことを申し上げたわけで、現在領海内でございます。

○渡辺武君 この同軸ケーブルがどういふものなのか、外装のない無外装のケーブルというのはどういふものなのか、これがはっきりわかるならば、あなたのそういう答弁が、国会を愚弄する全くのうその答弁だというのははっきりしますよ。この同軸ケーブルというのは、御承知のとおり、長距離の多重通信用のものとして戦後開発されたものです。ね、そうでしょう。太平洋を結ぶ海底ケーブル、これもそうです。ところで、いままで防衛庁が使つて発表している、海峡や港湾から防衛すると称して潜水艦用のソーナーを使っている、先ほど言ったLQO3などもそうです。これは全部、同軸ケーブルを使つていないんです。これは多芯ケーブルです。何本もの線が集まつたケーブルですよ。これは領海三海里、その範囲内に設置されているといつたって、これはなるほどそうかもわからぬと思ひますよ。ところが、長大な遠距離に通信を送るためのケーブルを潜水艦用のソーナーとして使つていふことは、領海三

海里をはるかに離れて、深い海、したがって、公海、あるいは他国の領域の中に行つていかもわからぬ。先ほど言ったように、直江津―ナホトカ間の日本海海底ケーブルよりもっと長い、そういうケーブルをつけたソーナー。子供だましの答弁しちゃいかぬと思ひます。はっきり御答弁いただきます、納得のいくように。

○国務大臣(江崎真澄君) どうも、私ほんとうのことを申し上げておるんですが、どうしておわかりにならぬかと思ひますが、領海内、現在公海には出ておりませんと、将来、公海に出るという分については郵政大臣の許可も要ることあります。計画はあるのかないのかとおっしゃるなら、ございまして、こういうふうに申し上げたわけで、現時点では確実に領海内でありまして、ナホトカとどういふことになるか存じませんが、少なくとも日本が現在、特定な国と海底ケーブルをつなぐなければならないような事態はございません。将来ともないと、私断言しておいて差しつかえないと思ひます。

○渡辺武君 答弁をらしやいけませんよ。海底ケーブルに使つていふなんて、だれも言っちゃいないんだから。対潜水艦用のソーナーとしてこれを使つていふんだということを言つていふ。私の申し上げることにちゃんとお答えいただきたい。一番短いのもつて約百海里、全部これは無外装の同軸ケーブルを使つてやつていふんです。領域内だといふならば、何で無外装の同軸ケーブルを使うんですか。いままでの多芯ケーブルで間に合はずだ。何で無外装の同軸ケーブルを使うのか、それをおしやういただきます。

○国務大臣(江崎真澄君) あなたの言つておられるのが正しくて、私がこの国会の場でお答えるのが正しくないという御判断は、これは私、お間違えじゃないかと思ひます。これは私は、各地各所に配置されておる、こう申し上げております。あなたは一カ所で、長大なものがそこに配備されているのだ、こうおっしゃるわけですが、

はなはだ話がかみ合わなくて恐縮ですが、あくまでこれは各地各所に配置、配備といえますか、しておるものでありますので、どうぞひとつ、いろいろ御研究になっておられるようですが、それは違つておると思ひますので、私の答弁を御信頼願ひたいと思ひます。

○渡辺武君 肝心なことを答弁もしないで、距離がどのくらい、長さがどのくらいだと言わない。何本に分かれていたのだ、これも言わない。それで自分の言うことを信用しろといったつて、だれが信用できますか。そうでしょう。そうして、うそばかり言つてゐる。しかも、このケーブルをOCCの工場から積み出すのに、あなた方は徹底的に人目に触れないように注意しているじゃないですか。あのOCCの工場のあるところは、これは横浜の出田町という岸壁のあるところだ。アメリカの大きな国際海底ケーブル敷設専用船であるロングライズ号でさえ横づけにできる。まして「つがる」のような小さな船は十分に横づけできる。それだけの岸壁でありながら、わざわざそこには直接につけてこないで、はしけに積んで、横須賀の長浦港まで運んで行つて、その長浦港から「つがる」に運ぶ、こういう忍び者が多い行動をやつてゐる。あなたが言つてゐる通りに、国際海洋博に出してもいいようなものなんだというのじゃないんです。これは秘密のケーブルに包まれている。あなたは自分の言うことをほんとだといふでしようけれども、私は、防衛庁がどういふものをつくつてゐるか、はつきり示す資料をここにこんなにつけておる。一番長いのはちゃんとケーブル系1と書いてある。これは百数十メートル、ケーブル系2、これは先ほど申しましたように約二百海里、一番最後のケーブル系3、これは六百二十海里、ちゃんとつながつてゐる。たゞきに分かれて各所に配備されてゐるなんて、まづかならずです。地上局がどこで、どこからどこまで敷設されてゐるのか、領海の外に出てゐることは明らかだ。はつきりおっしゃい。

○国務大臣(江崎真澄君) これはどうも、私さつ

きから何べんも同じことを繰り返してゐるわけだ、各所に配置してあるわけでありまして、一カ所言えとおっしゃつても、これは表現のしようがないわけだ。これは午後、たとえば毒ガスというふうな話ならば、これはほんとにわれわれもともに驚き、ともにそのあり方を追及するといふわけでありまして、これは性質が全然、そういうものとはわけが違ふんです。ですから、これはひとつ御信頼願ひたいものだと思ふんです。

○渡辺武君 われわれの調査によれば、この海底ケーブルは青森県の大湊にある自衛隊の基地に運び込まれてゐる。明らかに、北方水域にこれが設置されてゐることは明らかです。しかも、いま申しましたように、一番短いものでも百海里、一番長いのは六百二十海里。長大なものだ。これがケーブルの姿、その仕様そのものからいつても、領海内、つまり浅海用のものではないことは明らかです。深海用のものです。しかも、先ほど申しました「つがる」、これはグラブネルロープという特殊なロープを積み込んでおる。これは深い海から海底ケーブルを引き上げるために使われるロープだ。しかも、その長さ、推計すると約一万二千メートルある。いいですか。そんな長大なものを使わなければならないほどに深いところへケーブルを設置して、その先端にソーナーをつけて潜水艦を追つてゐる。明らかにこれは公海もしくは他国の領域内にまで設置されてゐるものだと考えざるを得ない。絶対にこれは領域内のものじゃない。国会を愚弄しないで、はつきり答弁してほしい。

○国務大臣(江崎真澄君) これはもう何べんも申し上げておりますが、私ははつきり、ほんとに御答弁してゐるつもりなんです。ですから、これは私どもの言うことも御信頼願ひたいと思ふんです。これはあくまでそういういろいろな調査をし、今後に備へるものでありますから、これは秘密といひましても、人に危害を加へるものじゃないんです。外国に何かえらいたいへんな攻撃

的な不安を与えるものでも何でもないわけですから、なぜそんなふうに御追及になるのか、實際、私了解に苦しむわけです。ただ、こういう押し問答をしますと、非常にあなたも不愉快になられて、その点はいかに恐縮に思ひますが、どうぞ、これは何ら敵国を刺激——いや失礼、よその国々を刺激するとか、いろいろそういう——いや、これはもう私のことばの、発言の間違いですから、これはどうぞ御容赦願ひます。どんなところを、だれを刺激するといふのでしよう。ですから、そういうことはないんです。各地各所に配置してある、これをもう繰り返す以外に答弁のいたしかたがないわけです。

○委員長(長谷川仁君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(長谷川仁君) 速記を起こして。

本日の質疑はこの程度にとどめます。

これにて散会いたします。

午後十一時五十六分散会